

第七十五回帝國議會

所得稅法改正法
律案外三十件委員會議錄(速記)第十五回

	會議
出席委員左ノ如シ	昭和十五年三月四日(月曜日)午前十時二十
委員長 堀切善兵衛君	
理事小山倉之助君 理事濱野徹太郎君	
理事木村 淺七君 理事高橋熊次郎君	
九分開議	
理事小笠原三九郎君	理事立川 平君
理事河野 長野	成島 高一君
中島彌團次君	密君
内藤 正剛君	山本 条吉君
飯田 助夫君	池本甚四郎君
櫻井兵五郎君	長野 長廣君
小見山七十五郎君	
塚本 三君	伊藤 五郎君
石井徳久次君	船田 上田 中君
宮本雄一郎君	森 肇君
山川頼三郎君	板谷 順助君
森田 福市君	西川 貞一君
西川 鈴木	龍澤 七郎君
英雄君	
出席委員左ノ如シ	三月四日委員板谷順助君辭任ニ付其ノ補闕
トシテ田中好君ヲ議長ニ於テ選定セリ	
大藏大臣 櫻内 幸雄君	

付託議案

出スル物品ノ内國稅免除ニ關スル

所得稅法改正法律案(政府提出)(第七號)

件ノ政
府提出(第三二號)

支那事變特別稅法及臨時租稅增徵法

臨時租稅設置法中改正法律案(政府提出)

法人資本稅法廢止法律案(政府提出)

資本利子稅法廢止法律案(政府提出)

第七號)税法(第八號)

税法(第九號)

特别稅法(第一號)

特别稅法(第二號)

配當利子稅法(第三號)

税法(第四號)

鑄鐵建築稅(第五號)

税法(第六號)

相續出貨債(第七號)

税法(第八號)

第一一號)税法(第一號)

税法(第二號)

第一一號)税法(第三號)

税法(第四號)

第一一號)税法(第五號)

税法(第六號)

第一一號)税法(第七號)

税法(第八號)

第一一號)税法(第八號)

税法(第九號)

第一一號)税法(第九號)

税法(第十號)

第一一號)税法(第十號)

税法(第十一號)

第一一號)税法(第十二號)

税法(第十三號)

第一一號)税法(第十四號)

税法(第十五號)

第一一號)税法(第十六號)

税法(第十七號)

第一一號)税法(第十八號)

税法(第十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

税法(第二十七號)

第一一號)税法(第二十八號)

税法(第二十九號)

第一一號)税法(第二十號)

税法(第二十一號)

第一一號)税法(第二十二號)

税法(第二十三號)

第一一號)税法(第二十四號)

税法(第二十五號)

第一一號)税法(第二十六號)

出席政府委員左ノ如シ	厚生大臣 厚生大臣 吉田 茂君
大藏政務次官 大藏政務次官 木村 正義君	大藏省主税局長 大矢半次郎君
大藏省爲替局長 中村孝次郎君	中村孝次郎君 氏家 武君
大藏書記官 大藏書記官 田中 豊君	大藏書記官 大藏書記官 山田 義見君
營繕管財局理事 松隈 秀雄君	大藏書記官 池田 勇人君
厚生省社會局長 新居善太郎君	厚生書記官 川村 秀文君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	秋元 順朝君
所得稅法改正法律案(政府提出)	松隈 秀雄君
法人稅法案(政府提出)	新居善太郎君
特別法人稅法案(政府提出)	秀文君
外貨債特別稅法中改正法律案(政府提出)	秋元 順朝君
相續稅法中改正法律案(政府提出)	松隈 秀雄君
建築稅法案(政府提出)	新居善太郎君
鑛區稅法案(政府提出)	秀文君
酒稅法案(政府提出)	秋元 順朝君
清涼飲料稅法中改正法律案(政府提出)	松隈 秀雄君
砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)	新居善太郎君
物品稅法案(政府提出)	秀文君
遊興飲食稅法案(政府提出)	秋元 順朝君
取引所稅法中改正法律案(政府提出)	松隈 秀雄君
通行稅法案(政府提出)	新居善太郎君
入場稅法案(政府提出)	秀文君

印紙稅法中改正法律案(政府提出)
骨牌稅法中改正法律案(政府提出)
狩獵法中改正法律案(政府提出)
明治四十四年法律第四十五號中改正法律
案(砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關
スル件)(政府提出)

大正九年法律第五十一號中改正法律案
(内地臺灣又ハ韓太ヨリ朝鮮ニ移出スル
物品ノ内國稅免除ニ關スル件)(政府提
出)

支那事變特別稅法及臨時租稅增徵法廢止
法律案(政府提出)

營業收益稅法廢止法律案(政府提出)

資本利子稅法廢止法律案(政府提出)

法人資本稅法廢止法律案(政府提出)

臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)

家屋稅法案(政府提出)

所得稅法人稅内外地關涉法案(政府提出)

昭和十二年法律第九十四號中改正法律案
(支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ
對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル
件)(政府提出)

大正十三年法律第六號中改正法律案(外
國船舶ノ所得稅等免除ニ關スル件)(政府
提出)

「アルコール」製造事業等ニ對スル所得稅
等ノ免除規定ノ改正ニ關スル法律案(政
府提出)

租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等ノ規
定ノ整理ニ關スル法律案(政府提出)

○堀切委員長 是ヨリ開會致シマス、主税
局長ヨリ一寸御發言ガアリマス

○大矢政府委員 先日濱野委員ノ御質問ニ
ナリマシタ大阪稅關ニ於ケル公賣ノ件ニ關
シマシテハ、早速事實ヲ詳細ニ取調べマシ
物品等ニ付キマシテハ、隨意契約ヲ爲シ得

タ結果、御質問ノ如キ物件ノ公賣ガアリマ
シタコトハ事實デゴザイマスガ、御示シノ
物件ノ大部分ニ付キマシテハ、大阪府ニ於
テハ當時公定價格ヲ決定スベキ豫定ノ物品
デハアツタノデゴザイマスガ、未ダ公定價
格ヲ決定サレテ居ラカツタモノデアリマ
ス、唯御示シノ物件ノ中デ、屑護謨ニ付キ
マシテハ既ニ公定價格が決定サレテ居ツタ
ノデアリマスガ、稅關デ公賣シマシタ物品
ハ故ノ護謨長靴デアリマシテ、屑護謨ト見
ルベキヤ否ヤ、多少疑問ノ餘地モアリマス
ノデ、屑護謨ノ公定價格品ト類似
ニハ是亦聊カ疑問ガアル次第デアリマスガ、
ソレハ別ト致シマシテモ、公定價格品ト類似
ノ品物ヲ相當高價ニ賣却シテ居リマスコト
ハ事實デアリマスノデ、此ノ點公定價格品
トノ權衡等ノ點ニ付キマシテモ、今一段ト
注意ヲ致スベキデアツカト考ヘラレルノ
件)アリマス、御質問ノ案件ニ付テ調査致シ
マシタ結果ハ大體以上ノ通りデアリマスガ、
低物價政策ヲ堅持スル方針ノ下ニ、多數ノ
物品ニ付テ公定價格が定メラレテ居リ、又
價格等統制令モ發動サレテ居リマス今日
ニ於キマシテ、稅關其ノ他ノ官廳ニ於テ公
賣等ヲ致スニ當リマシテハ、其ノ落札價格
等ニ付キマシテモ、低物價政策ニ順應シ、
公定價格ノ厲行ニ支障ヲ來サザルヤウ十分
留意スルコトガ肝要デアリマスコトハ、全
ク濱野委員ノ御述べニナリマシタ通リデア
リマシテ、政府トシマシテモ既ニ價格統制
令ノ施行ニ伴ヒマシテ、昨年ノ十月ニ、會
計法上隨意契約ニ依ルコトヲ得ル場合ニ關
スル勅令、昭和十二年勅令第五百八十四號
ヲ改正致シマシテ、公定價格ノ定メテアル
物價ノ標準ヲ認メルカト云フコトニナル、

ル途ヲ開いて居ルノデアリマス、尙ホ稅關
等ニ於キマシテハ、會計法以外ノ規定ニ依
ル公賣ヲ爲ス場合モアリマスノデ、公定價
格等トノ關係ニ付キマシテ、濱野委員ヨリ
御注意ノアリマシタヤウナ事態ヲ起サナイ
ヤウニ十分注意シテ措置致シタイ考デゴザ
イマス

○中島委員 關聯シテ一寸——濱野君ガ此
ノ間御質問ニナリマシタヤウニ、政府ノ公
賣ニ係ル物品ニ關シマシテ、公定價格ニ違
反シテ居ルト云フコトニ關シマシテハ、會
計法ト公定價格及ビ九・一八ノ物價トノ關
聯ガドウナツテ居ルカ、會計法デハ詰リ競
争入札ニ依ツテヤルコトニナツテ居ル、競
争入札ニ依レバ、最高價格ニ入札シタ一番
高イ值ニ依ツテ政府ハ之ヲ落札セシメナケ
レバナラヌコトニナツテ居リマスガ、是ハ
公定價格九・一八價格トノ關係ハドウナツテ
居ルノデアリマセウカ、即チ會計法ト云
フモノノ規定ガ九・一八ニ依ツテ「ストップ」
サレルノデアルカ、優先サレルノデアルカ、優
先サレルノデアルカ、優先サレルノデアルカ、
公定價格ノ方ガ會計法ニ優先サレルノデア
ルカ、ドツチガ優先サレルノデアリマス
カ、是ハ重大ナル點デアリマシテ、大藏
省ノ關係ダケデアリマセズ、司法省關係ヲ
ニ於キマシテモ、刑務所ノ囚人ノ製作シタ
物ヲ販賣シタリ、或ハ其ノ他ノ官廳ニ於キ
マシテモ、拂下物品ニ付テ重大ナル關係ヲ
常ニ大キナ問題デアリマス、此ノ點ノ調和
ヲ取ルニアラズンベ、官廳ガ一方ニ於テハ
競賣ニ依ツテ公定價格ヲ破壊スル、此ノ狀

官廳自ラ森先シテ範ヲ垂ルベキニ拘ラズ、斯様ナ事ヲヤルト云フコトハ、國民ニ對スル經濟道徳ヲ破壊シ、延イテハ法律其ノモニガ守ルニ足ラズトノ信念ヲ與ヘルコトニナツテ來ルノデアリマス、法律的ニ言ヘバ、官廳、國家ハ犯罪能力ナシデ、罰セラレナインオデアリマスガ、賣ツタ人ガ、之ヲ又逆ニ考ヘマシテ、官廳へ納入シテ居ル所ノ物品ニ付キマシテモ、公定價格九・一八ニ違反シテ納入シテ居ル物品ヲ澤山私共調べテ居ルノデアリマス、何レニ致シマシテモ官廳ニ賣ルモノ、買フモノ、是ガ九・一八ナリ、或ハ公定價格ナドニ違反シテ行ハレマシタ場合ニ當リマシテ、ドウ云フヤウナ方針ヲ以テヤラレルノデアリマスカ、大藏大臣ニ於カレマシテモ、國民ニ對シテ範ヲ示スト云フ意味ニ於キマシテ重大ナ問題デアル、法律問題ト致シマシテモ、會計法が此ノ前ノ九・一八ト、ソレカラ公定價格ト云フモノニ優先的ニ、會計法ガ其ノ二ツノ法律ト云フモノヲ無視シテ、會計法ニ準據シテヤルベキデアルカ、或ハ會計法ガ逆ニ九・一八公定價格ニ依ツテ無視サレルノデアルカ、ドツチヲ取ラレルノデアルカ、其ノ點ニ付キマシテ明確ナル御答撃ヲ戴キマシテ、國民ニ其ノ嚮フ所ヲ知ラシメタイト思フノデアリマス

○中島委員 私ハ法律的ノ優先關係ヲ聽イテ居ルノデアリマシテ、避ケ得ルヤウニナツテ居ルト云フコトニナリマスト、行政上ノ手心ノ問題デアリマス、會計法ニハ御承知ノ通り競賣ト云フコトニ依ツテ、最高價格ノモノニ優先競落サス、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、律法關係ハドウ云フ風ニナツテ居ルノデアリマスカ、ドツチガ優先スルノデアルカ

○櫻内國務大臣 會計法上隨意契約ニ依ルコトヲ得ル場合ニ關スル勅令ガ前カラアルノデアリマスガ、ソレヲ昨年ノ十月ニ改正ヲ致シテ、只今ノ御話ノ如キ場合ハ總テ隨意契約ニ依ツテ之ヲ爲スコトヲ得ト、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアリマシテ、公定價格ヲ政府自ラガ破ルト云フコトハ致サナイ建前ニナツテ居ルノデアリマス

○中島委員 サウシマスルト、總動員法カラ發生シマシタ九・一八「ストップ」令ナリ、或ハ公定價格ヲ決定スル所ノ勅令ナリ斯ウ云フモノガ會計法ニ優先スルノデスネ、會計法ハソレニ依ツテ優先サレルト云フコトニナツテ來ルノデスナ、ドチラガ優先スルノデスカ、ソレヲ聽ケバ宜イノデス

○大矢政府委員 法律上ノ優先ト云フ問題

○中島委員 法律上ハドツチガ優先スルノ
デスカ、ソレヲ聽イテ居ルノデス

○櫻内國務大臣 會計法ノ中ニ、隨意契約ニ依ルコトヲ得ト云フ規定ガアリマスノデ、
ソレハ即チ勅令ニ依ツテ定メルコトニナツ
テ居ルノデアリマシテ、其ノ勅令ヲ改正シテ、只今公定相場ノアルモノ、或ハ特殊ノ
モノハ隨意契約ニ依ルコトヲ得、斯ウ云フ
風ニ改正シタノデアリマシテ、即チ會計法ヲ無視シタ譯デモ何デモナイノデアリマス
○中島委員 無視ト云フコトデハナイ、優先關係ニ付テ聽イテ居ルノデス

○大矢政府委員 優先ノ問題ハ起リ得ナイ
譯デアリマス、サウ云フ場合ニ隨意契約ヲ致シマスカラ、法律問題トシテドチラガ優先スルカト云フ問題ハ起ラナイヤウニ事ヲ運ンデ行ク、斯ウ云フ譯デアリマス

○中島委員 競争入札ノ時ハドウナルノデスカ、是ハ競争入札ガ原則デナケレバナラヌ、隨意契約ハ往々ニシテ官廳ノ職職罪ヲ招クヤウナ危険ガアルノデアリマスカラ、會計法上カラ申シマシテ、又會計法ノ運用カラ致シマシテモ、競争入札ニ依ツテヤラスト云フコトハ、原則的ニヤラナケレバナラスト思フシ、ヤツテ貴ヒタイノデアリマシテ、隨意契約ト云フ所ニ、非常ニ從來濱職罪其ノ他ノヲカシナ、イヤナ問題ガアツタノデス、ソレデ極力競争入札ト云フコトニ依ツテヤラナケレバナラスト思フ、是ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ト云フノデアツテ、競爭入札ガ會計法トシテハ建前ニナツテ居テ居ル譯デアリマス

○大矢政府委員 會計法ノ施行勅令ト致シ
マシテ、公定價格ノアル品物ニ付テハ競争
入札ニ依ラズニ隨意契約ヲ致スコトガ出来
ル、斯ウ規定致シマシテ、公定價格ノアル
品物ニ付キマシテハ、會計法ニ基イテ隨意
契約デヤツテ行ク、サウ致シマスト、競爭
入札ト、ソレカラ會計法上ノ公定價格トノ
關係ハドウナルカト云フ問題ハ起ラナイ、
斯ウ云フ結果ニナルト思ヒマス

○中島委員 サウシマスト、會計法ハ、公
定價格及ビ九。一八ニ關係スルヤウナ問題ハ
一切隨意契約ダケニ依ツテ、競爭入札ニハ
依ラサヌ、斯ウ云フ方針ナノデスネ、方針
サヘ分レバ宜イノデス

○大矢政府委員 大體サウ云フ方針デ行キ
タイト存ジテ居リマス

○中島委員 サウシタラ濱野君ノ質問サレ
タヤウナ場合ハ起ツテ來ナイ譯デスネ、ソ
レカラ今度ノ政府ノヤリ方ハソレニ依ツテ
ヤツタト云フコトニナルノデスネ

○大矢政府委員 先程御答シテ置キマシタ
通り、當時未ダ大阪府ニ於テ、大部分ノ品
物ニ付テハ公定價格ガ設定サレテ居ナカツ
ツタノデアリマス、唯護謨靴ニ付キマシテ、
ハ御示ノ點ニ觸レル嫌ヒガアルノデアリマ
シテ、是ガ妥當ナ手續ニ依ツタモノデアル
カドウカト云フ點ニ付テノ疑問ガアル、是
ハ今後十分注意シタイ、斯ウ申上ゲテ居
ル次第アリマス

テ置キマシテ、尙ホ疑問ガアリマシタラ後
デ御願致シマス——板谷君
○板谷委員 株式ノ二割控除廢止ニ對シマ
シテ、一昨日ノ委員會ニ於ケル政府ノ御答
辯ハ諒解致シ兼ネルノデアリマス、主稅局
長ハ理論一點張リデ御答辯ニナツテ居ルヤ
ウニ感ジタノデアリマスガ、理論ト云フヨ
リハ實際ノ運用上出來ルカ出來ナイカト云
フコトガ重大ナンデス、私ハ恐ラクハ主稅
局長ノ言ハレルヤウニ、此ノ負債ハ株ヲ取
得スル爲ノ借金デアルト云フコトヲ——常
識ニ依ツテ判断スルト云フヤウナ御言葉ガ
アツタノデアリマスルガ、私ハ全然不可能デヤ
ナイカト思フ、又中島委員ノ言ハレマシタ
ヤウニ、若シ此ノ改正ガ實行サレルト云フコ
トニナレバ、眞面目ニヤル者ガ犠牲トナツテ、
會社屋ト云フカ、投機屋ト云フカ、サウ云
フ者ニ惡用サレル、斯ウ考ヘルノデアリマ
ス、ソコデ私ハ率直ニ大藏大臣ニ御伺シタ
イノデアリマスガ、大藏大臣ハ組閣勿々デ
ハアリマシタケレドモ、勿論此ノ改正案ニ
付テハ一通り眼ヲ御通シニナツタコトハ言
フマデモナク民間ノ事情ニ通ジタル、所謂政
黨出身ノ大臣デアラレルノデアリマスカラ、
イテ更ニ考慮ナサル餘地ガアルノデハナイ
カト私ハ思フ、此ノ委員會ノ多數ノ諸君ガ
如何ナル御考ヲ持ツテ居ルカ分ラナイガ、
此ノ委員會ニ於テ、多數ノ決議ニ依ツテ
之ヲ若シ修正サレル場合ニハ、或ハ今申
上ゲタル答申案ニ基イテ、アナタガアナタ
ノ見識トシテ更ニ御考慮ナサル必要ガアル
ノデハナイカ、斯ウ私ハ思フノデアリマス、
之ニ對シテ今此處デ即座ニ御答辯ナサラヌ
ト云フモノノ中ニハ、全會一致ノ御意見ト、
ソレカラ一部少數ノ御意見ト兩方アルト云
フコトヲ申上げテ置キマシタガ、尙ホ今板
谷サシノ質疑ニ依ツテ、十分御諒解ヲ得テ
申案ノ一部少數意見ト云フモノニ付テ御說
明ヲ申上げタイト存ジマス、今板谷サンノ
御話ニナリマシタ負債利子ノ無條件控除ヲ
當得二割控除ノ點ニ限局致シマシテ、答
度ニ依ルコト」、是ハ負債利子ノ無條件控
除トハ全然相反スル議論デアリマス、負債利
子全額控除ノ必要ハ毫モナイ、併シ配當所
得ニ對スル一般所得稅ノ課稅ハ、ヤハリ現
行通り二割控除ヲ存置シテ置ク方ガ宜シイ、
之ニ付キマシテモ色々ノ御意見ガアルヤウ
デゴザイマス、二割控除ハ借金ノ利息ヲ一
計算スルノガ中々難カシイカラ、借金ガ
アルモノナイモノモ押ナベテ見ルト云フ意
味ニ於テ、二割控除ハ存置シテ置イタ方ガ
宜カラウデハナイカト云フコトヲ申サレル
ズ、兎ニ角ソレダケ負債ノ利子ヲ支拂ヘバ、
宜モアリマス、又兎ニ角相當負擔増加ニナ
又能ク讀ンデオ居ニナラヌカラト云ツテ、
アタノ權威ニ關スル問題デヤナイト思フ、
又主稅局長ハ、少數ダトカ多數ダトカ云フ

ヤウナ御意見ガアツタヤウデアルガ、併シ
ナガラ假ニ少數デアルトシテモ、實際ノ實
情ニ通ジタル權威者ノ發言デアルナラバ、
是ハ相當ニ考慮ナサル必要ガアル、私ハ此
ノ答申案ノ要綱ヲ讀ンデ見タノデアリマス
ルガ、之ニ依リマスト、斯ウ云フコトガ書
イテアル、「稅制調查會ニ於テ陳述アリタ
ル左記意見ニ付テハ政府ニ於テ慎重考究ア
ランコトヲ望ム、負債利子ノ無條件控除ヲ
認ムルコト、配當所得ニ對スル一般所得稅
ノ課稅ハ現行二割控除ノ制度ニ依ルコト、
配當所得二割控除制度廢止ハ公社債及銀行
預金利子所得四割控除ノ制度ト牽連シテ慎
重ニ考慮スルコト」ト云フコトガ、所謂總
會ノ決議トシテ答申サレテ居ルノデアリマ
ス、ソレデアルカラ大藏大臣トシテハ、言
フマデモナク民間ノ事情ニ通ジタル、所謂政
黨出身ノ大臣デアラレルノデアリマスカラ、
此ノ問題ニ付テアナタガアナタノ信念ニ基
イテ更ニ考慮ナサル餘地ガアルノデハナイ
カト私ハ思フ、此ノ委員會ノ多數ノ諸君ガ
如何ナル御考ヲ持ツテ居ルカ分ラナイガ、
此ノ委員會ニ於テ、多數ノ決議ニ依ツテ
之ヲ若シ修正サレル場合ニハ、或ハ今申
上ゲタル答申案ニ基イテ、アナタガアナタ
ノ見識トシテ更ニ御考慮ナサル必要ガアル
ノデハナイカ、斯ウ私ハ思フノデアリマス、
之ニ對シテ今此處デ即座ニ御答辯ナサラヌ
ト云フモノノ中ニハ、全會一致ノ御意見ト、
ソレカラ一部少數ノ御意見ト兩方アルト云
フコトヲ申上げテ置キマシタガ、尙ホ今板
谷サシノ質疑ニ依ツテ、十分御諒解ヲ得テ
申案ノ一部少數意見ト云フモノニ付テ御說
明ヲ申上げタイト存ジマス、今板谷サンノ
御話ニナリマシタ負債利子ノ無條件控除ヲ
當得二割控除ノ點ニ限局致シマシテ、答
度ニ依ルコト」、是ハ負債利子ノ無條件控
除トハ全然相反スル議論デアリマス、負債利
子全額控除ノ必要ハ毫モナイ、併シ配當所
得ニ對スル一般所得稅ノ課稅ハ、ヤハリ現
行通り二割控除ヲ存置シテ置ク方ガ宜シイ、
之ニ付キマシテモ色々ノ御意見ガアルヤウ
デゴザイマス、二割控除ハ借金ノ利息ヲ一
計算スルノガ中々難カシイカラ、借金ガ
アルモノナイモノモ押ナベテ見ルト云フ意
味ニ於テ、二割控除ハ存置シテ置イタ方ガ
宜カラウデハナイカト云フコトヲ申サレル
ズ、兎ニ角ソレダケ負債ノ利子ヲ支拂ヘバ、
宜モアリマス、又兎ニ角相當負擔増加ニナ

○櫻内國務大臣 二割控除ノ問題ニ付キマ

シテハ、調査會ニ於キマシテモ二割控除ニ
ス、又二割控除ヲ廢止シテ主稅局案ニ依ル
リデハゴザイマセヌ、生活ノ爲ノ借金、或
ハ投機ノ爲ノ借金、甚シキニ至ツテハ遊蕩
ノ爲ノ借金ト云フヤウナモノモ、苟モ借金
ヲシテ利息ヲ支拂ツテ、擔稅能力が減殺サ
レバ、總テ控除サレナケレバナラヌト云
フ御議論デアリマス、之ニ付キマシテハ(七)
リマス、其ノ點ニ付キマシテハ一昨日モ申
上ゲマシタ通り、事業ノ發展上、企業ノ促進
ヲ見マス上ニ於テ、一割控除ヲ廢シテ、一
面ニ於テ負債ノ利子ヲ引クト云フコトガ最
モ適當デアル、斯様ニ信ジテ居ルノデアリ
マシテ、二割ヲ控除スルト云フ點ハ、要ス
ルニ負債ノ利子ヲ控除スルコトト關聯シテ
居ル問題デアリマスガ故ニ、私ハ此ノ二割
控除ハ適當ナリ、斯様ニ考ヘテ居ル譯デア
リマス

○堀切委員長 二割控除ガ適當ナノデス
○櫻内國務大臣 二割控除ヲ廢止スルト
云フコトデアリマス

○大矢政府委員 前回ニ、稅制調查會答申
ト云フモノノ中ニハ、全會一致ノ御意見ト、
ソレカラ一部少數ノ御意見ト兩方アルト云
フコトヲ申上げテ置キマシタガ、尙ホ今板
谷サシノ質疑ニ依ツテ、十分御諒解ヲ得テ
モ見積ツテ、必ず所得計算ニ加ヘナケレバ
ナラヌト云フ御議論デゴザイマス、是ハ一
部少數デアリマスガ、サウ云フ御意見ガア
ツタノデアリマス、ソレカラ「配當所得ニ對
スル一般所得稅ノ課稅ハ現行二割控除ノ制
度ニ依ルコト」、是ハ負債利子ノ無條件控
除トハ全然相反スル議論デアリマス、負債利
子全額控除ノ必要ハ毫モナイ、併シ配當所
得ニ對スル一般所得稅ノ課稅ハ、ヤハリ現
行通り二割控除ヲ存置シテ置ク方ガ宜シイ、
之ニ付キマシテモ色々ノ御意見ガアルヤウ
デゴザイマス、二割控除ハ借金ノ利息ヲ一
計算スルノガ中々難カシイカラ、借金ガ
アルモノナイモノモ押ナベテ見ルト云フ意
味ニ於テ、二割控除ハ存置シテ置イタ方ガ
宜カラウデハナイカト云フコトヲ申サレル
ズ、兎ニ角ソレダケ負債ノ利子ヲ支拂ヘバ、
宜モアリマス、又兎ニ角相當負擔増加ニナ

ル、ヤハリ此ノ程度ノ控除ハ、配當所得ニ付テハ今暫ラク存置シテ置イタ方ガ宜イノデハナイカト云フ御議論ノ方モアツタヤウデアリマス、ソレカラ(六)ニアリマス「配當所得ニ割控除制度廢止ハ公社債及銀行預金利子所得四割控除ノ制度ト牽連シテ慎重考慮スルコト」はハ又配當所得ニ割控除ヲ單純ニ切離シテ考ヘル譯ニハ行カナイ、所謂第二種所得ヲ綜合課税スル場合ニ、四割控除ヲスルト云フ建前ニシテ居ルヤウデアルガ、此ノ四割控除ガ宜イカドウカモ、議論ノ餘地ガアル、隨テ株式取得ニ對スルニ割控除ヲドウスルカト云フ點ニ付キマシテハ、第一二種所得綜合ノ場合ニ四割控除スルノト關聯シテ、果シテドウ云フ風ニヤツタラ宜イカト云フコトハ、十分検討スル必要ガアル、斯ウ云フ御意見デ、大體今申上ガタ三ツニ付キマシテモ、ソレゞ立場ガ違ツテ、論點ガ異ツテ居リ、結論ガ異ツテ居ル、斯ウ云フ譯デアリマシテ、是ハ稅制調査會全體ノ纏ツタ意見デナナイ、斯ウ云フコトヲ申上げテ置キタイト思ヒマス

併シナガラ株式ヲ取得シタ借金ハ主税局長ノ常識ヲ以テ判断スルヤウナコトヲ仰シヤル、是ハ非常ナ間違ヒノ本デアル、ダカラ私ハ何モ税制改正案ガ、上ガドウダ、下ガドウダト云フコトヲ申上ガルノデナイ、上モ重ケレバ下モ重イ、ダカラ大臣ガ新ニ此資料ガ出テ居ルナラバ、現在ノ實情ニ照シテ、能ク御考慮願ヒタイ、サウ云フ意味ニ於ケル答申案デアルカラ私ハ申上ゲタ、デアルカラ今此處デ即座ニ御返答ヲ承ラヌデモ宜シイ、是ハ一ツ十分御考慮キヲ願ツテ置キタイト思フ

次ニ相續税ノ問題、是モ屢々他ノ委員諸君カラ色々御話ガアツタ、私ハ成ベク重複ヲ避ケテ申上ガタイト思ヒマスルガ、現在ノ相續税ニハドウ云フ點ニ缺陷ガアルカト申スト、言フマデモナク相續開始ノ當時ノ認定ニ依ツテ價格ヲ決ヌル、是ハ極メテ漠然タル規定デアル、今ノ負債利子ノ問題ヲ常識ニ依ツテ判断スルト同様ニ、此ノ漠然タル規定ニ依ツテ地方ノ税務官吏が認定ヲスルソコニ色々不平不満ト云フモノガ起ツテ來ルノデアリマス、デアルカラ此ノ改正案方將來實施サレタ場合ニ於テ、事業ヲヤツテ居ツテ上リ坂ニナツテ居ルモノハソレハ或ル程度マデ切抜ケルコトガ出來ルデアリマセウ、併シナガラ資産ニ依ツテ食ツテ居ルト云フヤウナ人達ハ、勿論伸ビル力ナドハアリハジナイノミナラズ、是モ屢々繰返シ質問サレテ居ルノデアリマスガ、三代モ經テバ其ノ家ハ潰レル、家ガ潰レルト云フコトハ、要スルニ其ノ家業ナリ事業ナリガ潰レルト云フコトニナル、是デハ國民思想ノ上ニ

重大ナ影響ニ及ボシ、又堅實ナル思想ヲ失フト
云フコトハ言フマデモナイ、ソコデ私へ此ノ
緩和策ト致シマシテ、相續開始ノ當時ニ於
ケル認定ニ依ルト云フコトデナク、例ヘバ
過去三箇年間ノ平均時價ヲ見ルトカ、或ハ
又其ノ收益率ニ付テ相當ニ検討ヲ加ヘルト
カ、假ニ若シ稅ガ三割課カルモノナラバ、
其ノ全體ノ資產ノ中ノ三割ヲ處分シテ納稅
ガ出來ルト云フヤウナ仕組ニデモシナカツ
タナラバ、今申上ダマスヤウニ、此ノ相續
稅ノ爲ニ遂ニ先祖傳來ノ資產ヲナクサナケ
レバナラヌト云フ結果ニナル、又時價デ行
クナラバ、物納ニスルトカ、或ハ又現金ニ
スルトカ云フヤウナ、選擇主義ト云フコト
モ一ツ御考ニナル必要ガアルノデハナイカ
ト思フ、今申上ダマスヤウニ他ノ委員ヨリ
屢々繰返サレテハ居リマスケレドモ、何トカ
之ニ對スル適當ナ緩和策ヲ執ラザル限リハ、
氣持好ク國民ニ納稅サセルト云フコトデナ
クシテ、反對ニ國民ガ政府ヲ怨ムヤウナ結
果ニナリハシナイカト思フノデアリマス、
御所見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

テ、此ノ相續稅ノ改正ヲ決定致シタ譯アリマスガ、其ノ取扱ニ付テノ御話ノ如キ事柄ハ、十分ニ考ヘナケレバナラニコトデアルコトハ勿論デアリマス、併シ現在大體ニ於テ五千圓乃至一万圓程度ノ財產ノアル人ニ對シテ一%ノ稅金、即チ百圓若シクハ五十圓程度ノ稅ヲ拂ヒマスコトハサウ困難ナコトデハナカラウガ、四十万圓トカ五十万圓トカ云フコトニナリマスト、一割カラノ稅金ヲ納メナケレバナラヌノデアリマスカラ、一割ト言ヘバ相當ナモノデアリマスガ故ニ、不動產等ガ多イ場合ニ於テハ可ナリ困難デアリマスガ、不動產ガ資產ノ過半デアル場合ニハ、之ニ付テハ特ニ納稅ノ延期ヲ認メルト云フ適當ナ途ガ開イテアルノデアリマシテ、其ノ點ニ於テ是ガ直チニ非常ナ影響ヲ與ヘルト云フ風ニハ考ヘナイノデアリマシテ、先づ此ノ程度ノ增稅ハ已ムヲ得ナイモノト考ヘマシテ、此ノ提案ヲ致シタ譯デアリマスガ、唯稅務官吏ノ取扱上ノ手續ニ付テ御非難ガアルヤウデアリマシテ、此ノ點ニ付キマシテハ、左様ナ非難ノ起テスヤウニ致スクトハ、當局トシテ十分ニ注意致サネバナラヌ所デアルト考ヘテ居ル次第デアリマス

償却等ノ保護特典ヲ與ヘル必要モアリマセウガ、相當ノ利益ヲ擧ゲテ居ルニモ拘ラズ、合法的ナ手段ヲ講ジテ居ルモノガ相當アルヤウニ聞イテ居ルガ、是デハ他ノ産業トノ間ニ非常ニ不公平ガ起ルノデハナイカト私ハ思フ、デアルカラ此ノ免稅期間ニ付テ實績ノ調査ト申シマスカ、何カ適當ノ方法デ御講ジニナツテ居リマスカ

○大矢政府委員 御尋ノ趣旨一寸了解シ兼ネマスガ、恐ラクスウ云フ御趣旨カト存ジマス、或ル時局産業ニ於テハ開業ノ年及ビ翌年カラ五年間或八十年間、營業收益稅及ビ所得稅ヲ免除スルコトニナツテ居リマスガ、一方ニ於テ時局産業デ中々收益率ノ高イモノモアリマシテ、免稅期間中ニ於テモ相當收益率ノ高イ法人モアルガ、ソレガ無條件ニ免稅ニナツテ居ルノハ良クナイデハナカレウカト云フ御意見カト存ジマス、全ク仰セノ點ハ考慮シナケレバナラヌト存ジマスガ、大體ニ於キマシテハ、特別ノ法律ヲ以テ免稅シテ居ル事業ハ其ノヤウニ利益ガ多クハ出テ來ナイ事業ナノデアリマスケレドモ、其ノ中ニハ時ニ相當高イ收益率ヲ擧ゲテ居ルモノモアリマス、隨ヒマシテ此ノ度ノ稅制改正ニ當ツテハ、斯カル特別ノ法律ニ依ツテ相當期間免稅セラレル法人ニ付キマシテモ、資本金ノ一割ヲ超過スルヤウナ高イ利益率ヲ擧ゲテ居ル場合ニ於キマシテハ、其ノ超過分ニ對シテハ免稅シナイト云フ規定ヲ設ケルコトニ致シテ、現ニ提案シマシテ本委員會ニ付託サレテ居ル次第アリマス

○板谷委員 ソレハ確ニ不公平ガアリマス、能クアナタハ其ノ實情ヲ御調査ニナツテ、一方デハ免稅或ハ減價償却其ノ他ノ特典ヲ

與ヘラレテ居ツテ、合法的ニ相當ノ利益ヲ博シテ居ルモノモアル、一面ニハ真正直デ犠牲トナツテ居ルモノモアル、例ヘバ物價問題ノ如キモ、政府ノ方針ヲ守ツテ正直ニ法デ御講ジニナツテ居リマスカ

○大矢政府委員 御尋ノ趣旨一寸了解シ兼ネマスガ、恐ラクスウ云フ御趣旨カト存ジマス、或ル時局産業ニ於テハ開業ノ年及ビ翌年カラ五年間或八十年間、營業收益稅及ビ所得稅ヲ免除スルコトニナツテ居リマスガ、一方ニ於テ時局産業デ中々收益率ノ高イモノモアリマシテ、免稅期間中ニ於テモ相當收益率ノ高イ法人モアルガ、ソレガ無條件ニ免稅ニナツテ居ルノハ良クナイデハナカレウカト云フ御意見カト存ジマス、全ク仰セノ點ハ考慮シナケレバナラヌト存ジマスガ、大體ニ於キマシテハ、特別ノ法律ヲ以テ免稅シテ居ル事業ハ其ノヤウニ利益ガ多クハ出テ來ナイ事業ナノデアリマスケレドモ、其ノ中ニハ時ニ相當高イ收益率ヲ擧ゲテ居ルモノモアリマス、隨ヒマシテ此ノ度ノ稅制改正ニ當ツテハ、斯カル特別ノ法律ニ依ツテ相當期間免稅セラレル法人ニ付キマシテモ、資本金ノ一割ヲ超過スルヤウナ高イ利益率ヲ擧ゲテ居ル場合ニ於キマシテハ、其ノ超過分ニ對シテハ免稅シナイト云フ規定ヲ設ケルコトニ致シテ、現ニ提案シマシテ本委員會ニ付託サレテ居ル次第アリマス

○板谷委員 ソレハ確ニ不公平ガアリマス、能クアナタハ其ノ實情ヲ御調査ニナツテ、一方デハ免稅或ハ減價償却其ノ他ノ特典ヲ

與ヘラレテ居ツテ、合法的ニ相當ノ利益ヲ博シテ居ルモノモアル、一面ニハ真正直デ犠牲トナツテ居ルモノモアル、例ヘバ物價問題ノ如キモ、政府ノ方針ヲ守ツテ正直ニ法デ御講ジニナツテ居リマスカ

○大矢政府委員 御尋ノ趣旨一寸了解シ兼ネマスガ、恐ラクスウ云フ御趣旨カト存ジマス、或ル時局産業ニ於テハ開業ノ年及ビ翌年カラ五年間或八十年間、營業收益稅及ビ所得稅ヲ免除スルコトニナツテ居リマスガ、一方ニ於テ時局産業デ中々收益率ノ高イモノモアリマシテ、免稅期間中ニ於テモ相當收益率ノ高イ法人モアルガ、ソレガ無條件ニ免稅ニナツテ居ルノハ良クナイデハナカレウカト云フ御意見カト存ジマス、全ク仰セノ點ハ考慮シナケレバナラヌト存ジマスガ、大體ニ於キマシテハ、特別ノ法律ヲ以テ免稅シテ居ル事業ハ其ノヤウニ利益ガ多クハ出テ來ナイ事業ナノデアリマスケレドモ、其ノ中ニハ時ニ相當高イ收益率ヲ擧ゲテ居ルモノモアリマス、隨ヒマシテ此ノ度ノ稅制改正ニ當ツテハ、斯カル特別ノ法律ニ依ツテ相當期間免稅セラレル法人ニ付キマシテモ、資本金ノ一割ヲ超過スルヤウナ高イ利益率ヲ擧ゲテ居ル場合ニ於キマシテハ、其ノ超過分ニ對シテハ免稅シナイト云フ規定ヲ設ケルコトニ致シテ、現ニ提案シマシテ本委員會ニ付託サレテ居ル次第アリマス

○板谷委員 ソレハ確ニ不公平ガアリマス、能クアナタハ其ノ實情ヲ御調査ニナツテ、一方デハ免稅或ハ減價償却其ノ他ノ特典ヲ

與ヘラレテ居ツテ、合法的ニ相當ノ利益ヲ博シテ居ルモノモアル、一面ニハ真正直デ犠牲トナツテ居ルモノモアル、例ヘバ物價問題ノ如キモ、政府ノ方針ヲ守ツテ正直ニ法デ御講ジニナツテ居リマスカ

○大矢政府委員 御尋ノ趣旨一寸了解シ兼ネマスガ、恐ラクスウ云フ御趣旨カト存ジマス、或ル時局産業ニ於テハ開業ノ年及ビ翌年カラ五年間或八十年間、營業收益稅及ビ所得稅ヲ免除スルコトニナツテ居リマスガ、一方ニ於テ時局産業デ中々收益率ノ高イモノモアリマシテ、免稅期間中ニ於テモ相當收益率ノ高イ法人モアルガ、ソレガ無條件ニ免稅ニナツテ居ルノハ良クナイデハナカレウカト云フ御意見カト存ジマス、全ク仰セノ點ハ考慮シナケレバナラヌト存ジマスガ、大體ニ於キマシテハ、特別ノ法律ヲ以テ免稅シテ居ル事業ハ其ノヤウニ利益ガ多クハ出テ來ナイ事業ナノデアリマスケレドモ、其ノ中ニハ時ニ相當高イ收益率ヲ擧ゲテ居ルモノモアリマス、隨ヒマシテ此ノ度ノ稅制改正ニ當ツテハ、斯カル特別ノ法律ニ依ツテ相當期間免稅セラレル法人ニ付キマシテモ、資本金ノ一割ヲ超過スルヤウナ高イ利益率ヲ擧ゲテ居ル場合ニ於キマシテハ、其ノ超過分ニ對シテハ免稅シナイト云フ規定ヲ設ケルコトニ致シテ、現ニ提案シマシテ本委員會ニ付託サレテ居ル次第アリマス

○板谷委員 支那事變ハ何時解決スルカ分ラス、長期ニ亘ル、益々物資ハ缺乏シテ來テ居ル、デアルカラシテ增產計畫ヲ立テザニ付テハ、將來稅ノ收入ノ上ニ於テモ重大な關係ガアル、之ニ對スル所ノ所謂監督權ノ行使ト云フモノヲヤツテオ居デニナリマスカ、大藏省トシテハ今申上ダマシタヤウニ出資關係ノミナラズ、免稅ヲスル、或ル程度ノ保護ヲ與ヘルト云フヤウナコトニ付テハ、將來稅ノ收入ノ上ニ於テモ重大な關係ガアル、之ニ對スル所ノ所謂監督權ノ行使ト云フモノヲヤツテオ居デニナリマス、大臣ハドウ御考ニナツテ居ラレマス

○櫻内國務大臣 特殊會社ノ問題ハ、御承知ノ通り國策ノ線ニ沿ウタル所ノ事業ニ於

シテ之ヲ完全ニ遂行シテ行ク確信ヲ持ツテ
居ルカト云フ御話デアリマスガ、私共ハド
ウシテモソレヲ實行シナケレバナラヌ、其
ノ考ノ下ニ實行致シテ居ルト云フコトダケ
ヲ申上ゲテ置キマス

○小山委員 一寸關聯シテ——只今板谷君
ノ御質問ニ對スル御答ハ、洵ニ私共納得出
來ナイ點ガ多々アルノデアリマス、特殊會
社ヲ監督ナサルト言ツテ居ラレルノデアリ
マスガ、ドウ云フ監督ヲナサツテ居ラレル
カ、茲ニ特殊會社調査書ト云フモノガアリ
マス、今日各特殊會社ノ內容、人的要素ヲ
調べテ見マスルト、別ニ見ルベキモノハア
リマセヌ、而シテ其ノ人的要素ハ經驗家或
ハ實際家ト云フヤウナコトヲ仰シヤイマス
ケレドモ、實際ノ任ニ當ツテ居ルモノハ皆
官僚出身ノ人デアリマシテ、經濟界ノ實際
知識ト經驗ヲ有シナイ者ガ多イ、而シテ民
間ト協力スルヤウナ形ハ取ツテ居リマスガ、
民間カラ出テ居ル優秀ナル重役ト云フモノ
ハ殆ド平重役デアルトカ、監査役デアルト
カデ、實際ノ仕事ノ衝ニ當ツテ居ル者ハ皆
官僚出身ノ者デアリマス、實績ハ殆ド舉ツ
テ居ナイ、國家ガ之ニ補償スル、民間ノ資
本ヲ集メタイト云フ形デ國家ガ或ル出資ヲ
シテ、サウシテ國家ガ實權ヲ握ツテ居ル、
尤モ此ノ調査書ハ民間デ以テ調べタノデア
リマスガ、殆ド成ツテ居ナイ、若シ之ヲ民間
ノ有力者ニ委ネテ國家ガ之ニ統制ヲ加ヘ
ル、官吏自身ガ仕事ヲセズニ官吏自身ハ
其ノ衝ニ當ラズ、經營ノ任ニ當ラナクシテ、
民間ノ實際家ニ當ラシテ國家ガ之ニ統制命
令ヲ發スレバ、私ハ今日ノ生產力ハ二重三
重ノ效果ヲ舉ゲルコトガ出來ルト思ヒマ
ス、國家ガ特殊會社ヲ作レバ是ハ國策ニ副

フト云フ、民間ノ仕事デ國策ニ副ハナイ仕
事ガ一ツデモアリマスカ、一ツモアリマセ
ス、民間ノ仕事ハ皆國策ニ副ウテ居ル、戰
爭遂行ノ爲ニ非常ニ貢獻ヲシテ居ル、ソレ
ヲ官吏ガ出テ不能率ナ而シテ不シダラナ、
國費ヲ濫費シテ、其ノ濫費ヲ強ヒルガ爲ニ
非常ニ増稅ヲ行ツテ居ル、特殊會社ノ爲ニ
段々ニ國家ノ稅源ト云フモノハ減ツテ行
ク、而シテ實益ハ舉ラヌ、ソコヲ私ハ大藏
大臣ハ餘程御考ヲ願ハナケレバナラスト思
ヒマス、第一電力國營ハドウデス、東北振
興ハドウデス、國家ガ出資シテ居リマスケ
レドモ、其ノ出資シテ居ルダケノ效果ハ舉
リマセヌ、ソコデ私ハ政府當局ニ御願ヲ致
シマスガ、是ハ私ノ調べタモノト果シテ
致シテ居ルカシテ居ナイカト云フコトノ參
考ニ致スモノデアリマスカラ、官僚出身ノ
特殊會社ノ重役ノ氏名、特殊會社ノ收支計
算、其ノ前途ト云フモノニ付テノ調査書ヲ
出シテ戴キタイ、是ハ私共方此ノ稅制ヲ檢
討スル上ニ於テ重要ナル參考資料デアリマ
シテ、今日ノ特殊會社ヲ全部民間ニ開放シ
テ、サウシテ國家ガ統制規則ヲ作ツテ其ノ
統制ニ從ハセルヤウナ方法ヲ執リマシタナ
ラバ、遙ニ大キナ增產ガ出來ルシ、國策ニ
副フ立派ナ計畫ガ立チ得ルト考ヘルノデア
リマスカラ、兎ニ角參考資料ヲ御出しシ下サ
イマシテ、私ハ次ノ機會ニ於テ只今板谷君
ノ申サレタコトニ對シテ檢討ヲ加ヘ、更ニ
御質問ヲ申上ゲタイト存ジマス

○堀切委員長 成績及ビ官界カラ天降ツタ
事ガ一ツデモアリマスカ、一ツモアリマセ
ス、民間ノ仕事ハ皆國策ニ副ウテ居ル、戰
爭遂行ノ爲ニ非常ニ貢獻ヲシテ居ル、ソレ
ヲ官吏ガ出テ不能率ナ而シテ不シダラナ、
國費ヲ濫費シテ、其ノ濫費ヲ強ヒルガ爲ニ
非常ニ増稅ヲ行ツテ居ル、特殊會社ノ爲ニ
段々ニ國家ノ稅源ト云フモノハ減ツテ行
ク、而シテ實益ハ舉ラヌ、ソコヲ私ハ大藏
大臣ハ餘程御考ヲ願ハナケレバナラスト思
ヒマス、第一電力國營ハドウデス、東北振
興ハドウデス、國家ガ出資シテ居リマスケ
レドモ、其ノ出資シテ居ルダケノ效果ハ舉
リマセヌ、ソコデ私ハ政府當局ニ御願ヲ致
シマスガ、是ハ私ノ調べタモノト果シテ
致シテ居ルカシテ居ナイカト云フコトノ參
考ニ致スモノデアリマスカラ、官僚出身ノ
特殊會社ノ重役ノ氏名、特殊會社ノ收支計
算、其ノ前途ト云フモノニ付テノ調査書ヲ
出シテ戴キタイ、是ハ私共方此ノ稅制ヲ檢
討スル上ニ於テ重要ナル参考資料デアリマ
シテ、今日ノ特殊會社ヲ全部民間ニ開放シ
テ、サウシテ國家ガ統制規則ヲ作ツテ其ノ
統制ニ從ハセルヤウナ方法ヲ執リマシタナ
ラバ、遙ニ大キナ增產ガ出來ルシ、國策ニ
副フ立派ナ計畫ガ立チ得ルト考ヘルノデア
リマスカラ、兎ニ角參考資料ヲ御出しシ下サ
イマシテ、私ハ次ノ機會ニ於テ只今板谷君
ノ申サレタコトニ對シテ檢討ヲ加ヘ、更ニ
御質問ヲ申上ゲタイト存ジマス

○櫻内國務大臣 特殊會社ノ經營ニ對スル
御意見ニ付キマシテハ、私謹シテ小山君ノ
御意見ヲ傾聽致シタノデアリマス、今御話
ノ特殊會社ノ成績ニ付キマシテハ、成ベク
ソレカラ更ニ御伺シタコトハ、御承知
ノ通り現在ノ產業組織ニ於テハ、親會社ノ
下ニ子會社ト云フモノガ澤山出來テ居ル、
サウシテ事業ノ進出ニ皆連絡ヲ執ツテ居
是ハ既ニ御承知ノ通り段々二重三重ノ稅ヲ
課ケラレテ、子會社ヲ澤山持ツテ居ルモノ
ハ稅金ノ爲ニ利益ヲ見ルコトガ出來ナイト
云フ結果ニナル、例へバ近イ例ガ日本發送
電會社ガ出來タ、是ハ御承知ノ通り特殊會
社デ以テ配當保證モアリ、又免稅モアル、
所ガ從來ノ既設電力會社ハ特殊會社デアル
フト云フ結論ニナル、隨テ稅ノ收入ニモ影

響ガアルト思フノデアリマスガ、之ニ對シテハ相當ニ緩和ノ方法ヲ御執リニナル必要ガアルノデハナイカト思ヒマス、御意見如何デアリマスカ

○大矢政府委員 先づ先程小山委員ノ御質疑ニ對シマシテ、私カラモ簡單ニ一言申上ゲテ置キタイト存ジマス、ソレハ從來所得稅、營業收益稅ヲ特殊會社ニ對シマシテ免稅ヲシテ居ルノハ事實デアリマスガ、其ノ他ニ民間ノ會社ニ付キマシテモ、時局產業差當リ何年間ノ間ハサウ利益ガ舉ラナイト云フヤウナモノニ對シテ、隨分廣ク免稅ヲシテ居ルノデアリマシテ、例ハ輕金屬製造業事トカ、或ハ工作機械製造事業トカ、シテヤウナモノニ對シテ、私カラモ簡單ニ於キマシテ、重要物產製造業ニ付キマシテ、或ハ自動車製造事業トカ、色々澤山アルノデアリマス、其ノ他所得稅、營業收益稅自體ニ於キマシテ、重要物產製造業ニ付キマシテモ開業ノ年ヨリ翌年翌々年ノ三年間、所得稅及び營業收益稅ヲ免稅スル、斯ウ云フヤウナ規定ヲ置キマシテ、要スルニ重要產業或ハ時局產業デ開業勿々餘り利益ガ舉ラナイ會社、而シテ斯ウ云フ方面ニ對シマシテ直ニ所得稅、營業收益稅ヲ課稅シテ行クト云フ風ニ致シテ置キマスレバ、民間ノ投資ガソチラノ方ニ向ツテ行カナイ、斯ウ云フ虞ガアルモノニ對シマシテハ免稅シテ居ルノデアリマシテ、其ノ點ハ特殊會社デアラウガ、或ハ純粹ノ民間ノ會社デアラウガ、毫モ差等ヲ設ケテ居ナイト云フコトハ一ツ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

ソレカラ持株會社ノ御話デゴザイマシタガ、其ノ代表的ナ日本發送電ノ御話ガアリマシタガ、日本發送電ニ對シマシテハ、現居ル、ソコデ生產力擴充、產業ノ發展ト云
○大矢政府委員 先づ先程小山委員ノ御質疑ニ對シマシテ、私カラモ簡單ニ一言申上ゲテ置キタイト存ジマス、ソレハ從來所得稅、營業收益稅ヲ特殊會社ニ付キマシテ免稅ヲシテ居ルノハ事實デアリマスガ、其ノ他ニ民間ノ會社ニ付キマシテモ、時局產業差當リ何年間ノ間ハサウ利益ガ舉ラナイト云フヤウナモノニ對シテ、私カラモ簡單ニ於キマシテ、重要物產製造業ニ付キマシテモ開業ノ年ヨリ翌年翌々年ノ三年間、所得稅及び營業收益稅ヲ免稅スル、斯ウ云フヤウナ規定ヲ置キマシテ、要スルニ重要產業或ハ時局產業デ開業勿々餘り利益ガ舉ラナイ會社、而シテ斯ウ云フ方面ニ對シマシテ直ニ所得稅、營業收益稅ヲ課稅シテ行クト云フ風ニ致シテ置キマスレバ、民間ノ投資ガソチラノ方ニ向ツテ行カナイ、斯ウ云フ虞ガアルモノニ對シマシテハ免稅シテ居ルノデアリマシテ、其ノ點ハ特殊會社デアラウガ、或ハ純粹ノ民間ノ會社デアラウガ、毫モ差等ヲ設ケテ居ナイト云フコトハ一ツ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

○板谷委員 併シ是ハ更ニ御研究ニナツテ、二重、三重ノ課稅ニナラヌヤウニ、一ツ適當ナル方法ヲ講ジテ戴キタ一、私ハ緩和策ヲオヤリナサツタラドウカ、斯ウ云フ意味デ伺ツテ居ルノデアリマス、一ツ十分研究シテ戴キタイ

○小山委員 板谷サンハ、丁度私ガ本會議ニ於テ觸レマシタ點ニ御觸レ下サツタノデ、其ノ點ニ付テ一寸御質問申上ゲタイン

○大矢政府委員 先づ先程小山委員ノ御質疑ニ對シマシテ、私カラモ簡單ニ一言申上ゲテ置キタイト存ジマス、ソレハ從來所得稅、營業收益稅ヲ特殊會社ニ付キマシテ免稅ヲシテ居ルノハ事實デアリマスガ、其ノ他ニ民間ノ會社ニ付キマシテモ、時局產業差當リ何年間ノ間ハサウ利益ガ舉ラナイト云フヤウナモノニ對シテ、私カラモ簡單ニ於キマシテ、重要物產製造業ニ付キマシテモ開業ノ年ヨリ翌年翌々年ノ三年間、所得稅及び營業收益稅ヲ免稅スル、斯ウ云フヤウナ規定ヲ置キマシテ、要スルニ重要產業或ハ時局產業デ開業勿々餘り利益ガ舉ラナイ會社、而シテ斯ウ云フ方面ニ對シマシテ直ニ所得稅、營業收益稅ヲ課稅シテ行クト云フ風ニ致シテ置キマスレバ、民間ノ投資ガソチラノ方ニ向ツテ行カナイ、斯ウ云フ虞ガアルモノニ對シマシテハ免稅シテ居ルノデアリマシテ、其ノ點ハ特殊會社デアラウガ、或ハ純粹ノ民間ノ會社デアラウガ、毫モ差等ヲ設ケテ居ナイト云フコトハ一ツ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

○板谷委員 併シ是ハ更ニ御研究ニナツテ、二重、三重ノ課稅ニナラヌヤウニ、一ツ適當ナル方法ヲ講ジテ戴キタ一、私ハ緩和策ヲオヤリナサツタラドウカ、斯ウ云フ意味デ伺ツテ居ルノデアリマス、一ツ十分研究シテ戴キタイ

○小山委員 板谷サンハ、丁度私ガ本會議ニ於テ觸レマシタ點ニ御觸レ下サツタノデ、其ノ點ニ付テ一寸御質問申上ゲタイン

○大矢政府委員 先づ先程小山委員ノ御質疑ニ對シマシテ、私カラモ簡單ニ一言申上ゲテ置キタイト存ジマス、ソレハ從來所得稅、營業收益稅ヲ特殊會社ニ付キマシテ免稅ヲシテ居ルノハ事實デアリマスガ、其ノ他ニ民間ノ會社ニ付キマシテモ、時局產業差當リ何年間ノ間ハサウ利益ガ舉ラナイト云フヤウナモノニ對シテ、私カラモ簡單ニ於キマシテ、重要物產製造業ニ付キマシテモ開業ノ年ヨリ翌年翌々年ノ三年間、所得稅及び營業收益稅ヲ免稅スル、斯ウ云フヤウナ規定ヲ置キマシテ、要スルニ重要產業或ハ時局產業デ開業勿々餘り利益ガ舉ラナイ會社、而シテ斯ウ云フ方面ニ對シマシテ直ニ所得稅、營業收益稅ヲ課稅シテ行クト云フ風ニ致シテ置キマスレバ、民間ノ投資ガソチラノ方ニ向ツテ行カナイ、斯ウ云フ虞ガアルモノニ對シマシテハ免稅シテ居ルノデアリマシテ、其ノ點ハ特殊會社デアラウガ、或ハ純粹ノ民間ノ會社デアラウガ、毫モ差等ヲ設ケテ居ナイト云フコトハ一ツ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

○大矢政府委員 先づ先程小山委員ノ御質疑ニ對シマシテ、私カラモ簡單ニ一言申上ゲテ置キタイト存ジマス、ソレハ從來所得稅、營業收益稅ヲ特殊會社ニ付キマシテ免稅ヲシテ居ルノハ事實デアリマスガ、其ノ他ニ民間ノ會社ニ付キマシテモ、時局產業差當リ何年間ノ間ハサウ利益ガ舉ラナイト云フヤウナモノニ對シテ、私カラモ簡單ニ於キマシテ、重要物產製造業ニ付キマシテモ開業ノ年ヨリ翌年翌々年ノ三年間、所得稅及び營業收益稅ヲ免稅スル、斯ウ云フヤウナ規定ヲ置キマシテ、要スルニ重要產業或ハ時局產業デ開業勿々餘り利益ガ舉ラナイ會社、而シテ斯ウ云フ方面ニ對シマシテ直ニ所得稅、營業收益稅ヲ課稅シテ行クト云フ風ニ致シテ置キマスレバ、民間ノ投資ガソチラノ方ニ向ツテ行カナイ、斯ウ云フ虞ガアルモノニ對シマシテハ免稅シテ居ルノデアリマシテ、其ノ點ハ特殊會社デアラウガ、或ハ純粹ノ民間ノ會社デアラウガ、毫モ差等ヲ設ケテ居ナイト云フコトハ一ツ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

○大矢政府委員 先づ先程小山委員ノ御質疑ニ對シマシテ、私カラモ簡單ニ一言申上ゲテ置キタイト存ジマス、ソレハ從來所得稅、營業收益稅ヲ特殊會社ニ付キマシテ免稅ヲシテ居ルノハ事實デアリマスガ、其ノ他ニ民間ノ會社ニ付キマシテモ、時局產業差當リ何年間ノ間ハサウ利益ガ舉ラナイト云フヤウナモノニ對シテ、私カラモ簡單ニ於キマシテ、重要物產製造業ニ付キマシテモ開業ノ年ヨリ翌年翌々年ノ三年間、所得稅及び營業收益稅ヲ免稅スル、斯ウ云フヤウナ規定ヲ置キマシテ、要スルニ重要產業或ハ時局產業デ開業勿々餘り利益ガ舉ラナイ會社、而シテ斯ウ云フ方面ニ對シマシテ直ニ所得稅、營業收益稅ヲ課稅シテ行クト云フ風ニ致シテ置キマスレバ、民間ノ投資ガソチラノ方ニ向ツテ行カナイ、斯ウ云フ虞ガアルモノニ對シマシテハ免稅シテ居ルノデアリマシテ、其ノ點ハ特殊會社デアラウガ、或ハ純粹ノ民間ノ會社デアラウガ、毫モ差等ヲ設ケテ居ナイト云フコトハ一ツ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

○大矢政府委員 先づ先程小山委員ノ御質疑ニ對シマシテ、私カラモ簡單ニ一言申上ゲテ置キタイト存ジマス、ソレハ從來所得稅、營業收益稅ヲ特殊會社ニ付キマシテ免稅ヲシテ居ルノハ事實デアリマスガ、其ノ他ニ民間ノ會社ニ付キマシテモ、時局產業差當リ何年間ノ間ハサウ利益ガ舉ラナイト云フヤウナモノニ對シテ、私カラモ簡單ニ於キマシテ、重要物產製造業ニ付キマシテモ開業ノ年ヨリ翌年翌々年ノ三年間、所得稅及び營業收益稅ヲ免稅スル、斯ウ云フヤウナ規定ヲ置キマシテ、要スルニ重要產業或ハ時局產業デ開業勿々餘り利益ガ舉ラナイ會社、而シテ斯ウ云フ方面ニ對シマシテ直ニ所得稅、營業收益稅ヲ課稅シテ行クト云フ風ニ致シテ置キマスレバ、民間ノ投資ガソチラノ方ニ向ツテ行カナイ、斯ウ云フ虞ガアルモノニ對シマシテハ免稅シテ居ルノデアリマシテ、其ノ點ハ特殊會社デアラウガ、或ハ純粹ノ民間ノ會社デアラウガ、毫モ差等ヲ設ケテ居ナイト云フコトハ一ツ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

○大矢政府委員 先づ先程小山委員ノ御質疑ニ對シマシテ、私カラモ簡單ニ一言申上ゲテ置キタイト存ジマス、ソレハ從來所得稅、營業收益稅ヲ特殊會社ニ付キマシテ免稅ヲシテ居ルノハ事實デアリマスガ、其ノ他ニ民間ノ會社ニ付キマシテモ、時局產業差當リ何年間ノ間ハサウ利益ガ舉ラナイト云フヤウナモノニ對シテ、私カラモ簡單ニ於キマシテ、重要物產製造業ニ付キマシテモ開業ノ年ヨリ翌年翌々年ノ三年間、所得稅及び營業收益稅ヲ免稅スル、斯ウ云フヤウナ規定ヲ置キマシテ、要スルニ重要產業或ハ時局產業デ開業勿々餘り利益ガ舉ラナイ會社、而シテ斯ウ云フ方面ニ對シマシテ直ニ所得稅、營業收益稅ヲ課稅シテ行クト云フ風ニ致シテ置キマスレバ、民間ノ投資ガソチラノ方ニ向ツテ行カナイ、斯ウ云フ虞ガアルモノニ對シマシテハ免稅シテ居ルノデアリマシテ、其ノ點ハ特殊會社デアラウガ、或ハ純粹ノ民間ノ會社デアラウガ、毫モ差等ヲ設ケテ居ナイト云フコトハ一ツ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

○大矢政府委員 先づ先程小山委員ノ御質疑ニ對シマシテ、私カラモ簡單ニ一言申上ゲテ置キタイト存ジマス、ソレハ從來所得稅、營業收益稅ヲ特殊會社ニ付キマシテ免稅ヲシテ居ルノハ事實デアリマスガ、其ノ他ニ民間ノ會社ニ付キマシテモ、時局產業差當リ何年間ノ間ハサウ利益ガ舉ラナイト云フヤウナモノニ對シテ、私カラモ簡單ニ於キマシテ、重要物產製造業ニ付キマシテモ開業ノ年ヨリ翌年翌々年ノ三年間、所得稅及び營業收益稅ヲ免稅スル、斯ウ云フヤウナ規定ヲ置キマシテ、要スルニ重要產業或ハ時局產業デ開業勿々餘り利益ガ舉ラナイ會社、而シテ斯ウ云フ方面ニ對シマシテ直ニ所得稅、營業收益稅ヲ課稅シテ行クト云フ風ニ致シテ置キマスレバ、民間ノ投資ガソチラノ方ニ向ツテ行カナイ、斯ウ云フ虞ガアルモノニ對シマシテハ免稅シテ居ルノデアリマシテ、其ノ點ハ特殊會社デアラウガ、或ハ純粹ノ民間ノ會社デアラウガ、毫モ差等ヲ設ケテ居ナイト云フコトハ一ツ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

社會ヲ根柢ヨリ破壊スルト云フヤウナ氣分モサ
レルノデアリマスカラ、斯ウ云フ點ニ付テモ十
分私ハ考慮ヲ煩ヘシタイト思フノデアリマス
○大矢政府委員 先づ法人ニ對スル課稅ニ
付テ御答致シタイト思ヒマス、法人ニ對ス
ル課稅ヲドウ云フ風ニスルカ、而シテ其ノ
課率ヲドノ程度ニスルカト云フノハ、是ハ
一概ニ机ノ上デハ決メラレナイ問題ダト思
ノデアリマシテ、前ニモ申上ゲマス通り、
其ノ國ノ經濟發展ノ段階ニ應ジテソレト
適當ニ考ヘテ行クベキモノカト存ジマス、
ノカツタノデアリマス、是ハ世界大戰以前
年前ニ於キマシテハ、法人ニ對スル比例稅
ダケデ、配當シタ場合ニ個人ニ課稅シテ居
ニヲ我國ノ稅法ニ付テ見マシテモ、大正九
於キマシテハ、我國ニ於キマシテ法人
企業ガ其ノヤウニ發達シテ居ナカツタノ
デアリマス、個人ノ所得ト致シマシテモ、
或ハ不動產ヨリ生ズル所得トカ、或ハ商
工業ヨリ生ズル所得ノ方ガ多イノデアリ
マシテ、株式配當ノ所得ト云フモノハサ
ウナカツタノデアリマス、所ガ世界大戰
ヲ契機ト致シマシテ、會社企業ガ非常ニ發
達シテ來タ、隨ヒマシテ第三種所得稅ニ於
テ、超過累進稅率ヲ以テ所得ノ高ニ應ジテ
課稅シテ行ク場合ニ於キマシテ、此ノ配當
所得ヲ計算ニ入レナイデハ全ク均衡ヲ保
ト云フノガ理由トナリマシテ、大正九年ノ
得稅法改正ニ於テ、一面ニ於テ法人ニ課
稅スルト共ニ、個人ニ於テモ亦第三種所得
トシテ綜合課稅スルコトニナツタト思フノ
デアリマス、併シナガラ當時無條件ニ全額
綜合課稅スルノハ、餘リニ、飛躍ニ失スル
ト云フ理由ヲ以チマシテ、四割控除ノ制度
ヲ執ルコトニナツタ、斯ウ云フ譯デアリマ

ス、其ノ後我國ノ產業界ノ狀況、法人企業
ノ狀況ヲ見マシテ、寧ロ個人ノ企業ヨリ
ハ、法人企業ガ隆々トシテ發達シテ來テ居
ルコトハ、現ニ御承知ノ通りデアリマス、
付テ御答致シタイト思ヒマス、法人ニ對ス
ル課稅ヲドウ云フ風ニスルカ、而シテ其ノ
課率ヲドノ程度ニスルカト云フノモ、
ノカツタノデアリマス、是ハ決メラレナイ問題ダト思
止スマシテ、一割控除ニ致シタト云フノモ、
亦斯ウ云フ點ニ鑑ミル所ガ多カツタノデハ
ナカラウカト存ジマス、亞米利加ニ付テノ
御話デアリマスガ、亞米利加ニ於キマシテ
モヤハリ日本ト同ジヤウナ變遷ヲ通ツテ來
タノデアリマス、亞米利加ノ所得稅法ハ、
寧ロ世界大戰當時ニ於テ初メテ行ハレタノ
デ、我國ノヨリモズツト遅レテ居リマス、
而シテ當初ニ於キマシテハ、配當ハ之ヲ個
人ニハ綜合課稅シテ居リマセヌデシタガ、
後程綜合スルヤウニナツタノデアリマス、
ソレカラ「ホールディング・コンパニー」ニ付
キマシテハ、當初全部課稅シテ居ナカツタ
ノデアリマス、ソレヲ確カ千九百三十五年
カト思ヒマスガ、一〇%ダケ課稅シ、更ニ
翌年五%殖ヤシテ、現在ハ一五%課稅シテ居
ルト云フ事ハ、小山サンノ仰セノ通リデア
リマス、亞米利加ニ於テモ漸次は課稅範
圍ヲ擴ゲル傾向ニナツテ居リマス、更ニ亞
米利加ニ於キマシテハ御承知ノ通り聯邦制
度ヲ執ツテ居リマシテ、課稅權ハ寧ロ州ノ
方ニ實體ガアル、憲法上州ノ方ニ課稅權ガ
アル、斯ウ見ラレテ居ルノデアリマシテ、
州ノ課稅權ガ強クナツテ居ル州ニ於キマシ
テハ獨立ノ法人稅ト云フモノヲ課稅シテ居
リマスガ、此ノ場合ニハ「ホールディング・コ
ンパニー」ノ課稅モ、別ニ何割控除ト云フ
デアリマシテ、是ハ理論的ニドウスレバ宜

ス、其ノ後我國ノ產業界ノ狀況、法人企業
ノ狀況ヲ見マシテ、寧ロ個人ノ企業ヨリ
ハ、法人企業ガ隆々トシテ發達シテ來テ居
ルコトハ、現ニ御承知ノ通りデアリマス、
付テ御答致シタイト思ヒマス、法人ニ對ス
ル課稅ヲドウ云フ風ニスルカ、而シテ其ノ
課率ヲドノ程度ニスルカト云フノモ、
ノカツタノデアリマス、是ハ決メラレナイ問題ダト思
止スマシテ、一割控除ニ致シタト云フノモ、
亦斯ウ云フ點ニ鑑ミル所ガ多カツタノデハ
ナカラウカト存ジマス、亞米利加ニ付テノ
御話デアリマスガ、亞米利加ニ於キマシテ
モヤハリ日本ト同ジヤウナ變遷ヲ通ツテ來
タノデアリマス、亞米利加ノ所得稅法ハ、
寧ロ世界大戰當時ニ於テ初メテ行ハレタノ
デ、我國ノヨリモズツト遅レテ居リマス、
而シテ當初ニ於キマシテハ、配當ハ之ヲ個
人ニハ綜合課稅シテ居リマセヌデシタガ、
後程綜合スルヤウニナツタノデアリマス、
ソレカラ「ホールディング・コンパニー」ニ付
キマシテハ、當初全部課稅シテ居ナカツタ
ノデアリマス、ソレヲ確カ千九百三十五年
カト思ヒマスガ、一〇%ダケ課稅シ、更ニ
翌年五%殖ヤシテ、現在ハ一五%課稅シテ居
ルト云フ事ハ、小山サンノ仰セノ通リデア
リマス、亞米利加ニ於テモ漸次は課稅範
圍ヲ擴ゲル傾向ニナツテ居リマス、更ニ亞
米利加ニ於キマシテハ御承知ノ通り聯邦制
度ヲ執ツテ居リマシテ、課稅權ハ寧ロ州ノ
方ニ實體ガアル、憲法上州ノ方ニ課稅權ガ
アル、斯ウ見ラレテ居ルノデアリマシテ、
州ノ課稅權ガ強クナツテ居ル州ニ於キマシ
テハ獨立ノ法人稅ト云フモノヲ課稅シテ居
リマスガ、此ノ場合ニハ「ホールディング・コ
ンパニー」ノ課稅モ、別ニ何割控除ト云フ
デアリマシテ、是ハ理論的ニドウスレバ宜

ス、其ノ後我國ノ產業界ノ狀況、法人企業
ノ狀況ヲ見マシテ、寧ロ個人ノ企業ヨリ
ハ、法人企業ガ隆々トシテ發達シテ來テ居
ルコトハ、現ニ御承知ノ通りデアリマス、
付テ御答致シタイト思ヒマス、法人ニ對ス
ル課稅ヲドウ云フ風ニスルカ、而シテ其ノ
課率ヲドノ程度ニスルカト云フノモ、
ノカツタノデアリマス、是ハ決メラレナイ問題ダト思
止スマシテ、一割控除ニ致シタト云フノモ、
亦斯ウ云フ點ニ鑑ミル所ガ多カツタノデハ
ナカラウカト存ジマス、亞米利加ニ付テノ
御話デアリマスガ、亞米利加ニ於キマシテ
モヤハリ日本ト同ジヤウナ變遷ヲ通ツテ來
タノデアリマス、亞米利加ノ所得稅法ハ、
寧ロ世界大戰當時ニ於テ初メテ行ハレタノ
デ、我國ノヨリモズツト遅レテ居リマス、
而シテ當初ニ於キマシテハ、配當ハ之ヲ個
人ニハ綜合課稅シテ居リマセヌデシタガ、
後程綜合スルヤウニナツタノデアリマス、
ソレカラ「ホールディング・コンパニー」ニ付
キマシテハ、當初全部課稅シテ居ナカツタ
ノデアリマス、ソレヲ確カ千九百三十五年
カト思ヒマスガ、一〇%ダケ課稅シ、更ニ
翌年五%殖ヤシテ、現在ハ一五%課稅シテ居
ルト云フ事ハ、小山サンノ仰セノ通リデア
リマス、亞米利加ニ於テモ漸次は課稅範
圍ヲ擴ゲル傾向ニナツテ居リマス、更ニ亞
米利加ニ於キマシテハ御承知ノ通り聯邦制
度ヲ執ツテ居リマシテ、課稅權ハ寧ロ州ノ
方ニ實體ガアル、憲法上州ノ方ニ課稅權ガ
アル、斯ウ見ラレテ居ルノデアリマシテ、
州ノ課稅權ガ強クナツテ居ル州ニ於キマシ
テハ獨立ノ法人稅ト云フモノヲ課稅シテ居
リマスガ、此ノ場合ニハ「ホールディング・コ
ンパニー」ノ課稅モ、別ニ何割控除ト云フ
デアリマシテ、是ハ理論的ニドウスレバ宜

ス、其ノ後我國ノ產業界ノ狀況、法人企業
ノ狀況ヲ見マシテ、寧ロ個人ノ企業ヨリ
ハ、法人企業ガ隆々トシテ發達シテ來テ居
ルコトハ、現ニ御承知ノ通りデアリマス、
付テ御答致シタイト思ヒマス、法人ニ對ス
ル課稅ヲドウ云フ風ニスルカ、而シテ其ノ
課率ヲドノ程度ニスルカト云フノモ、
ノカツタノデアリマス、是ハ決メラレナイ問題ダト思
止スマシテ、一割控除ニ致シタト云フノモ、
亦斯ウ云フ點ニ鑑ミル所ガ多カツタノデハ
ナカラウカト存ジマス、亞米利加ニ付テノ
御話デアリマスガ、亞米利加ニ於キマシテ
モヤハリ日本ト同ジヤウナ變遷ヲ通ツテ來
タノデアリマス、亞米利加ノ所得稅法ハ、
寧ロ世界大戰當時ニ於テ初メテ行ハレタノ
デ、我國ノヨリモズツト遅レテ居リマス、
而シテ當初ニ於キマシテハ、配當ハ之ヲ個
人ニハ綜合課稅シテ居リマセヌデシタガ、
後程綜合スルヤウニナツタノデアリマス、
ソレカラ「ホールディング・コンパニー」ニ付
キマシテハ、當初全部課稅シテ居ナカツタ
ノデアリマス、ソレヲ確カ千九百三十五年
カト思ヒマスガ、一〇%ダケ課稅シ、更ニ
翌年五%殖ヤシテ、現在ハ一五%課稅シテ居
ルト云フ事ハ、小山サンノ仰セノ通リデア
リマス、亞米利加ニ於テモ漸次は課稅範
圍ヲ擴ゲル傾向ニナツテ居リマス、更ニ亞
米利加ニ於キマシテハ御承知ノ通り聯邦制
度ヲ執ツテ居リマシテ、課稅權ハ寧ロ州ノ
方ニ實體ガアル、憲法上州ノ方ニ課稅權ガ
アル、斯ウ見ラレテ居ルノデアリマシテ、
州ノ課稅權ガ強クナツテ居ル州ニ於キマシ
テハ獨立ノ法人稅ト云フモノヲ課稅シテ居
リマスガ、此ノ場合ニハ「ホールディング・コ
ンパニー」ノ課稅モ、別ニ何割控除ト云フ
デアリマシテ、是ハ理論的ニドウスレバ宜

年賦延納期間十年ト云フノハ、世界各國ノ相續稅法ヲ見マシテ目餘リ其ノ例ガナイノデアリマス、各國ハ寧ロ年賦延納期間ニ於キマシテハ、ソレドヘ五分トカ六分トカノ法定利息ヲ徵收シテ居ル狀況デアリマスケレドモ、日本ニ於キマシテハ法定利息ヲ徵收致シマセヌ、唯問題ハ山林等ニ於ケル評價ノ點デ、色々考慮シナケレバナラヌ點ガ指摘サレテ居リマス、私共其ノ點ハ十分アルト思ヒマス、殊ニ幼齡樹林ノ評價等ニ於キマシテ、餘程考慮ヲ加へナケレバナラヌ、日本ノ山林界ノ狀況カラ見テ、尙更其ノ點ハ注意シナケレバナラヌモノト存ジテ居リマス、伊太利ノ相續稅ニ付テ屢々小山サンカンラ御意見ガアリマシタガ、實ハ伊太利ニ於キマシテモ「ムツソリニ」ガ政權ヲ取リマシタ千九百二十三年ニ於キマシテ、近親ノ間ニ於ケル相續稅ハ、家族制度維持上面白クナイト言ツテ撤廢シタコトガアルノデアリマスガ、他トノ均衡上、ドウシテモ是ハ廢止シテ置ク譯ニハ行カヌト云フノデ、千九百三十年ニ再び復活シテ居ル、今日ハ「ムツソリニ」ガ政權ヲ取ル前ト同ジヤウニ、伊太利ニ於キマシテモ近親ニ對シテ相當程度ノ相續稅ハ課稅ヲシテ居ルノデアリマシテ、各國ノ相續稅ノ負擔カラ見マシテ、今回ノ稅法改正ニ於キマシテ、日本ノ相續稅ノ負擔ハ重イトハ存ジマセヌ

件委員會議錄 第十五回 昭和十五年三月
勃發シテカラ、更ニ二割程度増徵致シマシ
テ、是ハ全額累進ニナツテ居リマス、最高
六〇%、全財產ニ對シテ六割ノ相續稅ヲ課
稅スル、斯ウ云フ風ニナツテ居ルノデアリ
マス、其ノ他佛蘭西等ニ於テモ相當重イ、
亞米利加ニ於キマシテモ重イ上ニ最ニ地方
稅トシテ相當重イ負擔ガアルノデゴザイマ
ス、御示シノ伊太利ダケハ特ニ低クナツテ
居リマスガ、其ノ他ノ國ハ大體日本ヨリ餘
程重クナツテ居ルト存ジマス

○櫻内國務大臣 先づ第一ニ此ノ案ヲ撤回スル考ハナイカト云フコトデアリマスガ、私ハ其ノ點ニ付キテ居リマセヌ。ソレカラ酒ヲ多ク造ツテ居ル人ト少ク造ツテ居ル人トノ間ニ於テ、其ノ減石ノ割合ガ甚ダ衡平ヲ缺イテ居ルノデハナイカト云フ御話デアリマスガ、ソレハ今日ノ實際ノ社會情勢カラ申シマスレバ、所謂大キナ造り酒屋ト小サナ造り酒屋トノ間ニ於テ、減石ノ比率ニ付テ之ヲ相當取換ヘテ置クベキ筈デアツタト思ヒマス、併シナガラ二十二石ト云フモノデ極ク少量ノ造石ノ人々ノ間ニ於テハ多少緩和ハシテ居リマスケレドモ、大體ノ上カラ申シマスト、今少シ差等ヲ付ケテ宜イノデハナイカト云フ御議論ニ付キマシテハ、私御尤モナ御意見ダト考ヘテ居ルノデアリマス、併シ今之ニ對シテ之ヲ下ウ云フ風ニ取變ヘルカト云フコトニ付キシテハ、モウ既ニ決定致シタコトデアリマシテ、若シ今後多少増石ヲ致ス餘地ガアリト致シマスナラバ、其ノ割當ニ付テハ篤ト考慮致スベキデアリマスガ、其ノ點ニ付キマシテハマダ決定致シテ居リマセヌノデ、少考慮致シテ居ル所ガアルノデアリマス、今之ヲドウスルト云フコトハ申上ゲルコトハ出來マセヌガ、此ノ點ニ付キマシテハ多

○板谷委員 アナタハ不合理ダト云フヤウ
ナ御考デアリマスナラバ、此ノ問題ニ對シ
テハ世間ニ於テハ相當ノ議論モアルコトデ
アリマスカラ、成ベク早ク其ノアナタノ信
念ニ基イテ公平ナ取扱ヲシテ戴キタイ、斯
キ申上ゲテ置キマス
ソレカラ減價償却ノ内規ト申シマスカ、
之ヲ本委員會デ御示シニナルヤウナ御話ガ
アツタヤウニ私聞イテ居リマス、若シ御出
シニナルナラバ質問ノ打切前ニ御發表願ヒ
タイト思ヒマス
○大矢政府委員 減價償却ノ現行ノ扱ハ昨
年ノ委員會ニ於テモ發表シテ居リマスカ
ラ、是ナラ差上ゲラレルト存ジマス、併シ
四月以降實施スルト云フ減價償却ヲ本委員
會開會中ニ出スヤウニト云フ御話デゴザイ
マスレバ是ハ相當廣範圍ナノデ中々難カシ
イト存ジマス、出來ルダケ準備ハ急イデ居
リマスケレドモ、本委員會開會中ニ提出ス
ルコトハ困難カト存ジテ居リマス
○板谷委員 大綱デモ宜シウゴザイマスカ
ラ、出來ルナラバ此ノ委員會ノ開會中ニ一
ツ御發表願ヒタイト思ヒマス、ソレニ付テ
私ハ又御尋シタイコトモアルノデ、成ベク
サウ願ヒマス
ソレカラモウ二三點アリマスガ、保険料
ノ控除ニ付キマシテ先達テ主税局長ノ御答
辯ガ、從來ノヤウニ存置シタイト思ツタガ、
成ベク税ノ簡易化ノ圖ルコト、ソレカラ
扶養家族ノ控除等ガアル、是等ノ計算ノ義務
ヲ、納稅スル會社ノ經理擔當者ニ負ハセル

ノハドウカト思フト云フヤウナ意味ノ御答辯ガアツタノデアリマスガ、是デハ私ハ徹底シナイト思フ、ヤハリ從來ノヤウニ保険料ハ之ヲ控除シテヤルノガ社會政策上當然デハナイカト思フガ、何カ他ニ理由ガアリマスカ、會社ノ事務上煩雜ナルカト云フヤウナ意味ノ御答辯ガアリマシタガ……

○大矢政府委員 是ハ先般道家委員ノ御質疑ニ對シマシテモ御答シテ置イタノデアリマスガ、本質論ト致シマシテ保険料ノ控除ハ必ズシナケレバナラヌカドウカト云フト、是ニハ多少疑ガアルノデアリマス、現行ノ所得稅法ニ於テ保険料ヲ控除シテ居ルノハ、其ノ創設當時我國保険業界ノ狀況等ヲ見マシテ、之ヲ必要經費ト見タノデアラウト思ヒマス、今日ニ於テハ保険業等も相當發達シテ居リマスカラ、保険業ニ限ツテ第三種所得ヨリ控除シナケレバナラスト云フ理由ハ薄弱デアルト存ジマス、郵便貯金或ハ貯蓄銀行ニ對スル預金ト云フヤウナモノモ、若シモ保險料ヲ第三種所得ヨリ控除スルナラバ等シク控除シナケレバナラヌト云フ議論モ成立チ得ルカト存ジマス、是ガ保險ノ性質論デゴザイマス、併シナガラ從來第三種所得稅ニ於キマシテ保險料ハ必要經費ニ見テ居ルノデアリマスカラ、郵便貯金トカ或ハ貯蓄銀行ノ預金ト云フモノトノ權衡ヲ見ナクトモ、從來アツタモノデアルカラ暫ク其ノ儘存置シテモ宜カラウデヤナイカト云フノモーツノ觀方カト存ジマス、併シ此ノ度租稅ノ簡易化ヲ圖ル意味ニ於キマシテ、俸給所得等ハ源泉デ課稅ヲスル金額ヲ徵收シテ納付スル、斯ウ云フヤウニナツテ居リマシテ、此ノ計算ハ中々煩

瑣デゴザイマス、ソレニ各俸給受領者一人一人ニ付キマシテ、ドノ保險會社ニ對シ其ノ年ニ幾ラノ保険料ヲ拂フカト云フコトヲ見マシテ毎月控除計算スルト云フノハ、實際問題トシテ頗ル煩瑣ナコトカト存ジマス、一面ソレニ依ツテ稅金ノ輕減ヲ受ケル金額モ、少額所得者ニ於キマシテハ年二百圓ノ保險料ヲ拂フト云フコトモ中々困難デアリマシテ、餘リ其ノ恩惠ハ受ケラレナイ、寧ロ多額所得者ニ於キマシテ二百圓ノ控除ノ恩典ニ浴スルト云フヤウナ結果ニモナルノデアリマスカラ、此ノ際ト致シマシテヘ寧ロソレヨリモ何人ニモ必要ナ家族控除ノ範圍ヲ擴張シテ、而シテ中小ノ所得者ノ負擔ヲ出來ルダケ輕減スルト云フ措置ヲ執ル、斯ウ云フコトニ致シマスレバ、先ヅ保險料ニ付キマシテハ、其ノ保險料ノ性質カラ言ツテ、又是ガ控除ヲ受ケル方面ノ負擔程度等ヲ考慮致シマシテ、此ノ際トシテハ廢止スルモ已ムヲ得ナイデハナカラウカ、各俸給支拂者ニ於テ稅金ヲ徵收シテ納付スル場合ノ煩瑣ナ手數其ノモノヲ考ヘマスレバ、寧ロ

○板谷委員 今回ノ改正案ノヤウニ致ス方ガ適當デハナカラウカト存ジテ居ルノデアリマス

○板谷委員 今ノ問題ハアナタト見解ガ違フカラ、繰返シテモ仕方ガアリマセヌ、ソレカラ個人ノ寄附金ノ問題デスガ、是ハ年齢々議會ニ於テモ問題トナリ、又此ノ委員會デモ色々伺ツタ譯デアリマスガ、國家非常時デアツテ、公共的ノ寄附金ガ非常ニ多イ、御承知ノ通り法人ノ方ハ認メテ居ル幾ラカ緩和ノ方法ヲ御考ニナル必要ガアルノデハナイカ、之ニ付テハ世間へ大分ヤカマ

○櫻内國務大臣 御承知ノ通り寄附金ガ今日可ナリ多イト云フコトハ、私共能ク存ジテ居ル所デアリマス、法人ノ方ハ免除致シテ居ルガ、個人ノ方ハ今御話ノ點ガアルノデアリマスガ、是ガ中々面倒ナコトデアリマシテ、若シ之ヲ御話ノヤウナ風ニ致シマスト、種々ナル弊害ガ起リ易イノデアリマシテ、其ノ點ニ付キマシテ財務當局ニ於テ種々研究シタ結果、ドウモ個人ノ寄附金ハ税ヲ取ラナイヤウニスルコトハ困難ダト云フコトデ決定サレタ譯デアリマシテ、此ノ點ニ付テ今私ノ意見ヲト云フ御話デアリマスガ、今日ノ場合ハ之ニ向ツテ斯ウ云フ風ニスレバ適當ナ方法デアルト云フ案ガマダアリマセヌ、是ハ此ノ儘デ御審議ヲ願フヨリ外仕方ガナイト思ヒマス

○板谷委員 是ハアナタガ立場ヲ變ヘテ、詰リ民間人トシテ民間ノ事情ヲ能ク御聽キニナツテ——是ハ省議決マル問題ダト思ヒマスガ、御研究ニナツテ適當ニ御取扱ヲ願ハヌト、世間ハ隨分ヤカマシイ、ドウゾ御考慮ヲ願ヒマス

○板谷委員 ソレカラ物品稅ガ段々擴張サレルト云フ

○板谷委員 はアナタガ立場ヲ變ヘテ、

○板谷委員 最後ニ伺ヒタイノハ稅務官吏ノ待遇デスガ、是ハ役人ノ中デ一番責任ガ重クテ月給ガ安イ、例ヘバ地方ノ稅務署長アタリモ、其ノ地位ノ低イ爲ニ段々化石シテ偏屈ナ氣持ニナルヤウナ傾向ガアル、月給ハ安ク、地位ハ低イモノガカラ、八ツ當リニ大ニ威張ツテサウシテ苛斂誅求ヲヤルヤウナ結果ニ確ニナツテ居ル、是ハヤハリ同ジ官吏トシテモモウ少シ待遇ヲ好クシテ、サウシテ彼等ニ生活上ノ不安ノナイヤウニ何等カノ方法ヲ講ゼザル限りハ、國民ノ怨嗟ノ的ニルヤウナ結果ニナリハシナイカ、法律ノ上ニ於テ「何々スルコトヲ得」ト書イテアルガ、得ト書イテアルモノハモウ殆ド得ノ適用ナシアルト認定シテシマツテ居ル、ダカラ私ガ先刻申上ゲマシタ負債利子ナドモ、常識デシマツテ居ルナ、モウ全部之ヲ取ルモノノルカ來ナイカハ問題デアリマスケレドモ、ヤウナコトニナレバ、或ハ物々交換ト云フヤウナ時代ガ來ハシナイカ、ソレガ廣く來ルカ來ナイカハ問題デアリマスケレドモ、サウ云フ結果ヲヤハリ相當ニ考慮シテ置ク必要ガアルト思フガ、何カ其ノ點ニ付テ大

子ハ計上サレナイ、全部取ラレルコトニナラ
グラウト思フ、デアリマスカラ稅務官吏ノ
待遇ニ付テハ、無論訓練モ必要デアリマス
ケレドモ、是ハヤハリ政府トシテ餘程御考
ニナリマセヌト、今ノ實情ダト月給ガ安ク
待遇ガ惡イ爲ニ良イ人間モ集ラヌ、隨テ
又苛斂誅求ヲヤル、威張ルコトヲ役得ニス
ルヤウナ傾向ニナリバシナイカ、此ノ點ニ
付テ大臣ノ御考ヲ伺ヒマス

○櫻内國務大臣 稅務官吏ノ中デ今御話ノ
ヤウナ事柄ガアリト致シマスレバ、ソレハ十
分ニ取締ルベキコトデアリマス、稅務官吏
ノ今日ノ生活上ノ實情ニ付テ御同情アル御
言葉デアリマスガ、此ノ點ニ付キマシテ
ハ私共モ全ク之ヲ認メテ居ルモノデアリマ
ス、唯御承知ノ通リ昭和六年ノ減俸以來減
俸ハ其ノ儘ニナツテ居ル、又物價ハ非常ニ
騰貴シテ居ルケレドモ、給金ハ思フヤウニ
上ラヌ、サウシテ用ハ殖エタ、サウ云フコ
トハ全ク事實デアリマシテ、若シ是ガ容易
ニ出來マスルコトナラバ、此ノ待遇ヲ改善
シテ増給ヲ致スト云フ事柄ハ行ハナケレバ
ナラヌコトダト考ヘマスケレドモ、御承知
ノ通り、所謂低物價政策ヲ堅持シテ、殊ニ一
般ノ俸給其ノ他報酬等ニ付キマシテモ其ノ
增加ノ停止令ヲ出シテ居ルヤウナ場合ニ於
キマシテ獨リ官吏ノミ其ノ除外令ヲ認メルト
云フコトハ困難デアリマスノデ、已ムヲ得
ズ家族ニ對スル所ノ極メテ少イ特別手當ヲ
出スト云フヤウナコトヲ、臨時措置トシテ
行ツタヤウナ譯デアリマス、併シナガラ御
趣旨ノアル點ニ付キマシテハ私共全ク同感
デアリマスノデ、十分ニ考慮致シマシテ、
若シ方法ガアリマスレバ其ノ改善ニ付テ考
ヘテ見タイト思ヒマス、又稅務官吏ノ執務

上ニ於ケル事柄ニ付キマシテハ十分ニ訓練
ヲ致シテ、國民トノ間ニ忌ハシキ感情ノ疎
待遇ニ付テハ、無論訓練モ必要デアリマス
ケレドモ、是ハヤハリ政府トシテ餘程御考
ニナリマセヌト、今ノ實情ダト月給ガ安ク
待遇ガ惡イ爲ニ良イ人間モ集ラヌ、隨テ
又苛斂誅求ヲヤル、威張ルコトヲ役得ニス
ルヤウナ傾向ニナリバシナイカ、此ノ點ニ
付テ大臣ノ御考ヲ伺ヒマス

○櫻内國務大臣 稅務官吏ノ中デ今御話ノ
ヤウナ事柄ガアリト致シマスレバ、ソレハ十
分ニ取締ルベキコトデアリマス、稅務官吏
ノ今日ノ生活上ノ實情ニ付テ御同情アル御
言葉デアリマスガ、此ノ點ニ付キマシテ
ハ私共モ全ク之ヲ認メテ居ルモノデアリマ
ス、唯御承知ノ通リ昭和六年ノ減俸以來減
俸ハ其ノ儘ニナツテ居ル、又物價ハ非常ニ
騰貴シテ居ルケレドモ、給金ハ思フヤウニ
上ラヌ、サウシテ用ハ殖エタ、サウ云フコ
トハ全ク事實デアリマシテ、若シ是ガ容易
ニ出來マスルコトナラバ、此ノ待遇ヲ改善
シテ増給ヲ致スト云フ事柄ハ行ハナケレバ
ナラヌコトダト考ヘマスケレドモ、御承知
ノ通り、所謂低物價政策ヲ堅持シテ、殊ニ一
般ノ俸給其ノ他報酬等ニ付キマシテモ其ノ
增加ノ停止令ヲ出シテ居ルヤウナ場合ニ於
キマシテ獨リ官吏ノミ其ノ除外令ヲ認メルト
云フコトハ困難デアリマスノデ、已ムヲ得
ズ家族ニ對スル所ノ極メテ少イ特別手當ヲ
出スト云フヤウナコトヲ、臨時措置トシテ
行ツタヤウナ譯デアリマス、併シナガラ御
趣旨ノアル點ニ付キマシテハ私共全ク同感
デアリマスノデ、十分ニ考慮致シマシテ、
若シ方法ガアリマスレバ其ノ改善ニ付テ考
ヘテ見タイト思ヒマス、又稅務官吏ノ執務

斯様ニ考ヘテ居リマス

○堀切委員長 其ノ點ニ關シマシテ過般私
ヨリ請求シテ置キマシタ百圓以下ノ判任以
下層員ノ人數、マダ頂戴シテ居ナイヤウデ
スガ、成ベク早ク願ヒタイ

○大矢政府委員 畏リマシタ

○堀切委員長 官廳デスカラ直グ分ルグラ
ト思ヒマガス……

○板谷委員 私ノ申上ゲマスノハ、他ノ官
吏ニ比較シテ非常ニ待遇ガ惡イ、ダカラ是
ハ能ク御調査ニナツテ、今委員長ノ申サレ
ルヤウニ、其ノ調査ガ出マシタナラバ能ク
御比較ニナツテ何トカシナイト、モウ日當
リ引下ゲラレタ形ニナツテ居リマス、此ノ
物價騰貴ノ時節ニ當ツテ、而モ政府ノ物價
ヲ「セーブ」スル上ニ於テハ國民ハ何人モ信
用シテ居ナイ、ドウシテモ物價ハ上ル、ノ
ミナラズ現ニ上ツテ居ル、商工大臣ハ物價
ヲ抑制スルトカ、低物價政策ト言ヒマスケ
レドモ、是ハ夢ノヤウナ話デアリマシテ、
顯微鏡デ探シテモ日本ニハ低物價ガナイン
デス、ソレニモ拘ラズ三百万人ニ近イ人ガ所
得稅ヲ課ケラレルト云フコトニナリマシテ、
而モ此ノ勤勞所得ニハタツタ六百圓以上ニ
ナレバ課ケラレル、六百五十圓ニナレバ其
ノ五十圓ニ付テ課ケラレル、斯ウ云フヤウ
ナコトニナツテ居リマスガ、只今厚生大臣
トシテハドウ云フヤウナ御考デアリマセウ
カ、英吉利ノ「サー・タックス」「ノーマル・タッ
クス」ノ眞似ヲシテ今度ノ綜合所得稅ト
分類所得稅ノ形態ガ出來タノデアリマスガ、
租稅收入ヲ殖ヤスト云フ上カラ言ツタナラ
カナイ、ドウシテモ貧乏人ヲ目掛ケテ行カ
ナケレバ取レナイ、詰リ分類所得稅ト云フ
モノハ、貧富ヲ問ハズ負擔ガ同ジヤウニ行

○堀切委員長 午後カラハ中島君ニナツテ
關聯質問ガアルトスレバ御許シヲ願ヒタイ
ト思ヒマス

○堀切委員長 午後カラハ中島君ニナツテ
居リマスカラドウズ御用意ヲ願ヒマス、ソ
レデハ休憩シマシテ、午後一時十五分ヨリ
始メマス

午後零時十三分休憩

ツテ居ルト云フコトニ大キナ缺點ガアリ、
同時ニ稅收入ヲ増加スルニ於テ租稅ノ觀念
カラ見レバ長所ガアルト云フコトニナツテ
居ルノデアリマス、ソコデ其ノ立法ノ精神
ト致シマシテ、社會政策ト申シマセウカ、
相互扶助ノ關係ニ是カラ置イテ行クノデア
ルト云フ點ニ付テ、ドウ云フ御考ヲ持タレ
テ居ルノデアリマセウカ、例ヘテ申シマス
ト、英吉利人ノ一人ノ所謂「プロレタリ
アート」一千圓以下トノ收入ノ者ハ大體「ブ
ロレタリアート」デス、之ニ對シテ、失業
ヲシタ時、疾病ヲ受ケタ時、ソレカラ傷害
ヲ受ケタ時、ソレカラ分娩ノ時、或ハ養
老、斯ウ云フ方面カラニ重ニモ三重
ニモ一人ニ對シマシテ社會が保障シテ
吳レテ居ル、換言スレバ、日本ノ今日ノ社
會デハ健康保險法ノ如キハ實施サレテ居ル
ケレドモ、或ル團體ニ屬シテ居レバ保障ハ
受ケテ居ルガ、團體ニ屬シテ居ナイ人々ハ
ルト云フコトニナツテ居リマシテ、社會ガ
之ヲ保障シテ吳レナイ、詰リ考ヘテ見レバ
全ク自己ノ生活ヲ自己ニ依ツテ保障シナケ
レバナラヌ、自己ノ生存ガ自力ニ懸ツテ居
ルト云フコトニナツテ居リマシテ、社會ガ
佛蘭西ト比較シテ見マシテモ、日本人ノ千
圓ノ所得ト、向フノ千圓見當ニ當ル人ノ所
得トヲズツト比ベテ調べテ見マスト、細カ
イ數字ハ此處ニ持ツテ居リマスケレドモ、
御承知ノコトデスカラ申上ゲマセヌガ、一
人當リノ社會政策的施設カラ受ケル恩惠ト
云フモノガ向フハ非常ニ多イ、殊ニ今申シ
マシタ觀點カラ致シマシテ、英吉利ノ如キ
ハ非常ニ多クナツテ居ル、ソレニモ拘ラズ、
コツチハ丸裸デアル、向フハ非常ニ手厚イ

ヒマスケレドモ、兎ニ角六百圓ニナレバ勤
勞所得ニ於テモ租稅ヲ課ケル、是ハ租稅負
擔——增稅ノ收入トカ、或ハ戰時ニ於テハ
何人モ國費ヲ負擔シナケレバナヌト云フ
ヤウナ觀念ハ別ト致シマシテ、別ノ立場力
テ、即チ厚生省ノ立場カラ見ラレマシテ、
ドウ云フヤウニ御考ニナルノデアリマセウ
カ、殊ニ家族手當モ一月一圓トカニ圓支給
サレルト云フ法案ヲ出ストカ出サストカ云
フコトモ言ハレテ居ル時デアリマスカラ、
此ノ點ニ關シマシテ、此ノ階級ニ對スル總
テノ物價ノ騰貴ニ依ル生活ノ壓迫、其ノ他
社會政策的ノ施設ノナイコトカラ考ヘマシ
テ、ソレヲ外國ノ英吉利ヤ獨逸ヤ佛蘭西ア
タリノ勞働階級ナリ無產階級ニ比較致シマ
シテ、稅ダケハ取ラレテ他ノ施設ハ之ニ後
レテ居ルト云フコトヲ痛切ニ感ゼラレルノ
デアリマスガ、厚生大臣ハ此ノ點ハ如何ニ
御考ニナルノデアリマセウカ、一人當リドノ位ノ稅ヲ
取出ラレ、ソレカラ社會的施設ハ大體金錢ニ
見積ツテドノ位國家カラ施サレテ居ルノデ
アリマセウカ、ソレヲ數字ニ於テ御示シガ
出来ナケレバ、制度ニ於テ御示シ願ヒタイ、
日本ハ一人當リ六百圓以上千圓以下ノ人ハ
所はダケノ施設ヲ國家的ニ受ケテ居ル、例ヘ
バ健康保險ノ如キ斯ウナツテ居ル、何々ニ
於テ斯ウナツテ居ル、英吉利ニ於テハ同ジ

ハ是ダケノ所得ガアツテ是ダケノ稅金ヲ課ケラレテ居ルガ、向フデハ是ダケノ社會施設ト是ダケノ色々な國家的補助ヲ受ケテ居ル、或ハ相互扶助ノ關係ニ於テ立ツテ居ルカ云フコトノ茲ニ御示シガアリマスト結構ト思ヒマス、此ノ分類所得稅ニ於ケル所謂最低階級即チ千圓以下六百圓マデノ間ニ於ケル收入ヲ得テ居ル人々ニ對シマシテ、是ハ東京市、大阪市アタリニ於キマシテハ大問題デアリマシテ、國家ノ施設ハ所謂「ギブ・アンド・ourke」ト云フ觀念ニ御立チニナツテ居ルノカ否ヤ、即チ一方ニ與ヘテ一方ニ取ルト云フナラバ又忍ビ得ル「ourke・アンド・ourke」デアツカラ困ル、ドウモ政府ガ取ツテ／＼取マクル「ourke・アンド・ourke」デハナイカト云フヤウナ感じモ私ニハセラレルノデアリマス、殊ニ東京市ノ如キハ從來千圓以下ノ極ク下級ノ收入ノ人ニ對シマシテハ特別所得稅ヲ取ツテ居ナイト云フ状況デアツタ、ソレガ一躍今度六百圓マデ引下ツテ行クト云フコトニナリマシテ、聊カ「ourke・アンド・ourke」ノ嫌ヒガアルノデハナイカ、外國ノ立法例ヲ私共調べテ見マスト、ヤハリ「ギブ・アンド・ourke」ノ原則ニ依ツテヤツテ居ル、日本人ハ「ギブ・アンド・ourke」ナドハ問題デヤナイ、總テ國家ノ爲ニ裸ニナツテ、命モ財産モ捧ガテシマヘ、又ソレガ日本ノ精神ダト云フシマシテ、又「ギブ・アンド・ourke」ノ思想カヤウニ御考デオヤリニナツテ居ルノデアリマセウカ、思想的ノ立場カラ致シマシテ、古イ言葉デアリマスケレドモ社會政策的立場カラ致シマシテ、又「ギブ・アンド・ourke」ノ思想カラ御考ニナツテ、ドウ云フヤウニ此ノ稅ニ御賛成ニナラレタノデアリマセウカ、是ハ由々シキ一大問題デアリマシテ、私共

八 東京市ニ於ケル住民ト常ニ接觸シテ居リマスガ、一大「センセーション」ヲ起シ、此ノ法案通過ノ曉ニ於テハ大問題ガ起リハセヌカト云フヤウニ私共ノ所ヘ手紙ガ參リマス、斯ウ云フ状態デアリマシテ民間ニ於ケル下級所得者ノ聲ハ、戰時デアルカラ一ツノ「デモンストレーション」モ起サナイダケデアリマスガ、其ノ鬱積シテ居ル澎湃タル不平ノ聲ハ、最後ノ生活ノ一點ニ觸レテカラ、私共ハ實ニ日夜接觸シテ居リマシテ、又寄越サレタ手紙ナドニ依リマシテ戰慄ニ值スルヤウニ思フノデアリマスガ、厚生大臣ハドウ御考ニナルノデアリマスカ、今私ノ申上ゲタ點ヲ要約致シマスレバ、具體的ニ英、佛、獨、是ダケデ結構デス、千圓カラ六百圓マデノ收入ノ人ガドウ云フヤウニ稅ヲ出シテ居ルカ、又國家的社會的施設方ドウ云フヤウニ行ハレテ居ルカ、此ノ點ヲ御答辯願ヒマス

リ御手傳スルト云フ建前ヲ以テ、課稅ノ範圍ガ擴大セラレタコトト思フノデアリマス、固ヨリソレガ忍得ナイ限度マデ達シテハナラナイノデアリマスガ、其ノ點ニ付キマシテハ一般ノ控除額或ハ扶養家族ノ控除等ニ於キマシテ、生活ノ最低限度ト云フモノノ保タレルヤウニハ稅制ノ中ニ於テモ相當考慮セラレテ居ルト考ヘマスノデ、一言ニシテ申シマスレバ國民銘々ソレハノ分ニ應ジ、力ニ應ジテ稅ノ方面カラノ御奉公ヲスル、ソレガ日本ノ建前デアル、斯様ナ意味合ニ於キマシテ私共ハ今回ノ改正案ヲ適當ナリト考ヘテ居ル次第デアリマス、各種ノ社會施設、養老制度トカ年金制度トカ云フ點ニ於キマシテ、我國ハ歐羅巴ノ或ル國々ニ比ペマシテマダ十分デナイ所ノアリマスコトハ私共モ認メマス、隨テ是等ノ方面ニ於キマシテハ是亦我國情ニ即シテ——國情ト申シマス意味ハ、日本ノ實際生活ノ實情ニ即シテト云フ意味ニ於キマシテ、日本ノ國民性、日本ノ國體、日本獨自ノ社會結成ノ意識ト申シマスカ、サウ云フコトニ即シテマダ施設セネバナラスコトガ多分ニ残サレテ居ルト思フノデアリマス、差當リ養老保險或ハ養老年金、廢疾年金ト云フヤウナコトモ考ヘネバナルマイト思ヒマシテ、只今ソレハニ考究ヲ進メテ居ルノデアリマスガ、會期切迫ノ爲メ、又其ノ事柄自體が非常ニ複雜ナルコトデアリマス爲ニ、或ハ此ノ會期ニ間ニ合ハヌカト考ヘテ居リマスガ、出來ルダケ速ニ今日目前ノ急ブ要シテ居ル問題ニ付キマシテハ成案ヲ得タイト考ヘテ、苦慮シテ居ル譯デゴザイマス、強チ是ハ西洋諸國ノ諸制度、彼處ニニア云フ制度ガアルカラソレヲ其ノ儘日本ニ採入レタ

ラ宜イト云フ風ニハ考ヘラレナイモノガ多
多アルト思ヒマス、例ヘテ申セバ、英吉利
ニ於ケル失業保險ノヤリ方ト云フモノハ、
日本人ノ氣質ナリ、日本ノ社會制度或ハ國
家制度ヲ一貫スル一つノ日本的ナ考ヘ方ト
云フモノニ調和シニクイ點ガアルノデアリ
マス、日本デ失業對策ヲ講ズル時ニハヤハ
リ我國ノ實情ニ即シテ講ゼバナルマイ、
或ハ又養老制度ニ致シマシテモ、アチラノ
家族ハ、是モ私共實情ニ就イテ見テ甚大考
ヘサセラレタノデアリマスケレドモ、子供
カラ親切ナ看護ヲ受ケルコトガ出來ナイガ
爲ニ自分デ養老院ニ入ルカ、サウデナケ
レバ小金ヲ溜メテ子供トハ別居ヲシテ
暮シヲスル、サウ云フ國ノ習慣デアリ、ソ
レハ英吉利デハ不思議デハナイカモ知レマ
セヌガ日本デハ左様ニ考ヘテハナライコ
トデアリ、實ハ左様ニハナツテ居ラナイノ
デアリマス、左様ナ各種ノ社會施設ヲ考ヘ
ル上ニ於キマシテ、何時モ其ノ事ヲ忘レテ
ハナラナイト思フノデアリマス、サウ云ツ
テモ、向フニハサウ云フ制度が必要デ日本
ニハサウ云フ制度ガ必要デナイト云フコト
ヲ申スノデハナインデアリマシテ、日本デ
モ十分サウ云フ方面ニ出來ル限リノ用意ヲ
シナケレバナラヌモノガ多々殘サレ居ル
相當ニ擔任シテ行クト云フコトガ大切ダ
スル負擔ノ上ニ於キマシテハ、出來ルダケ
官民共ニ此ノ重大時局ヲ自分ノ力相當、分
相當ニ擔任シテ行クト云フコトガ大切ダ
ト思フノデアリマス、與ヘテ取ルカ、取ツ
テ與ヘルカ、サウ云フコトヲドウ考ヘルカ
ト云フコトノ御尋デガザイマシタガ、マア
サウ云フ見方モスレバ出來ルコトカモ知レ

マセヌガ、日本ノ國デハ——是ハ洵ニ生意
氣ナコトヲ申スヤウデアリマスガ、稅制ナ
リ社會政策ナリヲ考ヘテ行キマス上ニハ、
云フモノニ調和シニクイ點ガアルノデアリ
マス、日本デ失業對策ヲ講ズル時ニハヤハ
リ我國ノ實情ニ即シテ講ゼバナルマイ、
或ハ又養老制度ニ致シマシテモ、アチラノ
家族ハ、是モ私共實情ニ就イテ見テ甚大考
ヘサセラレタノデアリマスケレドモ、子供
カラ親切ナ看護ヲ受ケルコトガ出來ナイガ
爲ニ自分デ養老院ニ入ルカ、サウデナケ
レバ小金ヲ溜メテ子供トハ別居ヲシテ
暮シヲスル、サウ云フ國ノ習慣デアリ、ソ
レハ英吉利デハ不思議デハナイカモ知レマ
セヌガ日本デハ左様ニ考ヘテハナライコ
トデアリ、實ハ左様ニハナツテ居ラナイノ
デアリマス、左様ナ各種ノ社會施設ヲ考ヘ
ル上ニ於キマシテ、何時モ其ノ事ヲ忘レテ
ハナラナイト思フノデアリマス、サウ云ツ
テモ、向フニハサウ云フ制度が必要デ日本
ニハサウ云フ制度ガ必要デナイト云フコト
ヲ申スノデハナインデアリマシテ、日本デ
モ十分サウ云フ方面ニ出來ル限リノ用意ヲ
シナケレバナラヌモノガ多々殘サレ居ル
相當ニ擔任シテ行クト云フコトガ大切ダ
スル負擔ノ上ニ於キマシテハ、出來ルダケ
官民共ニ此ノ重大時局ヲ自分ノ力相當、分
相當ニ擔任シテ行クト云フコトガ大切ダ
ト思フノデアリマス、與ヘテ取ルカ、取ツ
テ與ヘルカ、サウ云フコトヲドウ考ヘルカ
ト云フコトノ御尋デガザイマシタガ、マア
サウ云フ見方モスレバ出來ルコトカモ知レ

マセヌガ、日本ノ國デハ——是ハ洵ニ生意
氣ナコトヲ申スヤウデアリマスガ、稅制ナ
リ社會政策ナリヲ考ヘテ行キマス上ニハ、
云フモノニ調和シニクイ點ガアルノデアリ
マス、日本デ失業對策ヲ講ズル時ニハヤハ
リ我國ノ實情ニ即シテ講ゼバナルマイ、
或ハ又養老制度ニ致シマシテモ、アチラノ
家族ハ、是モ私共實情ニ就イテ見テ甚大考
ヘサセラレタノデアリマスケレドモ、子供
カラ親切ナ看護ヲ受ケルコトガ出來ナイガ
爲ニ自分デ養老院ニ入ルカ、サウデナケ
レバ小金ヲ溜メテ子供トハ別居ヲシテ
暮シヲスル、サウ云フ國ノ習慣デアリ、ソ
レハ英吉利デハ不思議デハナイカモ知レマ
セヌガ日本デハ左様ニ考ヘテハナライコ
トデアリ、實ハ左様ニハナツテ居ラナイノ
デアリマス、左様ナ各種ノ社會施設ヲ考ヘ
ル上ニ於キマシテ、何時モ其ノ事ヲ忘レテ
ハナラナイト思フノデアリマス、サウ云ツ
テモ、向フニハサウ云フ制度が必要デ日本
ニハサウ云フ制度ガ必要デナイト云フコト
ヲ申スノデハナインデアリマシテ、日本デ
モ十分サウ云フ方面ニ出來ル限リノ用意ヲ
シナケレバナラヌモノガ多々殘サレ居ル
相當ニ擔任シテ行クト云フコトガ大切ダ
スル負擔ノ上ニ於キマシテハ、出來ルダケ
官民共ニ此ノ重大時局ヲ自分ノ力相當、分
相當ニ擔任シテ行クト云フコトガ大切ダ
ト思フノデアリマス、與ヘテ取ルカ、取ツ
テ與ヘルカ、サウ云フコトヲドウ考ヘルカ
ト云フコトノ御尋デガザイマシタガ、マア
サウ云フ見方モスレバ出來ルコトカモ知レ

マセヌガ、日本ノ國デハ——是ハ洵ニ生意
氣ナコトヲ申スヤウデアリマスガ、稅制ナ
リ社會政策ナリヲ考ヘテ行キマス上ニハ、
云フモノニ調和シニクイ點ガアルノデアリ
マス、日本デ失業對策ヲ講ズル時ニハヤハ
リ我國ノ實情ニ即シテ講ゼバナルマイ、
或ハ又養老制度ニ致シマシテモ、アチラノ
家族ハ、是モ私共實情ニ就イテ見テ甚大考
ヘサセラレタノデアリマスケレドモ、子供
カラ親切ナ看護ヲ受ケルコトガ出來ナイガ
爲ニ自分デ養老院ニ入ルカ、サウデナケ
レバ小金ヲ溜メテ子供トハ別居ヲシテ
暮シヲスル、サウ云フ國ノ習慣デアリ、ソ
レハ英吉利デハ不思議デハナイカモ知レマ
セヌガ日本デハ左様ニ考ヘテハナライコ
トデアリ、實ハ左様ニハナツテ居ラナイノ
デアリマス、左様ナ各種ノ社會施設ヲ考ヘ
ル上ニ於キマシテ、何時モ其ノ事ヲ忘レテ
ハナラナイト思フノデアリマス、サウ云ツ
テモ、向フニハサウ云フ制度が必要デ日本
ニハサウ云フ制度ガ必要デナイト云フコト
ヲ申スノデハナインデアリマシテ、日本デ
モ十分サウ云フ方面ニ出來ル限リノ用意ヲ
シナケレバナラヌモノガ多々殘サレ居ル
相當ニ擔任シテ行クト云フコトガ大切ダ
スル負擔ノ上ニ於キマシテハ、出來ルダケ
官民共ニ此ノ重大時局ヲ自分ノ力相當、分
相當ニ擔任シテ行クト云フコトガ大切ダ
ト思フノデアリマス、與ヘテ取ルカ、取ツ
テ與ヘルカ、サウ云フコトヲドウ考ヘルカ
ト云フコトノ御尋デガザイマシタガ、マア
サウ云フ見方モスレバ出來ルコトカモ知レ

マセヌガ、日本ノ國デハ——是ハ洵ニ生意
氣ナコトヲ申スヤウデアリマスガ、稅制ナ
リ社會政策ナリヲ考ヘテ行キマス上ニハ、
云フモノニ調和シニクイ點ガアルノデアリ
マス、日本デ失業對策ヲ講ズル時ニハヤハ
リ我國ノ實情ニ即シテ講ゼバナルマイ、
或ハ又養老制度ニ致シマシテモ、アチラノ
家族ハ、是モ私共實情ニ就イテ見テ甚大考
ヘサセラレタノデアリマスケレドモ、子供
カラ親切ナ看護ヲ受ケルコトガ出來ナイガ
爲ニ自分デ養老院ニ入ルカ、サウデナケ
レバ小金ヲ溜メテ子供トハ別居ヲシテ
暮シヲスル、サウ云フ國ノ習慣デアリ、ソ
レハ英吉利デハ不思議デハナイカモ知レマ
セヌガ日本デハ左様ニ考ヘテハナライコ
トデアリ、實ハ左様ニハナツテ居ラナイノ
デアリマス、左様ナ各種ノ社會施設ヲ考ヘ
ル上ニ於キマシテ、何時モ其ノ事ヲ忘レテ
ハナラナイト思フノデアリマス、サウ云ツ
テモ、向フニハサウ云フ制度が必要デ日本
ニハサウ云フ制度ガ必要デナイト云フコト
ヲ申スノデハナインデアリマシテ、日本デ
モ十分サウ云フ方面ニ出來ル限リノ用意ヲ
シナケレバナラヌモノガ多々殘サレ居ル
相當ニ擔任シテ行クト云フコトガ大切ダ
スル負擔ノ上ニ於キマシテハ、出來ルダケ
官民共ニ此ノ重大時局ヲ自分ノ力相當、分
相當ニ擔任シテ行クト云フコトガ大切ダ
ト思フノデアリマス、與ヘテ取ルカ、取ツ
テ與ヘルカ、サウ云フコトヲドウ考ヘルカ
ト云フコトノ御尋デガザイマシタガ、マア
サウ云フ見方モスレバ出來ルコトカモ知レ

コトハ淘ニ御無理ノナイコト思フノデア
リマス、米ヲ初メト致シマシテ惣菜物、生
鮮食糧品其ノ他ノ低物價堅持ト云フコトニ
付キマシテハ餘程ノ覺悟ヲ以テ、何トカ其
ノ事ノ實現ニ努メバナルマイト考ヘテ種
種工夫モ致シテ居ルヤウナ次第デゴザイマ
スガ、單ニ低物價政策ヲ其ノ方面ニ於テ堅
持スルト云フノミナラズ、併セテ又小額所
得ノ人々ノ生活確保ノ途ヲ給與ノ方面カラ
モ考ヘネバナラス、適正ナ賃金ト云フモノ
モ定メネバナラナイ、大體稅ヲ納メル方ト
併セテ與ヘル方ヲ考ヘマスルナラバ、ソレ
等ノ諸々ノ點ニ付キマシテハ、政府ハ政府ト
シテ前刻モ申上げマシタヤウニ出來ル限り
ノ施設ヲセネバナルマイ、斯様ニ考ヘテ居
ルノデアリマス、賃金等ノ問題ニ付キマシ
テハ、御承知ノ通リニ適正賃金ノ決定機關
ガアリマシテ御協力ヲ願ツテ居ル譯デアリ
マスガ、是モ至急ニ一ツ働く活潑ニ致シ
マシテ、戰時ニ必要ナル國民生活ト云フモ
ノヲ賃金ノ點カラモ、社會政策ノ點カラモ、
有ユル方面ニ瓦リマシテ、之ヲ確立シテ行
クト云フコトニ於キマシテハ、順次工夫ヲ
サシテ戴キタイト思ツテ居ルノデアリマス、
マダ今回ノ豫算ニ現ハレテ居ラヌヂヤナイ
カト云フ御話デゴザイマスガ、保險制度、
年金制度等ニ付キマシテハ可ナリ複雜ナ計
算ヲ要シ、其ノ計算ガサウ完全無缺トハ參
ラヌマデモ、大體正確デアリマセヌコトニ
ハ其ノ事ガ成立チマセヌノデ、ソレ等ノ技
術的ナ考慮ヲ要シマスル爲ニ、マダ提案ノ
運ビニ至ツテ居ラヌノデアリマスルガ、ソ
レ等ノコトヲ別ト致シマシテ、今回提出シ
テアリマスル豫算面ニ於ケル厚生省所管ノ
國民ノ福利、或ハ健康保持ト云フヤウナコ

トニ關シマシテハ色々アルノデアリマス、
ソレハ稅ガ是ダケ上ツダカラ是ダケノ施設
ヲスルト云フ意味デ出サレテ居ルノデハナ
イノデアリマスケレドモ、全然ソレ等ノ方
面ノ施設ガナイ譯デナイコトハ御承知ノ通
リデゴザイマス、控除額ノ内容其ノ他新規
ノ稅法自體ノコトニ付キマシテハ、中島サ
ン十分ニ御承知ノコトデゴザイマスルカラ、
是ダケノ控除ガアルカラスウダト云フヤウ
ナコトハ私カラ申上げル要ハナイト思フノ
デアリマスルガ、稅法ニ對スル、又社會政
策ニ對スル、或ハ國民生活安定ニ關スル自
分ノ心持ハ以上申述ベルヤウナ點ニアリマ
ス。

○堀切委員長 關聯シテ委員長カラ一寸質
問致シマス、今ノ生活最少限度、之ヲ確保
シテヤラナクテハイカスト云フノハ通念デ
アリマスガ、厚生大臣ニ於テハ、日本國民
ノ今日生活ノ最少限度ト云フノハ一體ドノ
位ニ見テオ居デニナルカ、又今回ノ稅制ニ
依リマスト、事業所得ナラ四百圓ヲ基礎控
除スルト云フコトニナツテ居リマスガ、四
百圓程度ヲ最少限度ト御覽ナサツテ居ルノ
デゴザイマスカドウカ、之ヲ先づ御伺致シ
タイ

○告田國務大臣 實ハ生活ノ最少限ト申シ
マスルコトガ、賃金政策ナリ或ハ此ノ稅ノ
問題ナリニ付キマシテ、基礎的ニ其ノ觀念
ノ可ナリ有力ナル機關モ、例ヘバ厚生科學
研究所、或ハ人口問題研究所等ノモノモ御
協贊ヲ得マシテ、ソレノノ國民實生活ノ
立場カラノ研究ト云フモノヲ是カラヤツテ
參ラネバナラス、物價指數、生活費ノ指數
サウ云フヤウナモノモ今マデ所々方々デ手
掛けテハ居リマスケレドモ、ソレニ依ツテ
直グニ國民生活ヲ規律シテ行カウト云フマ
デノ役ニ立ツモノトハ言ヒ難イヤウナ事情
モゴザイマス、御尋ノ點ハ淘ニ大切ナ點デ
アルトハ考ヘマスガ、厚生省ハドレ位ト云
フコトヲ今日數字デ申上げ得ラレルマデ
ノ資料ガ未ダ整ツテ居ラヌノデ、其ノ點不
都合ト云ヘバ不都合ト御叱リ受ケテモ已
ムヲ得マセヌガ、是非サウ云フ方面ニ於キ
マシテモシツカリシタ基礎ヲ擱ミタイト思
ツテ居リマス

○堀切委員長 正確デナクテモ宜イデスガ、
スルノデ、大藏當局デドレ位ト云フ見當ヲ
付ケテ居ラレル點ガ或ハアルカトモ思ヒマ
スルガ、私共貨金問題ヲ考慮致シマスルニ
思ヒド過ギルト御考デアリマスカ、厚生大
臣トシテノ獨自ノ御考ヲ伺ツテ置ケバ結構

ト實情ニ立脚ヲ致シマシテ科學的ニ検討ラシ、

○吉田國務大臣

デアリマス

例ヘバ大都市デハ是レ位、農村デハ是レ位

ト云フヤウナ生活基準ト申シマスルカ、サ

ウ云フモノヲ擱マネバナラスト思フノデア

リマス、サウ云フコトガ大體達觀的ニ頭ニ

トハ、甚ダソレハ不幸ナコトデハナイカト

リデゴザイマス、控除額ノ内容其ノ他新規

ノ稅法自體ノコトニ付キマシテハ、中島サ

ン十分ニ御承知ノコトデゴザイマスルカラ、

是ダケノ控除ガアルカラスウダト云フヤウ

ナコトハ私カラ申上げル要ハナイト思フノ
デアリマスルガ、稅法ニ對スル、又社會政

策ニ對スル、或ハ國民生活安定ニ關スル自

分ノ心持ハ以上申述ベルヤウナ點ニアリマ

スハ、申サバ科學的ノ基礎ト云フモノニ於

テ十分デナイ所ガアルノデハナイカ、サウ

云フ點ニ付キマシテハ、私共ノ關スル限り

ノヤウナ制度ニナツテ現ハレルモノト思フ

ノデアリマス、ソレニハ殘念ナコトデアリ

マスガ、率直ニ申シマスト今マデノ考ヘ方

デハ、申サバ科學的ノ基礎ト云フモノニ於

テテ十分デナイ所ガアルノデハナイカ、サウ

ニ於キマシテハソレ等ノ問題ヲ調査スル爲

ノ可ナリ有力ナル機關モ、例ヘバ厚生科學

研究所、或ハ人口問題研究所等ノモノモ御

ノ御質問ノ中ニモアリマシタ、英米各國ニ

比較シテ千圓以下ノ所得者ノ生活狀態ト社

會設備ガ伴ツテ行カナケレバハイカヌモノデ

アルト思フ、四百圓トスルト亞米利加ノ一

年百弗ニモナラス、一ヶ月八弗ヤ九弗位ノ

收入デ一家ヲ支ヘテ行カナケレバナラヌト

云フ今日ノ狀況、是ハ隨分ヒトイモノデヤ

ナカラウカト思フ、亞米利加ナラバ他人ノ

救助ニ依ツテ生活スル者デサヘモ、八弗ヤ

九弗位ノ收入ハアルノデアリマス、ドウ云

フモノデセウ、乞食デモソソナ僅カノ收入

ニ満足シテ居ハセヌト云フコトニナリマス

亞米利加邊リデハ…

○中島委員 此ノ點ハ大問題デス、ココヲ

一つ厚生大臣ガシツカリ頭ニ置イテ貰ヒタ

活費ノ問題ニナルトハ考ヘナイノデアリマ

○堀切委員長 生活ノ最小限度ヲ基礎控除スル、或ハ免稅點トスルトシテ、之ニハ稅ヲ課ケナイ、大體斯ウ云フヤウナ立場ニナツテ居ルヤウニ諒解致シマス、然ラバ大藏省カラ出テ居ル案ノ四百圓、是ハ事業所得デスガ、此ノ程度以下ノモノハ生活ノ最小限度ダカラ先づ稅ヲ課ケナイコトニスル、斯ウ云フ立場カラ出テ居ルヤウデスガ、サウスルト四百一圓アルモノハモウ宜シイカ

○吉田國務大臣 ドウモ私其ノ點委員長ノ仰シヤル通リニ私共考ヘテ居ラナイノデスガ、大藏當局ノ立案ノ趣意ヲ當局カラ御話ヲ願ツタ方ガ適當ナガト思ヒマスガ、只今委員長ノ言ハレルヤウナ意味デアルナイト申スコトハ、私デハ適當デハナイト思ヒマス

○中島委員 立案ノ趣旨ハ大藏大臣ノ施政方針ノ演説ノ中ニモ、又稅制委員會ノ一番初メノ説明ノ中ニ於テモ能ク分ツテ居ルノデス、厚生大臣ニ私ハ問ウテ居ルノデアレ、ソコデアナタハ厚生大臣トシテ答ヘテ貴ヒタイノデス、無論厚生大臣モ國務大臣ノ末席ヲ汚シテ居ルニハ違ヒアリマセヌケレドモ、厚生大臣トシテ私共ハ問ウテ居ル生活ノ最小限度如何、金額ニ於テ何ボカ、現在ノ物價ニ於テ、現在ノ賃銀ニ於テ、現在ノ此ノ惡性「インフレ」ニ向ハントスル經濟的狀態ニ於テ何ボデ一體暮シテ行ケルノカ、ソレヲ具體的ニ、今大臣ノ仰シヤツタヤウニ東京市内デハドレ位ヲ以テ最小限度ノ生活ト見テ行クカ、モウ是レ以上ハ叩カレヌ、是レ以上ハ一文モ取ラレヌト云フノハ何處カ、控除規定ハ澤山アリマスケレドモ、私ハ逐條審議ノ際ニ述べマスガ、中々難カシイ、控除規定ホド分ラヌ規定ハナイ

私大分研究シテ見マシタケレドモ、非常ニ難カシクナツテ居ル、此ノ控除規定ニ於テ、若シ國民ニ於テ分ル人ガアツタラバ、殆ド是ハ稅革博士以外ニハナイト私ハ考ヘル、ソコデ私等ノ問ヒタインハ、此處マデ馬ヲ陣頭ニ進メテ、千圓以下カラパツト六百圓ナリ七百圓ナリニ、或ル意味ニ於テ免稅點ノ引上トハ違ヒマスケレドモ、基礎控除ヲヤツテ行ク、ソレカラ一圓ナリ十圓ナリ出テ控除規定ニ當嵌ラストスルナラバ皆税ガ課カル、ソコデ控除規定ハ全部廢シテシマツテ、全部引掛ルモノトシテ何ボカ、一人々々ニ付テ東京市内ニ於テ、或ハ六大城市ニ於テ、或ハ農村ニ於テ、地域的ニ、ソレカラ又生活ノ業態別ニ、或ハ「サラリーマン」或ハ資産ニ依ツテ、配當ニ依ツテ食ツテ居ル人ダトカ、或ハ營業ヲヤツテ居ル小賣人、或ハ中小商工業者ハ一體何ボカ、其ノ金額ヲ聽キタイ、此ノ物價ト社會施設ノ狀態ニ於テ、例ヘバ分娩ニシテモ、或ハ失業ニシテモ、皆保險制デモアレバソレハヤツテ吳レル、失業保險ガアリ、徵兵保險ガアリ、養老保險ガアリ、ソレカラ疾病保險ガアリ、傷害保險ガアリ、斯ウ云フヤウニナツテ來ルトソレニ皆掛ケテアルカラ、戴イテ此ノ程度ナラ私等モ六百圓ヤ四百圓ノ免稅點引下マデハ是ハ贊成ガ出來ル、反對ガ出來ルト云フ所ノ、贊否ヲ決スル重大

馬ヲ陣頭ニ進メテ、千圓以下カラパツト六百圓ナリ七百圓ナリニ、或ル意味ニ於テ免稅點ノ引上トハ違ヒマスケレドモ、基礎控除ヲヤツテ行ク、ソレカラ一圓ナリ十圓ナリ出テ控除規定ニ當嵌ラストスルナラバ皆税ガ課カル、ソコデ控除規定ハ全部廢シテシマツテ、全部引掛ルモノトシテ何ボカ、一人々々ニ付テ東京市内ニ於テ、或ハ六大城市ニ於テ、或ハ農村ニ於テ、地域的ニ、ソレカラ又生活ノ業態別ニ、或ハ「サラリーマン」或ハ資産ニ依ツテ、配當ニ依ツテ食ツテ居ル人ダトカ、或ハ營業ヲヤツテ居ル小賣人、或ハ中小商工業者ハ一體何ボカ、其ノ金額ヲ聽キタイ、此ノ物價ト社會施設ノ狀態ニ於テ、例ヘバ分娩ニシテモ、或ハ失業ニシテモ、皆保險制デモアレバソレハヤツテ吳レル、失業保險ガアリ、徵兵保險ガアリ、養老保險ガアリ、ソレカラ疾病保險ガアリ、傷害保險ガアリ、斯ウ云フヤウニナツテ來ルトソレニ皆掛ケテアルカラ、戴イテ此ノ程度ナラ私等モ六百圓ヤ四百圓ノ免稅點引下マデハ是ハ贊成ガ出來ル、反對ガ出來ルト云フ所ノ、贊否ヲ決スル重大

馬ヲ陣頭ニ進メテ、千圓以下カラパツト六百圓ナリ七百圓ナリニ、或ル意味ニ於テ免稅點ノ引上トハ違ヒマスケレドモ、基礎控除ヲヤツテ行ク、ソレカラ一圓ナリ十圓ナリ出テ控除規定ニ當嵌ラストスルナラバ皆税ガ課カル、ソコデ控除規定ハ全部廢シテシマツテ、全部引掛ルモノトシテ何ボカ、一人々々ニ付テ東京市内ニ於テ、或ハ六大城市ニ於テ、或ハ農村ニ於テ、地域的ニ、ソレカラ又生活ノ業態別ニ、或ハ「サラリーマン」或ハ資産ニ依ツテ、配當ニ依ツテ食ツテ居ル人ダトカ、或ハ營業ヲヤツテ居ル小賣人、或ハ中小商工業者ハ一體何ボカ、其ノ金額ヲ聽キタイ、此ノ物價ト社會施設ノ狀態ニ於テ、例ヘバ分娩ニシテモ、或ハ失業ニシテモ、皆保險制デモアレバソレハヤツテ吳レル、失業保險ガアリ、徵兵保險ガアリ、養老保險ガアリ、ソレカラ疾病保險ガアリ、傷害保險ガアリ、斯ウ云フヤウニナツテ來ルトソレニ皆掛ケテアルカラ、戴イテ此ノ程度ナラ私等モ六百圓ヤ四百圓ノ免稅點引下マデハ是ハ贊成ガ出來ル、反對ガ出來ルト云フ所ノ、贊否ヲ決スル重大

馬ヲ陣頭ニ進メテ、千圓以下カラパツト六百圓ナリ七百圓ナリニ、或ル意味ニ於テ免稅點ノ引上トハ違ヒマスケレドモ、基礎控除ヲヤツテ行ク、ソレカラ一圓ナリ十圓ナリ出テ控除規定ニ當嵌ラストスルナラバ皆税ガ課カル、ソコデ控除規定ハ全部廢シテシマツテ、全部引掛ルモノトシテ何ボカ、一人々々ニ付テ東京市内ニ於テ、或ハ六大城市ニ於テ、或ハ農村ニ於テ、地域的ニ、ソレカラ又生活ノ業態別ニ、或ハ「サラリーマン」或ハ資産ニ依ツテ、配當ニ依ツテ食ツテ居ル人ダトカ、或ハ營業ヲヤツテ居ル小賣人、或ハ中小商工業者ハ一體何ボカ、其ノ金額ヲ聽キタイ、此ノ物價ト社會施設ノ狀態ニ於テ、例ヘバ分娩ニシテモ、或ハ失業ニシテモ、皆保險制デモアレバソレハヤツテ吳レル、失業保險ガアリ、徵兵保險ガアリ、養老保險ガアリ、ソレカラ疾病保險ガアリ、傷害保險ガアリ、斯ウ云フヤウニナツテ來ルトソレニ皆掛ケテアルカラ、戴イテ此ノ程度ナラ私等モ六百圓ヤ四百圓ノ免稅點引下マデハ是ハ贊成ガ出來ル、反對ガ出來ルト云フ所ノ、贊否ヲ決スル重大

ケレドモ、調べタ結果色々ナ資料が集ツテ
參リマシタ曉ニ於キマシテモ、ヤハリ稅制
等ニ之ヲ取扱ハレルト云フコトデアリマス
レバ、ソレハソレ等ノ基礎資料ノ上ニ又達
觀ヲ加ヘテ取扱ハレルト云フコトハ已ムヲ
得ナイコトダト思フノデアリマス、東京ニ
於テ或ハ其ノ他ノ地方ニ於テ、一人ドレダ
ケノ金ガアレバ今日ノ物價ノ下ニ戰時最低
生活ヲ確保出來ルカト云フコトヲ數字的ニ
申セト云フコトニ付キマシテハ、甚ダ遺憾
ノ點モアリ、相濟マヌコトデアリマスガ、
數字的ニハ今日之ヲ申上ゲルダケノ資料ガ
整ツテ居リマセヌコトヲ御諒承願ヒマス
○中島委員 数字的ニ申上ゲラレスト言ハ
レルナラバ、ソレハ致シ方アリマヌケレ
ドモ、實際ハサウ云フ生活ノ最低限度ト云
フモノヲ一ツ決メテ置イテ、ソレカラ大藏
省ノ方ニ交渉セネバ、厚生大臣ト致シマシ
テハ、名前ノ如ク生ヲ厚クスル大臣デナ
クテ薄生大臣ニナツテシマフ、(笑聲)
薄生大臣ニナツテハ洵ニ遺憾ニ堪ヘマセ
ヌ、斯ウ云フ意味カラ致シマシテ、此ノ數
字ハ本案ガ衆議院ニ於テ討議サレ、吾々ガ
贊否ヲ決スル上ニ非常ニ必要デアルノデア
リマス、又總理大臣モ國民生活ノ最小限度
ヲ確保スルト言ハレタ、其ノ最小限度トハ
ドノ位ノモノデアルカ、色々中小工業方面、
ソレカラ耕作農民ノ中デモ地主、小作人ガ
アリマセウ、ソレカラ農業勞働者、漁民、
サウ云フヤウナ大體此ノ免稅點前後ヲ往來
シテ居ル人々ニ付キマシテモ、的確ナル調
査資料ヲ一つ出しシテ戴イテ、ソレカラ此ノ
免稅點ガ宜イトカ、基礎控除ガ宜イトカ、
其ノ他ノ點ニ付キマシテモ議論ガ出來テ行
ク、唯腰タメデアルトカ、目安デアルトカ、

ケカラ言ツテモイカヌト私ハ思ヒマス、國家ノ政策ハ税カラモ行キ、厚生政策、産業政策モ加味シテ行カナケレバナラヌト思フ、此ノ點ニ付キマシテ、厚生省ニ於キマシテハ十分ニ御調査戴キタイ、此處デ數字ナシノホンノ空漢タリ一時ノ思ヒ著キニ依ツテ、此ノ六百圓、四百圓ト云フコトニテ論ジテモ仕様ガナイ、是ハ厚生省限リデスヨ、大藏省ハドシナ名案ガアルカ私ハ知リマセヌ、ソレハ後デ伺ヒマスガ、此ノ點ヲ十分ニ明ニサレンコトヲ私ハ希望致シマス、此ノ税法案ガ本院ニ懸ツテ居ル間ニ此ノ資料ヲ得マシテ、此ノ四百圓、六百圓ガ適當デアルカドウカ、總理大臣ガ屢々答辯サレタ所ノ國民生活ノ最小限度ヲ確保スル、此ノ最小限度トドレダケノ相關關係ガアルカト云フ點ニ付キマシテ、私共検討致シタイト思ヒマスカラ、ソレヲ一ツ至急ニ御出シニナランコトヲ希望致シマス

君ノ言ハ、レル國民生活ノ最小微度ハ、ドウカ云
アルカト云フ、非常ナ大キナ問題トハ、勿論
關聯ハ致シテ居リマスケレドモ、別ニ六百
圓ナリ四百圓ナリト云フ、問題ガソレ自體
ナイト云フコトハ御承知ノ事デアラウト思
ヒマス、ソレカラ先程中島君カラ、更ニ今
後六百圓ナリ四百圓ナリヲ低下スルト云フ
問題ガアルカト云フヤウナ御質問ガアリマス
シタガ、併シ是ハ今ノ所ハ、大藏當局トシ
テハ考ヘテ居ナイノデアリマス、今後非常
ナ變化ガ起ルト云フコトデアリマスレバ、
ソレハ又別問題デアリマスケレドモ、今日
ノ所ハ更ニ之ヲ低下スルト云フヤウナ考ハ
持ツテ居リマセヌ

○中島委員 厚生大臣ニ私ガ問ウタノハ、六百圓ナリ四百圓ナリト云フモノガ生活ノ最低限度デアルカ否カト云フ意味デハナシウシテ免稅點、基礎控除ヲドウ云フヤウニ考ヘタカト云フ點デス、ソコハ厚生大臣ニ問ウテ居ル、政務次官ニハ問ウテ居ラナイ、政務次官ニハ後デ問ヒマス

モウ一點厚生大臣ニ御伺致シマスガ、順序ガ別ニナツテ來マスケレドモ、茲ニ營業稅ノ改正、ソレカラモウーツハ分類所得稅ノ事業所得内ニ於キマシテ、今マデ地方稅デアツタ事業、此ノ中ニ入ツテ來タノデス、其ノ入ツテ來タノハ何カト申シマスト、鑛業、砂鑛業、湯屋業、理髮美容業其ノ他命令ヲ以テ定ムル營業、其ノ命令ヲ以テ定ムル營業ハ此處ニニ材料ヲ戴イテ居リマスガ、貸座敷業デアルトカ——女郎屋ガ入ツテ來タ、其ノ他ノモノガ段々國稅ノ中ニ入ツテ參ツテ居リマスガ、茲ニ問題トナルノハ、此ノ湯屋業ニシテモ理髮業ニ致シマシテモ、殊ニ理髮業ノ如キガ一番困難ヲ感ジテ居リマスノハ、青少年雇人制限令ト云フモノガ厚生省カラ出テ居リマスガ、其ノ制限令ニ依リマンシテ、雇人ヲ自由ニ雇フコトガ出來ナイ、隨テ此ノ理髮業ノ如キハ滔々トシテ業者ガ離レテ行ク、ソレカラ一方ニ於テハ新シク徒弟ガ入ツテ來テ勉強ヲシテ理髮人ニナル機會ガ、青少年雇人制限令ニ依ツテ妨ガラレル、軍需工業ノ方ガ必要トスレバ、理髮業トカ湯屋トカ、新ニ入ツテ來タ者ノ中カラ取ラレテ行ク、斯ウ云フ關係ニナツテ居リマス、隨テ是等ノモノニ付キマシテハ、國稅ニ持ツテ來ルト云フ點デ、雇人モ得ラレ

ナイ、營業モ擴張ガ出來ナイ、寧ロ是カラハ營業ヲ縮小スル一方デス、ソレヲ此ノ營業稅ヲ今度改正シテ國稅ニ移シテ、又負擔ガ重クナツテ來ルト云フ點ニ付キマシテハ、如何ニ御考ニナツテ居ルノデセウカ、青少年雇入制限令ト云フモノデ、無届デハ雇入レラナイコトニナツテ居リマズガ、此ノ適用カラ考へマシテ、之ヲ入レルコトニ御贊成ニナツタノハドウ云フ意味デアリマセウカ、厚生大臣トシテ、青少年雇入制限令ノ點カラ觀察致シマシテ、斯ウ云フヤウナ中小業者ガ非常ニ困ツテ居リマスノヲ、ドウ云フ立場カラ御救ヒニナルノデアリマセウカ、此ノ制限令ニ依ツテ事業者ハ殆ド雇人ヲ得ラレナイト云フコトニナツテ來ル、サウスレバ收入モ多ク期待出來ナイ、事業モ不振ノ状態ニナツテ來マス、斯云フモノヲ又新ニ取上げテ事業所得ノ中ニ入レテ來テ、地方稅ヨリモ重課シテ行クコトニナリマス、サウシテ負擔モ多クナツテ來ルシ、國稅トナツテ來マスト、色々ナ關係ニ於キマシテ是ガ重クナツテ來ルノデアリマスガ、ソコラハドウ御考ニナリマスカ○吉田國務大臣 理髮業其ノ他ガ國稅ニ移ツタト云フコトハ、私カラ申上ゲルマデモナク、中央地方ヲ通ジマス稅制ノ按配ト云フコトノ爲ニ、是ガ一應國稅ニ移サレテ居ル譯ナノデアリマスルノデ、青少年雇入制限令ト直接ノ關聯ハナイコトト考ヘルノデアリマス、青少年雇入制限令ノ方ハ、只今モ御話ニナリマシタ通リニ、今日國家ノ最モ緊要トスル產業ニ對スル勞務ヲ、手不足ノ國內ニ於テ確保致シマスル爲ニ、比較的の我慢シ易イ方面、接客業其ノ他ノモノニ付キマシテノ新ナル青少年ノ雇入ヲ制限シヨ

ウ、斯ウ云フ建前デ出來テ居ルノデアリマシテ、ソレハ勞務ヲ從前通り、或ハ從前ヨリ増シテ幾ラヽマデ雇入レルコトガ出来ルカドウカト云フコトノ制限ナノデアリマス、無論制限セラレマスレバ、ソレダケ手不足ニナリマシテ、商賣上引合ハヌコト、苦シイコトガ起ルコトハ起ルノデゴザイマスガ、ソレハ其ノ問題トシテ、是ガ青少年雇入制限令ヲ適用シテ制限セラルベキモノデアリマス、或ハ制限セズシテ自由產業トシテ其ノ方ノ雇入ヲ自由ニスルカト云フコトハ、勞務ノ關係カラ規律セラルベキモノデアリマス、规律セラレタ結果、收入ガ減退ラスル、サウシテ今度ソレ等ハ地方稅デナク、國稅トシテ扱ハレルト云フノデアリマスレバ、其ノ收入ニ相當スル物稅ト云フモノヲ拂フト云フ意味ニ於テ關聯ハアルノデアリマスガ……○中島委員 國稅ニ持ツテ來ル必要ハナイデハナイデスカ○吉田國務大臣 國稅デアルカラドウ、地方アルカラドウト云フコトハアリマセヌ、ソレハ國稅ニナツタカラト云フ風ニ必シモ考ヘラレナイト思フノデアリマス、ソレハ稅ノ高クナツタ安クナツタト云フ問題ダト思フノデアリマス○中島委員 地方稅カラ國稅ニナゼ移シタルト云フ點ニ付テ引掛ケタノデアリマスガ、威ヲ感じテ居ル、其ノ適用ヲドウ云フヤウニ是カラヤラレルノデアリマセウカ、是ハ

シテ、ソレハ勞務ヲ從前通り、或ハ從前ヨリ増シテ幾ラヽマデ雇入レルコトガ出来ルカドウカト云フコトノ制限ナノデアリマス、無論制限セラレマスレバ、ソレダケ手不足ニナリマシテ、商賣上引合ハヌコト、苦シイコトガ起ルコトハ起ルノデゴザイマスガ、ソレハ其ノ問題トシテ、是ガ青少年雇入制限令ヲ適用シテ制限セラルベキモノデアリマス、或ハ制限セズシテ自由產業トシテ其ノ方ノ雇入ヲ自由ニスルカト云フコトハ、勞務ノ關係カラ規律セラルベキモノデアリマス、规律セラレタ結果、收入ガ減退ラスル、サウシテ今度ソレ等ハ地方稅デナク、國稅トシテ扱ハレルト云フノデアリマスレバ、其ノ收入ニ相當スル物稅ト云フモノヲ拂フト云フ意味ニ於テ關聯ハアルノデアリマスガ……○中島委員 國稅ニ持ツテ來ル必要ハナイデハナイデスカ○吉田國務大臣 國稅デアルカラドウ、地方アルカラドウト云フコトハアリマセヌ、ソレハ國稅ニナツタカラト云フ風ニ必シモ考ヘラレナイト思フノデアリマス、ソレハ稅ノ高クナツタ安クナツタト云フ問題ダト思フノデアリマス○中島委員 地方稅カラ國稅ニナゼ移シタルト云フ點ニ付テ引掛ケタノデアリマスガ、威ヲ感じテ居ル、其ノ適用ヲドウ云フヤウニ是カラヤラレルノデアリマセウカ、是ハ

シテ、ソレハ勞務ヲ從前通り、或ハ從前ヨリ増シテ幾ラヽマデ雇入レルコトガ出来ルカドウカト云フコトノ制限ナノデアリマス、無論制限セラレマスレバ、ソレダケ手不足ニナリマシテ、商賣上引合ハヌコト、苦シイコトガ起ルコトハ起ルノデゴザイマスガ、ソレハ其ノ問題トシテ、是ガ青少年雇入制限令ヲ適用シテ制限セラルベキモノデアリマス、或ハ制限セズシテ自由產業トシテ其ノ方ノ雇入ヲ自由ニスルカト云フコトハ、勞務ノ關係カラ規律セラルベキモノデアリマス、规律セラレタ結果、收入ガ減退ラスル、サウシテ今度ソレ等ハ地方稅デナク、國稅トシテ扱ハレルト云フノデアリマスレバ、其ノ收入ニ相當スル物稅ト云フモノヲ拂フト云フ意味ニ於テ關聯ハアルノデアリマスガ……○中島委員 國稅ニ持ツテ來ル必要ハナイデハナイデスカ○吉田國務大臣 國稅デアルカラドウ、地方アルカラドウト云フコトハアリマセヌ、ソレハ國稅ニナツタカラト云フ風ニ必シモ考ヘラレナイト思フノデアリマス、ソレハ稅ノ高クナツタ安クナツタト云フ問題ダト思フノデアリマス○中島委員 地方稅カラ國稅ニナゼ移シタルト云フ點ニ付テ引掛ケタノデアリマスガ、威ヲ感じテ居ル、其ノ適用ヲドウ云フヤウニ是カラヤラレルノデアリマセウカ、是ハ

レマセヌガ、出來ル限り御参考ニナルヤウ

ナモノハ御目ニ掛ケタイト思ヒマス

○中島委員 厚生大臣ハ御歸リニナツテ宜

シウゴザイマス、大藏大臣ニ來ラレルヤウ

ニ請求シテ吳レマセヌカ、貴族院ノ方ハ一

時間ト云フ約束デスカラ、一時間以上ハ待

テマセヌ——ソレカラ事務當局ニ伺ヒマス

ガ、是ハ數字的ニナルノデアリマスガ、六

億ダケ増稅ノ中カラ臨時軍事費ノ財源ニ繰

入レルト云フコトヲ説明サレタ、其ノ根據

ヲ示シテ戴キタイ、即チ今度ノ增稅ノ分五

億二千八百万圓、此ノ一部方入ツテ居ルコ

トハ確カデアル、ソレガドレダケ残ツテド

レダケ入ツテ居ルカ、ソレカラ臨時增徵法

ト支那事件特別稅ノ十五年度分ニ於ケル增徵

ノ分ガアリマス、其ノ部分ガドレ位是へ大

ツテ居ルカ、之ヲ説明シテ戴キタイ、六億

六億ノ根據ヲ伺ヒタイ

○大矢政府委員 此ノ度稅制ヲ全ク改正致

シマシテ、其ノ結果ト致シマシテ平年度ニ

ガ臨時軍事費ノ財源ニナルノデアリ

マスガ、是ト從來支那事變發生以來ノ增稅

ノ增收ノ分ト、兩方通算致シマスト、十一

億幾ラデ大體十二億近クニナルノデアリ

マスウ云フ風ニシタ次第デアリマス、而シテ

ナゼ斯ウ云フ風ニ分ケタカト申シマスト、

御承知ノ通り支那事變ノ爲ニ臨時軍事費特

別會計ヲ設ケテ居リマスガ、其ノ會計ニ於

テ此ノ度モ相當巨額ノ追加豫算ヲ計上シテ

居ルノデアリマシテ、此ノ部分ヲ全部公債

ヲ以テ賄フノハ適當デハナイ、戰費ノ一部

ハ支那事變發生以來ノ增稅ニ依ル增收ノ一

部ヲ以テ賄フノヲ適當ト認メタ次第デアリ

マシテ、六億圓ヲ繰入レマシタノハ、支那

事變發生以來增稅ニ依ル增收ノ十五年度ニ

收入セラレルモノノ半額程度ヲ臨時軍事費

ニ繰入レル、斯ウ考ヘタ次第デアリマス

○中島委員 其ノ十五年度ニナツテ支那事

變特別稅ガズツト進行シテ行ツテ、膠レテ

増額ニナツテ來ル部分モアリマセウ、ソレ

ガ幾ラ、臨時增徵法デ増稅ニナツテ來テ居

ルモノガ幾ラ、ソレガ集ツテ大體六億ト、

斯ウ言ウテ吳レバ宜イノデス、其ノ數字

ヲ聽イテ居ル、唯半額ヲドウシタト云フノ

デナク、何ト何トノ自然增收ナラ自然增收

ヲ幾ラ見テ居ルカ、此ノ六億ノ中デ公債ニ

依ツテ半分ヲドウトカ、サウ云フ理論デハ

アリマセヌ、基礎數字ガ出テ來ルデセウ、

其ノ數字ヲ聽キタイ

○大矢政府委員 支那事變發生以來ノ增稅

デ今日マデ影響ヲ殘シテ居リマスノハ、昭

和十三年ノ第一回支那事變特別稅法ニ依ル

モノ、是ハ十五年度ニ於キマシテハ三億三

百万圓、ソレカラ十四年ノ支那事變特別

稅法ノ改正ニ依リマシテ增徵ニナツタ分ノ

十五年度ニ於ケル收入豫定ガ一億九千五百

万圓、斯ウ云フ風ニナツテ居リマス、併シ

レル、半額ハ一般會計ノ方ニ残シテ置ク、

斯ウ云フ風ニシタ次第デアリマス、而シテ

ナゼ斯ウ云フ風ニ分ケタカト申シマスト、

御承知ノ通り支那事變ノ爲ニ臨時軍事費特

別會計ヲ設ケテ居リマスガ、其ノ會計ニ於

テ此ノ度モ相當巨額ノ追加豫算ヲ計上シテ

居ルノデアリマシテ、此ノ部分ヲ全部公債

ヲ以テ賄フノハ適當デハナイ、戰費ノ一部

ハ支那事變發生以來ノ増稅ニ依ル增收ノ一

○大矢政府委員 六億圓ノ基礎ヲ數字的ニ

說明スル譯ニハ參ラナインデアリマシテ、

軍事費ニモ相當巨額ノ財源ヲ要スル、一方

ニ於テ一般會計ノ方ニ於キマシテモ相當經

費ガ膨脹シテ居ル、隨て是等ヲ賄フ爲ニ或ル

程度増徵シナケレバナラス、此ノ增徵ニ依ツ

テ得タ額ノ半分ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰

入レヨウ、斯ウ致シタ次第デアリマス、ソレ

以上ノ數字ニ瓦ル説明ハ致シ兼ネマス

○中島委員 サウスルト第一回第二回ノ支

那事件特別稅ガスウナツテ居テ、ソレガド

レダケ此ノ改正稅法ニ依ツテ稅率ガ變ツタ

爲ニ增加ニナツタ、是ダケ廢止ニナツタカ

ラスウナツテ居ル、其ノ關係ガ分リサウナ

モノデスガ分リマセヌカ、唯十二億ノ中ノ半

分ノ六億ト云フ概略ヲ取ツタ、ソレナラバ

ソレデ宜イデス、六億ノ基礎ダケ聽イテ置

クノデスカラ、説明出來ナケレバ出來ナイ

デ結構デス

○大矢政府委員 極メテ簡單ナ例ヲ申上げ

マスト、臨時利得稅ヲ改正致シマシテ、甲

種利得ニ對スル稅ヲ廢止シタノデアリマス

ガ、是ハ一體支那事變發生後ニ增徵シタ所

ノ甲種利得モ中ニアリマス、ソレカラ支那

事變發生前カラノモアルノデアリマスガ、

是モ廢止シタ、一方ニ於テハサウ云フモノ

ニ伴フ減モアリマス、片方ニ於テハ臨時利

得稅全體トシテ相當ノ增收モアツタノデア

ル、斯ウ云フ關係ニナリマスカラ、今度ノ

マデノ間ハ大體三年ナリ四年ナリ掛ルデセ

ウ、三年四年掛ルモノナラバ、初年度何ボ

二年度何ボ、三年度何ボ、サウシテ平年ニ

達スル、相續稅ハ一番長イト思ヒマスガ何

年度ヲ以テ平年ニ達スルカ、ソレヲ稅種別

ニ、此處デ急ニ出來ナケレバ表ニシテ現ハ

ノ稅ニ付テ見テモ中々説明ガ出來ナイ、全

體ニ於テ支那事變發生以來ノ增稅ニ依ル增

收ハドレダケニナルカ、其ノ半額ヲ臨時軍

事費特別會計ニ繰入レ、半額ハ一般會計ニ

残シテ置ク、斯ウ云フ風ニシタト申上ゲル

ヨリ外ハナイノデアリマス

○中島委員 其ノ問題ハソレダケニシマセ

ウ、ソレカラ增稅ノ分ノ内譯ヲ聽カシテ下サ

イ、初年度ノ增稅ガ五億二千八百万圓ニナツ

テ居リ、分與稅ガ七千六百万圓ナツテ合

計六億四百万圓トナツテ居ルコトハ説明ヲ

聽イテ能ク分ツタノデアリマスガ、平年度ニ

於テハ今ノハドウナルカ、ソレカラ次ノ

平年度ハ一體何年度ヲ平年度ト云フカ、ソレ

ガ所得稅ニ於テハ何年度ヲ平年度トスルカ、

法人稅ハ何年度ヲ平年度トスルカ、特別法

人稅ハ何年度ヲ平年度トスルカ、外貨債ノ

課稅ニ付テハ何年度ヲ平年度トスルカ、ソ

レカラ其ノ次ニハ相續稅ハ何年度ヲ以テ平

年化シテ來ルカ、其ノ結果ト致シマシテ平

臨時利得稅ハ個人ト法人ト違ツテ居ルト思

ヒマスガ、是モ何年度ヲ平年度トスルカ、ソ

レカラ其ノ次ニハ相續稅ハ何年度ヲ以テ平

年度ハ一體何年度ヲ以テ平年度トナツテ

來ルカ、是ガ一般會計ノ平年度ノ歲入、

分與稅ノ歲入合計セテ幾ラ、之ニ依リマ

シテ各稅種別ニ平年度ヲ明ニシ、サウシテ

之ヲ通算シテ何年度ヲ以テ平年度トサレテ

居リマスカ、其ノ初年度カラ平年度ニ至ル

マデノ間ハ大體三年ナリ四年ナリ掛ルデセ

ウ、三年四年掛ルモノナラバ、初年度何ボ

二年度何ボ、三年度何ボ、サウシテ平年ニ

達スル、相續稅ハ一番長イト思ヒマスガ何

年度ヲ以テ平年ニ達スルカ、ソレヲ稅種別

ニ、此處デ急ニ出來ナケレバ表ニシテ現ハ

シテ戴キタイ、表ハ貴ツテ居ナイヤウニ思
ツテ居リマスカラソレデモ結構デス、説明
シテ戴イテ、初年度ガドノ位ニナツテ平年
度ガドノ位ニナルト云フ理由ヲ明ニシテ貴
ツテモ結構デス

○大矢政府委員 大體ノコトハ御手許ニ資

料致シマシテ差上ゲテ居リマス「稅制改
正ニ因ル租稅及印紙收入歲入額増減表」ト
云フノデ平年度ノ收入ガ出テ居リマス、ソ
レカラ最後ノ方ニ附錄トナツテ居リマス「稅
制改正ニ因ル國庫純增收見込額」之ニ載ツ
テ居ルノデアリマスルガ、更ニ各稅ニ互ツ
テ平年度ハ何年度デアルカ、初年度、次年
度、平年度ノ收入ハドウデアルカト云フコ
トデゴザイマス、是ハ何レ後デ資料トシテ
提出致シタイト存ジマスルガ、大體ニ於テ
申上ゲマスレバ、所得稅ハ平年度トナルノ
ハ十七年度デアリマス、法人稅ハ十六年度、
特別法人稅モ十六年度、地租モ十六年度、
配當利子特別稅ハ十六年度、相續稅ハ一番
關係デズツト先ニナルノデアリマス、鑛業稅
遲レマシテ二十七年度——是ハ年賦返納ノ
ハ十六年度、酒稅ハ十六年度、其ノ他間接
稅ハ全部十六年度デアリマス

○中島委員 消費稅ハドウデスカ

○大矢政府委員 十六年度デアリマス

○中島委員 臨時利得稅ハドウデスカ、個

人ト法人ト區別シテ……

○中島委員 消費稅ハドウデスカ

○大矢政府委員 十六年度デアリマス

○中島委員 臨時利得稅ハドウデスカ、個

人ト法人ト區別シテ……

○中島委員 消費稅ハドウデスカ

○大矢政府委員 個人ハ十五年度、法人ハ

十六年度デゴザイマス

○中島委員 モウ一つ表的ノモノデアリマ

スガ、ココヘ出テ居マセヌモノノ中デ綜合

課稅ノ稅率ヲ見マシテモ、御承知ノ通り是

デハ五百萬圓ナラ五百万圓收入ノアル人ガ

何ボ稅ヲ取ラレルカト云フコトガ中々分ラ

ナイ、分ルヤウニシテ戴クニ付キマシテハ
ツテ居リマスカラソレデモ結構デス、隨明

此ノ綜合所得稅ニ於ケル所ノ稅率區分ノ所

得ニ該當スル稅額表ヲ示シテ貴ヒタイ、中々

計算ガ面倒デアリマスカラ……

○中島委員 表的ノモノハソレダケデアリ

マス、後ハ大臣ガオ出デニナラス内ニ事務

當局關係ダケノモノヲ質問致シマスルガ、

逐條的ニツ行キマセウ、第一章ノ總則第

二條ノ四デスガ「費用辨償」トナツテ居ルノ

ハ、是ハ市會議員ヤ府會議員ノ歲費等モ此

ノ中ニ入ツテ居ルノデスカ

○大矢政府委員 左様デゴザイマス

○中島委員 ソレカラ第八條ノ「左ノ金額ハ

之ヲ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做シ本

法ヲ適用ス」トナツテ居ル、所謂看做ス配當

デアリマスガ、此ノ看做ス配當ニ付キマシ

テ此ノ稅率ガ課スルノハ少シ酷デハナイデ

セウカ、例へバ法人ノ清算所得ニ於ケル場

合、現行法ニ依レバ比例稅ニナツテ居ルモノ

ガ、茲ニ持ツテ來テ看做ス配當トナツテ

分類所得稅ヲ課セラレ、更ニ綜合所得稅モ

課セラレルト云フコトニナツテ來マスト、少

シ急激ニ上ゲラレテ來ル、詰リ累積シタ

所得ト云フモノデアリマスガ、一時ニ此處

ヘ引出シテ來テ課ケルト云フコトニナリマ

スカラ酷ノヤウニ思ヒマス、第八條ノ一、

二、三ニ付テドウ考ヘマスカ

○大矢政府委員 仰セノ通リノ性質ガアリ

マスカラシテ、第三十三條ニ於キマシテ其

ノ他ノ所得ト之ヲ區分シテ稅率ヲ盛ル、斯

ウ云フ風ニ致シテ居リマス

○中島委員 區分致シマシテモ稅率ハヤハ

リ此ノ稅率デヤラレルデセウ

○大矢政府委員 左様デゴザイマス

○中島委員 ソレガ少シク酷デヤアリマセ

スカ

○大矢政府委員 是ハ法人ガ解散シタ場合、

或ハ又株主ガ拂込株式金額ノ拂戻シヲ受

ケル場合ノ問題デハゴザイマセヌ、隨ヒマ

シテ他ノ一般所得ト合計致シテ稅率ヲ盛ル

ノガ酷デアルト云フ理由ヲ以チマシテ、他

ノ所得ト區分ヲ致シマシテ、此ノ區分ニ依

リマシテ稅ノ負擔ハ著シク輕減ヲ受ケルノ

デアリマス、隨ヒマシテ區分計算ヲ致シマ

スレバ、先づ負擔ノ權衡ハ大體得テ居ルモ

ノト考ヘテ居リマス

○中島委員 私共ハ權衡ヲ得テ居ナイト考

ヘル、成程第三十三條ニ於テ他ノ所得トハ

ノト考ヘテ居リマス

○中島委員 私共ハ權衡ヲ得テ居ナイト考

ヘル、成程第三十三條ニ於テ他ノ所得トハ

ノト考ヘマス、他ニモ株式配當ニ付テハ現在

二割控除ヲ認メテ居ル關係上、今度ハ默ツ

テ株式取得ニ要シタ負債利子ヲ必要經費ト

シテ控除スルト云フコトニナツテ居ルノデ

アリマスガ、何等カ第八條ニ控除ガナケレ

バ私共ハ此ノ全體ノ立法ノ調和ノ上ニ於テ

是ハ正シクナイヤウニ實ハ考ヘマス、此ノ

點ハ御一考シテ戴ケマセヌカ

○大矢政府委員 第八條ノ中ノ第一號ハ、

現行ノ所得稅法ニ於キマシテモ第十四條ノ

第二項ニアルノデアリマシテ、現行所得稅

法ニ於キマシテハ寧ロ是ハ別個計算ヲシナ

イデ全部綜合シテ居ルノデアリマス、之ヲ

別個ニ致シタダケ寧ロ緩和サレテ居リマス、

利ニ於テハ之ヲ實行シテ居リマス、英吉利

ソレカラ毎年々々出來ルモノデハアリマセ

スカラ、一般ノモノト綜合スルノハ苛酷ニ

失スルノデアリマスルガ、苦シモ五年ニ一

遍トカ十年ニ一遍アルト致シマシテ、之ヲ

ベキモノデアルノデアリマス、隨ヒマシテ

各年ニ割當テルト云フト其ノ人ノ所得ノ上

ノ方ノ部分ニナツテ最高稅率ノ適用ヲ受ク

之ヲ別個計算ニ致シマシテ、下ノ方カラノ

累進稅率ヲ持ツテ行クト云フノハ私ハ苛酷

ニナラス、丁度適當ノ所ニアル、斯ウ考ヘ

テ居リマス

○中島委員 第二ノ法人ノ解散シタル場合

ニ於テ云々ト云フト、私ハ苛酷ニ思フノデ

ス、能ク御考下サイ、他ノ點ニハ斯ウ云フ

規定ガアルノニ、此ノ點ダケガ控除ガナイ

○大矢政府委員 此ノ點ハ獨リ第二號バカ

リデハナク、第一號ト區別シタ理由ハナイ

ト思フノデアリマス、一號、二號、三號皆

同様ノ性質ヲ持ツテ居ルモノト考ヘテ居ル

次第デアリマス

○中島委員 同様ノ性質ト考ヘテ居ルナラ

バ、一、二、三號共ニ何ボカヲ控除シテヤ

ツテ、ソレカラ課稅スルト云フ方ガ私ハ穩

當デハナイカト思ヒマス、其ノ點ハドウデ

ス、能ク一つ考ヘテヤツテ下サイ——御答

ガナケレバ先ニ進ンデ行キマス、分類所得

稅ニ付キマシテ不動產所得ニ付テ源泉課稅

ヲ認メナカツタ理由如何、勤勞所得、事業

所得其ノ他ニ付テハ源泉課稅ヲ以テ取ツテ

居ル、事業所得ノ中ニモ云々ト云フ標準ガ

アリマスケレドモ、不動產所得ニ付テノミ

所謂賦課課稅ヲ採ツテ居ル所ノ理由ハドウ

デハ五百萬圓ナラ五百万圓收入ノアル人ガ

何ボ稅ヲ取ラレルカト云フコトガ中々分ラ

<p>ノ制度ヲ模範トシテ居ル分類所得税ニ於テ、日本ガドウ云フ譯デ英吉利ト違ツテ、不動産所得ニ付キマシテハ源泉課税シナイデ、賦課課税ヲスルノデスカ</p> <p>○大矢政府委員 英吉利ニ於キマシテハ不動産所得ニ付テモ源泉課税ヲシテ居ルノハ御説ノ通リデアリマス、獨リ不動産所得バカリデナク、貸金ノ利子等ニ付テモ源泉課税ヲシテ居ルノデアリマス、是モ一ツノ行キ方カト存ジマスルガ、併シナガラ配當所得或ハ勤勞所得等ニ於キシテマシテハ、其ノ支拂者ハ支拂ヲ受クル者ヨリモ數ガ少イノデアリマシテ、隨テ源泉デ課税スルノハ手數省略ニ意味ニモナリマスルガ、不動産所得等ニ於キマシテハ、貸主ヨリモ借主ノ方ガ數ガ遙ニ多イト云フコトデゴザイマスカラ、納稅上手數ヲ省クト云フ意味ニ於テハ寧ロ逆ニナルノデアリマス、但シ所得ヲ發生スル場合ニ、發生ノ源泉ニ於テ稅ヲ納メルト云フ趣旨カラ行ケバ、是ハ不動産所得ニ付テモ源泉課税シテモ宜カラウデハナイカ、斯ウモ考ヘラレマスケレドモ、英吉利ニ於キマシテハ此ノヤウナ制度ヲズツト舊クカラ施行シテ、慣熟シテ居リマスカラ宜シイノデアリマスケレドモ、我ガ日本ニ於キマシテ、今直チニ不動産所得ニ對シテマデモ源泉課稅ヲスルト云フノハ、實行上非常ニ困難ガアルノデハナカト思ヒマス、所得稅法モノ例ニモアルノデアリマシテ、此ノ度ハ確信シテ、中島サンノ御説ニアツタ不動産所得ニ付キマシテハ、今回ノ配當利子及ビ俸給所得ニ付キマシテ、源泉課税ヲ致シタ結果ニ以テ施行シ得ルモノト云フモノニ限リマシテ、中島サンノ御説ニアツタ不動産所得ニ付キマシテ、更ニ將來ノ問題トシテ考究致</p>
<p>シタイト存ジテ居リマス</p> <p>○中島委員 サウスルト大體ニ於テ手數ヲ省クト云フ點ダケデスネ</p> <p>○大矢政府委員 手數ヲ省クト云フノト、納稅者ガヤハリ納メヨクナルノデハナカラウカト思ヒマス</p> <p>○中島委員 納稅者ノ不信任デスネ</p> <p>○大矢政府委員 紳稅者ガ稅ヲ納メルノニ納メ易クナルト考ヘマス</p> <p>○中島委員 イヤ源泉課税ヲスルト云フト、例へバ小作人カラモ取ラナケレバイカヌ、ソレカラ店子カラモ取ラナケレバイカヌ、サウスルト逃ゲラレタリスルヤウナ憂ヒモアツテ稅額通リノ收入ヲ期シ難イト云フ例モアルノデスネ</p> <p>○大矢政府委員 尚ホ英吉利ノト日本ノ不動産所得ニ於テ違ヒガアルノハ……</p> <p>○中島委員 英吉利デハナイノデス、今問ウタノハ納稅者ガ納メ易イカラト云フノデスカ、ソレデナクテ根本ハ國ノ收入ガ減ルカラト云フノデハナイデスカ、源泉課税ヲスレバ小作人ヤラ借家人カラ取ラナケレバイカヌコトニナルカラ、ソレデ國ノ收入ガ減ル同時ニ、又手數ガ殖エル、是ナラ話ガ分リマスケレドモ、納稅者ガ納メ易イト云フ點カラ行ケバ逆デヤナイデスカ、納稅者ハ納メニクイ、源泉課税ヲスルト納メニクイト思フガ、ソコガ要領ヲ得ナイ、私ハ俸給所得ニ付テモ……</p> <p>○大矢政府委員 不動産……</p>
<p>シテ下サイ、ドウモ今ノ主稅局長ノハ分ラヌハ、土地ヲ借リテ居ル者、或ハ借家ヲ借リテ居ル者、サウ云フ不動産ノ賃借料ヲ支拂フ者カラ取ル、是ガ即チ仰セノ源泉課税デアルト思ビマスガ、サウ云フ者カラ徵收スルコトニ致セバ、實際サウ云フモノノ所得ヲ受ケタ者、即チ地主、家主カラ取ルヨリモ一層澤山ノ人カラ徵收シナクテハナラスカラ、數ガ多クナルノデ徵收ノ便宜ニモ相成ラナイ、又日本ノ狀況ニ於キマシテハ斯ウ云フ者カラ、借家人トカラ云フ者ハ相當零細ナルモノモ多イ譯デアリマスカラ、斯ウ云フ小作人トカラ、借家人トカラ云フ賃借料支拂ノ際稅金ヲ取ルト云フコトハ不適當デアル、斯ウ云フ趣旨デ申上げタ次第デアリマス、尚ホ後カラ主稅局長カラ御説明ヲ補足シヨウトシテソコニ至ラナカツタノデスガ、今回ノ分類所得税ニ於キマシテハ、其ノ後不動産所得ノ課稅標準ガ純所得ニナツテ居リマシテ、必要經費ヲ引イタ所得ヲ課稅標準ト致シテ居リマス、之ヲ外形標準即チ地代ナリ、家賃ナリフ、其ノ儘外給所得ニ付テモ……</p> <p>○中島委員 大體ニ於テ溝洲ガ大部分デセウネ、ソレ以外ニアルノデスカ、アレバ其ノ溝洲カラドレ位ノモノヲ見積ソテ居ルカ、溝洲ト支那トニ分ケテ、又其ノ他ニドレ位ノ金額ヲ見積ツテ居ルカ</p> <p>○大矢政府委員 今ノ數字ハ取調べテ後程御答致シマス</p> <p>○中島委員 結構デス、ソレカラ爲替局長ニ、大藏大臣ガ御出デニナツテカラ、主稅局ノ當局ト三者ニ向ツテ問フノデスガ、大藏大臣ハ御出デニナラスノデスカ、是ハ重要ナ點デアルカラ聽キタイ、大藏大臣ガ</p>
<p>シテ大藏大臣ガ御出デニナツテカラ、是ハ居リマセヌト、是ハ國家ノ大政策ニ關スル問題デアリマスガ……</p> <p>○中島委員 ソレハ暫クヤリマスカラ、ソレカラ第十條ノ第二ノ乙種ノ「營業ニ非タル貸金ノ利子並ニ甲種ニ屬セザル公債、</p> <p>○中島委員 ソレデハ暫クヤリマスカラ、ソレカラ第十條ノ第二ノ乙種ノ「營業ニ非タル貸金ノ利子並ニ甲種ニ屬セザル公債、</p> <p>○中島委員 サウ言ヘバ能ク分ルノデス、不動產所得ダケニナゼ源泉課税ヲ止メテ居ルカト云フコトニ付テ私ハ聽イタノデス、源泉課税ハ出來ナイト云フ事情モアル譯デゴザイマス、</p> <p>○大矢政府委員 今直グ來ラレマス</p> <p>○中島委員 結構デス、ソレカラ爲替局長ニ、大藏大臣ガ御出デニナツテカラ、主稅局ノ當局ト三者ニ向ツテ問フノデスガ、大藏大臣ハ御出デニナラスノデスカ、是ハ重要ナ點デアルカラ聽キタイ、大藏大臣ガ居リマセヌト、是ハ國家ノ大政策ニ關スル問題デアリマスガ……</p> <p>○中島委員 ソレハ先ニ延バシマス、第十</p>

條ノ第二ノ事業所得ノ中ニ、甲種ノ十八ニ
鑛業ヲ持ツテ來テ居ル、之ヲ此處ニ入レタ
理由如何、ソレカラ鑛區稅ト離シテ鑛業ダ
ケ此處ヘ持ツテ來タ理由、多分是ハ純益課
稅主義ニ依ツタコトデアラウト思フノデア
リマスガ、何カ他ニ理由ガアルノデアリマ
セウカ、ソレカラ鑛區稅ヲ此處ヘ持ツテ來
ナカツタ理由ハドウ云フ譯デアルカ、二ツ
離シテシマツテ居ル理由ハドウ云フ譯デア
ルカ、ソレカラモウツハ砂鑛業ニ於テモ同
様デアリマス、新ニ取入レラレタ、砂鑛業、
湯屋業、理髮美容業、「其ノ他命令ヲ以テ定
ムル營業」、是ハ材料ヲ戴イテ居リマスガ、
此ノ命令ヲ以テ定ムルモノガ、ドウ云フ譯
デ地方稅カラ國稅ニ命令ヲ以テ定ムルモノ
ノ中ニ入ツタカ、第十條關係ノ命令要綱ニ
依ルト「左ニ掲グル營業ノ所得ハ甲種ノ事業
所得トスルコト」トシテ、兩營業、演劇興行
業、寄席業、遊技場業、遊覽所業、藝妓置屋
業マデ入レテ居ル、ソレカラ貸座敷業女郎
屋マデ入ツテ來テ居リマス、斯ウ云フヤウ
ナ地方稅的ノモノヲ何故ニ此處ニ持ツテ來
テ、國稅ニ移シタノデアルカ、其ノ點ハ地
方稅ト國稅ノ區分體系ヲ整へル上ニ於キマ
シテモ、重大ナル關係ガアルノデアリマス
ガ、是等ノモノガ何故ニ國稅ニ入レラレナケレ
バナラヌノカ、國稅ニ致シタ理由ヲ第一ニ
聽キタイ、ソレカラサウナモノモドンノ國稅ニ入
レ段々地方ニアル所ノ、マダ殘ツテ居ル自
轉車稅デアルトカ、或ハ自動車稅デアルト
カト云フヤウナモノモドンノ國稅ニ入レ
ラレテ來ルト云フ虞ガ起ツテ參リマス、地
方ニ於キマシテハ支那事變特別稅ニ依リマ
シテ、遊興飲食稅ヲ國稅ニ入レラレ、更ニ
又斯様ニ營業収益稅的性質ヲ帶ビマシタモ

ノニ付キマシテモドンノ國稅ニ入レテ行カレマ
スト、地方ハ一體脅威ヲ感ズル、ソレデ國
稅ト地方稅ト區別スル標準如何、ドノ點
ニ於テ國稅トノ區別ヲスルノデアルカ、其
ノ標準ガ立ツテ居ナケレバ、思ヒ付キバツ
コトデハ、地方財政ノ所謂稅源ノ奪還ト云フ
コトニナリマシテ、常ニ地方ハ不安ナル財政狀
態ニ置カレテ居ラナケレバナラヌコトニナ
ル、ドウ云フ點ガ標準ニナツテ居ルカ、是
等ノモノヲドウ云フ譯デ舉ガラレタノカ、是
吾々ノ觀察スル所ニ依リマスト、藝妓置屋
業ノ如キ、遊覽所業ノ如キ、遊技場業ノ如
キ、是等ノモノハ地方稅トシテ殘シテ置ク
ト云フコトガ、地方ニ取ツテモ獨立財源ヲ
與ヘル所以ナリト考ヘル、是等ノモノヲ甲種
ノ事業所得トシテ國稅ニ——營業稅ノ中ニ
モ是ガ取入レラレテ居リマスガ、營業稅ハ
國稅徵收トシテ原地還付ニナツテ居ルカラ、
地方稅ト見タツテ同ジコトデヤナカト云
フ理論モ立タナイコトモナインデアリマス
ガ、分類所得稅デハサウハ行カヌ、是等ガ
常ニ先ニ言ヒマシタヤウナ工合ニ、增稅セ
ラレル時ニ一律一體ニ上ガラレテ來ルト云
フコトニモナリマス、分類所得稅ノ稅率ヲ
適用サレテ上ガラレテ來ル、此ノ理由ヲ一
ツ承リタイ。

○大矢政府委員 鑛業、砂鑛業ヲ此ノ事業
所得ニ取入レマシタノハ、從來ハ鑛業ニ付
キマシテハ鑛產稅ヲ課シテ、營業収益稅ハ
課稅シテ居ナカツタノデアリマスガ、此ノ
度稅制改正ヲ機ト致シマシテ、是等ニ付キ
マシテモ他ノ營業ト同ジヤウニ所得稅法ニ
於テ事業所得トシテ課稅シテ行ツタ方ガ宜
イト存ジマシテ、斯様ニ致シタ次第デアリ

マシテ、同様ノコトハ取引所營業稅ニ於テモ
鑛產稅ハ收益稅的ノ性質ヲ帶ビテ居ルノデ
スル特權料的ノ性質ヲ持ツテ居ルモノデ、
是ハ同一ニ律スル譯ニハ行カナインデ分離
シテ居リマス、此ノ點モ亦取引所營業稅ニ
於キマシテ、取引所特別稅ト云フモノヲ別
ニ残シテ居ルノト相似タ點ガアルノデアリ
マス。

○大矢政府委員 鑛業ヲ持ツテ居ルモノノ
營業ノ如キ、遊覽所業ノ如キ、遊技場業ノ如
キ、是等ノモノハ地方稅トシテ殘シテ置ク
ト云フコトガ、地方ニ取ツテモ獨立財源ヲ
與ヘル所以ナリト考ヘル、是等ノモノヲ甲種
ノ事業所得トシテ國稅ニ——營業稅ノ中ニ
モ是ガ取入レラレテ居リマスガ、營業稅ハ
國稅徵收トシテ原地還付ニナツテ居ルカラ、
地方稅ト見タツテ同ジコトデヤナカト云
フ理論モ立タナイコトモナインデアリマス
ガ、分類所得稅デハサウハ行カヌ、是等ガ
常ニ先ニ言ヒマシタヤウナ工合ニ、增稅セ
ラレル時ニ一律一體ニ上ガラレテ來ルト云
フコトニモナリマス、分類所得稅ノ稅率ヲ
適用サレテ上ガラレテ來ル、此ノ理由ヲ一
ツ承リタイ。

○中島委員 私ハサウ云フコトヲ聽イテ居
ルノデハナイ、鑛業稅ヲナゼ入レタカト言
フト、入レタ方ガ宜イト云フノデハ私ノ問
頭ゴザイマセヌ

○中島委員 私ノ申上ガヤウガ不完
全デ、十分御諒解ヲ得兼ネタノヲ遺憾ト致
シマス、鑛業稅ノ中ニハ鑛產稅ト鑛區稅ト
アルノデアリマスガ、其ノ中鑛產稅ノ分子
ヲ此ノ度事業所得ノ方ニ取入レタノデアリ
マス、從來ハ鑛產稅ト致シマシテ、鑛產物
ノ價格ヲ課稅標準ニ致シテ居リマスガ、是
ハ外形標準ニ依ルコトト同様デアリマシテ、
收益ノ實體ヲ捕捉スルモノデハゴザイマセ
ヌ、隨ヒマシテ負擔ノ均衡カラ言ツテ、從
來ノ如ク鑛產物ノ價格ヲ課稅標準トシテ鑛

テ之ヲ廢止致シマシテ、他ノ一般ノ營業ト
同ジヤウニ、事業所得ノ方ニ入レタノデゴ
ザイマス、鑛區稅ニ付キマシテハ先程申上
ゲタ通リデアリマス

ソレガテ湯屋等ノ御話テユサイマスカ、
段々伺ツテ居ルト云フト、或ハ營業稅ノ
方ノ關係カトモ存ゼラマスルガ、若シモ私
ノ答ガ不十分ナラバ、更ニ他ノ政府委員ヨリ
御答致スコトニ致シマス、湯屋業、理髮業ト
云フノハ從來地方稅ノ課稅ヲ受ケテ居ツタ
ノハ仰セノ通りデゴザイマス、併シ近年ノ是
等ノ業態ヲ見マスルト、或ル程度ノ規模ヲ
相當所得ヲ得テ居ルモノモアルノデアリマ
ス、隨ヒマシテ他ノ業態トノ權衡上是等モ
亦國稅ノ營業稅トシテ課稅シテ然ルベキモ
ノデハナカラウカト存ジマス、併シナガラ
御示ノアリマス通り、或ハ從業員ノ新規雇
入等ニ於キマシテ不自由ヲ感じテ、營業ガ
衰微シテ行クト云フモノモアルカト存ジマ
ス、是等ハ純益金四百圓未満ナラバ、從來
ハ地方營業稅ヲ課稅シテ居タノデアリマス
ガ、今回ハ國稅ニ於テノ免稅點以下ニナツ
テ、課稅ヲ受ケナイト云フコトニナルノデ
アリマス

象トナツテ居タ業態デアリマスケレドモ、
大正十五年ノ税制改正ノ際ニ地方ニ移サレ
マシタガ、更ニ此ノ度ハ殆ド課税ノ対象ニ
ナルモノモナイト云フヤウナ状態デアリマ
スカラ、國税トシテノ營業税ノ中ニハ之ヲ
入レナカツタノデアリマシテ、湯屋ヤ理髪
業等ト大分其ノ營業ノ状態モ違ツテ居ルヤ
ウニ考ヘテ居リマス。

○中島委員 地方税カラテ國稅ヘ移シテ來ル標準ハ何處ニ置イテ居ルノデスカ、ドウ云フカラ國稅ニ移スト云フ標準ガナケレバナラヌ、前々回カラ御承知ノ通り、支那事變特別稅デ入場稅ヲ初々ヤリ、今度ハ遊興稅ヲ又移ス、斯ウ云フヤウナ場合ニ、ズツト地方稅カラ取上げテ行ク標準ガ何處ニアルカ、其ノズンヽ取上げテ行ク標準ヲ何處ニ求メテ行クカ、ドウ云フ業態ニ發達シテ、大體ノ所得ノ傾向ガ、既ニ取上げテ居ルモノト同一程度ニナツテ來タラヤルトカ、何カソコニ標準ガナケレバナラヌ、ソレヲ聽テ居ルノデス

○大矢政府委員 所得稅法ニ於キマシテ、湯屋業、理髮業ト其ノ他ノモノト區分シタノハ、稅率ニ於ケル區分ダケデアルト云フ

○中島委員 地方稅ヲ國稅ニ移ス所ノ標準如何ト云フコトデアリマス、斯ウ云フ標準ヲ立テテ居ルカラ、理髮業ナリ、湯屋業ハ地方稅カラ國稅ニ移シタノダト云フヤウニ説明ヲ願ヒタインデス、入場稅トカ、觀覽稅トカ、遊興稅ヲ地方カラ國ニ取上げテ來ル程度デ打切ルノダト云フ點ガ分リサヘス

レバ、地方モ安心スルノデス、ソレデ其ノ標準ヲ聽イテ居ルノデス
○大矢政府委員 度々申上ゲテ恐縮デゴザ
イマスガ、所得稅ニ於キマシテハ、別ニ地
方カラ移シタト云フ關係ハゴザイマセヌ、
税率ニ區分ヲ認メタグケデゴザイマス、營
業稅ハ形式ノ上カラ言ヘバ國稅ニナツテ居
リマスケレドモ、是ハ御承知ノ通リ還付稅
トシテ地方團體ノ財源ニナルノデアリマス
カラ、其ノ點ニ於キマシテハ、別ニ地方團
體ノ財源ヲ奪ツテ國ニ移シタト云フ譯デハ
ゴザイマセヌ、尙ホ是等ノ營業種目ヲ營業
稅ノ中ニ取入レタノハ、別ニ地方團體ノ稅
源ヲ廢シテ國ニ持ツテ來タト云フ譯デハゴ
ザイマセヌ、營業ノ實質ヲ見テ、他ノ營業
トノ權衡上之ヲ取入レルノヲ適當ト認メタ、
斯ウ云フ趣旨デゴザイマス
○中島委員 ドウモ標準ガ分リマセヌ、私
ハ所得稅ノコトヲ言ツテ居ルノデハアリマ
セヌ、地方稅カラ國稅ニ移シタ標準如何、
斯ウ云フ標準ニナツタカラ國稅ニ持ツテ行
ク、ソレヲ聽イテ居ル、アナタハソレヲ言
ハナイ、言ハナケレバ宜シウゴザイマス、
次へ移リマス
ソレカラ第十一條ノ分類所得稅ヲ課セナ
イ點ニ付キマシテ、「軍人及軍屬ノ從軍申
奉給、手當及賞與」トナツテ居リマスガ、
從軍申ト云フコトノ解釋如何、日露戰爭、
日清戰爭當時ト今度ノ戰爭トハ戰爭ノ規
模全部軍人及び軍屬ノ從軍申ノ俸給手當及
モノニ付キマシテ、臨時軍事費支辨ト云フ
モノガアリマス、臨時軍事費支辨ノモノハ
ヤ、臨時軍事費ト云フモノノ關係ニ付キマ

シテ承ツテ見タイ、臨時軍事費ノ支辨開
係ハ全部内地ニ居ツテモ從軍ト看做ス
デアルカドウカ、ソレカラ又内地ニ一定
ノ飛行機ノ基地ヲ持ツテ居ツテ、支那
ヘ飛ンデ行ク、又還ツテ來ル、サウ云フヤ
ウナモノハ臨時軍事費支辨ノ俸給給與
手當ニナツテ居リマスガ、ソレ等ニ付テド
ウ云F取扱ヲ存スカ、ソレカラ軍艦ノ如キ
ハ、内地ノ一定ノ根據地ニ居ツテ、ソレカラ
ラ封鎖勤務ニ出動シテ居ツテ、又還ツテ來
ル者モアル、今度ノ陸軍大臣ノ豫算委員會
及ビ分科會ノ御答辯ニ依リマスト、或ル極
團ニ於キマシテ所謂補充部隊ト云フモノヲ
作ツタ、補充部隊ト云フモノガ師團ト別個
ニアル、ソレニ出兵スル者ヲ集メテ置イテ
支那ヘ送ツタ、今度ハ留守師團ト云フモノ
ヲ置イテ、其ノ中ニ補充部隊ヲ置イテ、甘
ノ補充部隊ニ養成シテ居ル將校ハ、留守師團
ノ將校ト一緒ニヤツテ居ル、即チ補充部
隊モ留守師團モ全部臨時軍事費ノ支辨ニナ
ツテ居ルト答辯セラレマシタ、ソレカラシ
ヘルト日本全國ノ師團ニ於ケル臨時軍事費
支辨關係ノモノハ、皆從軍中ト云フ解釋ト
看做スノデアリマセウカ

- 中島委員 此ノ點ハ能ク分リマシタ、ソレカラ其ノ次ニ第十一條ノ第五號ニ「元本三千圓ヲ超エザル銀行貯蓄預金、産業組合貯金其ノ他命令ヲ以テ定ムル預金ノ利子」斯ウナツテ居ルノデアリマスガ、三千圓ト云フ標準ハ何處ニアルノデアルカ、郵便貯金ガ二千圓、此ノ三千圓ト云フ標準ヲ置イタ理由ヲ一ツ御伺致シタイ。
- 大矢政府委員 御示ノ通り郵便貯金ハ二千圓ヲ限度トシテ居リマス、サウシテ之ニハ課税シテ居リマセヌ、サウ云フ點モ一應考慮ニ入レマシテ大體三千圓程度ヲ超エタ場合ニ課税シヨウ。
- 中島委員 其ノ標準ノ理由、三千圓トシタ理由如何。
- 大矢政府委員 數字的ニ正確ナ根據ガアツタ譯デハアリマセス、大體三千圓以上ハ課税シテ宜シイデハナイカ、斯ウ考ヘタ譯デアリマス。
- 中島委員 理由ナシ、出鱈目デスカ、理由ガナケレバ出鱈目デハナイデスカ、何故三千圓トシタノデアリマスカ。
- 大矢政府委員 今日貯蓄銀行、或ハ産業組合ノ預金等ヲ考ヘマスト、元本三千圓ト致シマスト、相當零細ノ方ノ預金ハ免稅ニナルノデアリマスカラ、先づ此ノ點ヲ限界ナルノヲ適當ト認メタ次第アリマス。
- 中島委員 貯蓄銀行ヤ産業組合ハ、大體ドノ位ノ口數デスカ、三千圓以下ガ多イノデスカ、三千圓以上ガ多イデスカ、大體ドノ位デスカ、數字ヲ言ヘバ直グ分リマス。
- 大矢政府委員 産業組合ハ市街地信用組合ヲ含ミマシテ、全體ノ四分ノ一位ハ三千圓以上ニナルト存ジテ居リマス、貯蓄銀行等ニ於キマシテハ相當大口ノ預金モアルトノデス。
- 中島委員 其ノ點ハ三千圓ノ根據ガ分レバ宜イノデアツテ、唯ヤツタト云フノデハ分リマセヌ、法文ニハ書イテナインデアリマスカラ、能ク調べテ下サイ。
- 大矢政府委員 貯蓄銀行ニ付キマシテハ大體金額ニ於テ四四%程度ト存ジマス、預金總額ノ中、元本三千圓以上ノモノノ金額ノ割合デゴザイマス、預金者ノ割合デハアリマセヌデ金額ノ割合デス。
- 中島委員 信用組合ノ方ハドウデスカ、大矢政府委員 信用組合ノ方モ金額ノ割合デゴザイマスガ四分ノ一、二五%程度ニナツテ居リマス。
- 中島委員 ソレデ三千圓ト云フモノヲ置イタト云フノデスカ。
- 大矢政府委員 郵便貯金ノ二千圓ト云フモノモ一應考慮ニ入レマシタ、ソレカラ今ノ數字等モ考慮ニ入レ、更ニ稅率ノ點等モ考慮ニ入レマシテ、其ノ點ヲ適當ト認メタ、斯ウ云フ次第アリマス。
- 堀切委員長 中島君、大藏大臣ハ段々督促シテ居リマスガ、貴族院デ水野氏トノ間ニ質疑應答中アリマス、濟ミ次第出席ニナルト云フコトニ申シテ來テ居リマスガ、マダ一寸暇取ルト思ヒマスガ、續ケテ行キマスカ。
- 中島委員 繢ケテ細カク質問シマセウカ、ソレモ休憩シマスカ、今マデドウモ皆サン大キイ所バカリヲ衝イテ居リマスガ、私ハ細カイ所ヲ聽イテ行カウト思フノデス、分ラナイ所ガ澤山アリマス、控除規定ノ所ニナツタラ餘程説明シテ貰ハヌト分ラナイノデス。
- 堀切委員長 政府が長クナルノヲ非常ニ心配シテ居ラレルヤウデスガ……
- 中島委員 長クナルノヲ心配シテ居ラレルケレドモ、大體一口ニ聽イテモ分ラス所ガ澤山アル、十六條、十七條、十八條ナンカ何ガ書イテアルカ讀ンデ見テモ分ラナイ、ドウ云フヤウニ捺除シテドウ云フ風ニヤルカ、此ノ控除ノ仕方如何ニ依ツテ贊否ヲ決スル重大ナル問題デスガ、斯ウ云フ所ヲ少シモ初々カラ説明シテナイ。
- 堀切委員長 サウ云フ點ヲ御質疑ニナルヲ委員長ハ決シテ止スマセヌガ、併シ或る程度政府ノ便宜モヤハリ圖ツテヤツタ方ガ宜イノデハナイカト思ヒマス。
- 中島委員 無論圖リマスケレドモ、コンナ大キナモノヲ此ノ儘ソツクリ呑込ンデ行クニ付テハ、餘程審査シナケレバイカシス。
- 堀切委員長 ソレハ御尤モデス、ソレデハ大藏大臣ガ來ラレルマデ休憩シマセウ、其ノ方ガ却テ議事ガ進捗スルカト思ヒマスカラ、暫時休憩致シマス。
- 小笠委員長代理 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キマス 午後三時四十一分休憩 午後四時六分開議
- 中島委員 簡單ニ致シマス、大藏大臣ニ御尋フ申シマスガ、屢々質問サレタ方モアリマシタケレドモ、念ノ爲ニ確ヌテ置キタイノハ、今度ノ改正案ノ彈力性ニ付テデアリマスガ、必要ニ應ジテ稅率ヲ多く取ル、サウシテ多ク歲入ヲ擧げ行ク、ソレカラソレカラ又今度ノ分類所得稅ト綜合所得稅トニ本建ニナツテ居ル、大體英國ニ模範ヲ採ツテヤラレタヤウニ私共解釋シテ居ル

ノデアリマスガ、英吉利ノ例ニ依リマスト、軍備ヲ擴張スレバ直チニ其ノ歳出ニ對シテハ、其ノ見合セノ歳入ニハ増稅ヲシテ居ル、是ハ所謂「ワーダッグス」ノ方デ増稅セズニ「ノルマル・タックス」ノ方ヲ增稅シテ居ル、我國デ言ヘバ分類所得稅ノ方ヲ增稅シテ居ルト云フコトニナツテ居ル、ソレカラ英吉利デハ五志六片ノモノヲ七志ニ上げテ居ル、今度ハ戰爭ガ始マルト同時ニハノルマル・タックス」ノ方ヲ上げテ是デ國民全般ニ國防費ヲ負擔ヲサセテヤツテ行クト云フヤウナヤリ方ニナツテ居ルノデアリマス、所ガ此ノ間大藏大臣ハ、增稅ヘヤラナイ、斯ウ仰シヤツタノデアリマスガ、大體斯ウ云フヤウナ綜合所得稅ト、ソレニ對シテ分類所得稅、分類所得稅ハ六百圓以上カラー一率一體ニズット比例稅デ、八十万圓、百圓ノ高所得者マデ一率一體ニ、貧富ノ如何ヲ問ハズ、負擔力ノ如何ヲ問ハズニ課稅セラレル、增稅シナイト云フコトハ、彈力性ガアルカラ増稅シナイト斯ウ云フヤウニ仰シヤツタノデアリマスカ、此ノ稅ヲ此ノ儘デ行ツテ、何時モ例ニ引カレルヤウニ自然增收ガ出来ルカラ、其ノ自然增收ニ依ツテ今後ノ公債財源——十五年度、十六年度、十七年度モ發行シテ行クノデアリマセウガ、百億程度ノ豫算ガ自然增收ニ依ツテ賄ヘテ行クカラ、増稅ハ飽クマデモシナイト云フノデアリマセウカ、其ノ點ヲ一つ承ツテ置キタインデス、唯増稅シナイト云フコトヲ何回モ仰シヤツテ居ルノデアリマスガ、是ハ非常ニ重大ナ點デアリマス、綜合所得稅ト分類所得稅トヲ設ケテ、是デ戰時體制下ノ百億豫算ヲ賄ツテ行キ、五十億ノ公債ヲ發行シテ行クト云フコトニ對シテ、其ノ元本ナリ、

或ハ公債ノ償還ノ一部ナリ、若クハ公債ノ利子ノ一部ナリ、增稅ヲヤラナクテモ、此モ二ツノ組織デ取レテ行クノダ、サウ云フ意味ニ於テ增稅シナイト云ツタノデアリマセウカ、其ノ點ガ、速記錄ヲ見マシタケレドモ、マダ分ツテ居リマセヌ、サウ云フ點ハ又國民齊シク聽カント欲スル重大ナル點デアリマスカラ、一應御答辯ヲ得マシテ、又ソレニ依ツテ質問シタイト思ヒマス○櫻内國務大臣 中島君ノ御質問ハ、一ツハ彈力性アル稅制ト言フガ、其ノ意味ハドウ云フモノデアルカト云フコトト、第二點ハココ數年增稅ヲセスト言フガ、ドウ云フ建前ニ於テ增稅ヲセズニ濟ムノカ、斯ウ云フ御話ノヤウデアリマスガ、私ハ此ノ性アリト云ヒマスコトハ、他ノ機會ニ於テモ御說明ヲ申上ゲテ居リマスシ、政府委員カラモ御說明申上ゲテ居ルト思ヒマスガ、二箇ノ觀點カラ私ハ彈力性アリト認ヌテ居ルノデアリマス、即チ今御話ノ通り、財界ガ發展致シマスレバ、其ノ發展ニ伴ツテ同ジ稅率デアツチモ收入ガ增加シテ來ル、即チ經濟界ガ發展ヲ致シマシテ、國民各方面ノ所得ガ殖エレバ、殖エルニ從ツテ、收入ガ増加シテ來ル、是ガ一方面デアリマス、他ノ一方面ハ、必要ニ應ジテ增稅ヲ致サウト考ヘマス時ニ、其ノ稅率ヲ其ノ當時ノ事情ニ照シテ直シマスナラバ、ソコニ直チニ他ノ一方面ハ、必要ニ應ジテ增稅ヲ致サウト考ヘマス時ニ、其ノ稅率ヲ其ノ當時ノ事情ニ照シテ直シマスナラバ、ソコニ直チニ

ニ於テハ、極メテ簡單ニ修正ヲシ得ル、斯ウ云フ點ニ於キマシテ私ハ彈力性ガアルトスウ云フモニテ居ルノデアリマスガ、私ハ此ノ儘デ行ケル、斯様ニ考ヘテ居ル譯デアリマスカラ、其ノ點ヲ御諒解願ヒタイト思ヒマス○櫻内國務大臣 中島君ノ御質問ハ、一ツハ彈力性アル稅制ト言フガ、其ノ意味ハドウ云フモノデアルカト云フコトト、第二點ハココ數年増稅ヲセスト言フガ、ドウ云フ建前ニ於テ増稅ヲセズニ濟ムノカ、斯ウ云フ御話ノヤウデアリマスガ、私ハ此ノ性アリト云ヒマスコトハ、他ノ機會ニ於テモ御說明ヲ申上ゲテ居リマスシ、政府委員カラモ御說明申上ゲテ居ルト思ヒマスガ、二箇ノ觀點カラ私ハ彈力性アリト認ヌテ居ルノデアリマス、即チ今御話ノ通り、財界ガ發展致シマスレバ、其ノ發展ニ伴ツテ同ジ稅率デアツチモ收入ガ增加シテ來ル、即チ經濟界ガ發展ヲ致シマシテ、國民各方面ノ所得ガ殖エレバ、殖エルニ從ツテ、收入ガ増加シテ來ル、是ガ一方面デアリマス、他ノ一方面ハ、必要ニ應ジテ増稅ヲ致サウト考ヘマス時ニ、其ノ稅率ヲ其ノ當時ノ事情ニ照シテ直シマスナラバ、ソコニ直チニ

ニ於テハ、極メテ簡單ニ修正ヲシ得ル、斯ウ云フ點ニ於キマシテ私ハ彈力性ガアルトスウ云フモニテ居ルノデアリマスガ、私ハ此ノ儘デ行ケル、斯様ニ考ヘテ居ル譯デアリマス○櫻内國務大臣 中島君ノ御質問ハ、一ツハ彈力性アル稅制ト言フガ、其ノ意味ハドウ云フモノデアルカト云フコトト、第二點ハココ數年増稅ヲセスト言フガ、ドウ云フ建前ニ於テ増稅ヲセズニ濟ムノカ、斯ウ云フ御話ノヤウデアリマスガ、私ハ此ノ性アリト云ヒマスコトハ、他ノ機會ニ於テモ御說明ヲ申上ゲテ居リマスシ、政府委員カラモ御說明申上ゲテ居ルト思ヒマスガ、二箇ノ觀點カラ私ハ彈力性アリト認ヌテ居ルノデアリマス、即チ今御話ノ通り、財界ガ發展致シマスレバ、其ノ發展ニ伴ツテ同ジ稅率デアツチモ收入ガ增加シテ來ル、即チ經濟界ガ發展ヲ致シマシテ、國民各方面ノ所得ガ殖エレバ、殖エルニ從ツテ、收入ガ増加シテ來ル、是ガ一方面デアリマス、他ノ一方面ハ、必要ニ應ジテ増稅ヲ致サウト考ヘマス時ニ、其ノ稅率ヲ其ノ當時ノ事情ニ照シテ直シマスナラバ、ソコニ直チニ

ニ於テハ、極メテ簡單ニ修正ヲシ得ル、斯ウ云フ點ニ於キマシテ私ハ彈力性ガアルトスウ云フモニテ居ルノデアリマスガ、私ハ此ノ儘デ行ケル、斯様ニ考ヘテ居ル譯デアリマス○櫻内國務大臣 中島君ノ御質問ハ、一ツハ彈力性アル稅制ト言フガ、其ノ意味ハドウ云フモノデアルカト云フコトト、第二點ハココ數年増稅ヲセスト言フガ、ドウ云フ建前ニ於テ増稅ヲセズニ濟ムノカ、斯ウ云フ御話ノヤウデアリマスガ、私ハ此ノ性アリト云ヒマスコトハ、他ノ機會ニ於テモ御說明ヲ申上ゲテ居リマスシ、政府委員カラモ御說明申上ゲテ居ルト思ヒマスガ、二箇ノ觀點カラ私ハ彈力性アリト認ヌテ居ルノデアリマス、即チ今御話ノ通り、財界ガ發展致シマスレバ、其ノ發展ニ伴ツテ同ジ稅率デアツチモ收入ガ增加シテ來ル、即チ經濟界ガ發展ヲ致シマシテ、國民各方面ノ所得ガ殖エレバ、殖エルニ從ツテ、收入ガ増加シテ來ル、是ガ一方面デアリマス、他ノ一方面ハ、必要ニ應ジテ増稅ヲ致サウト考ヘマス時ニ、其ノ稅率ヲ其ノ當時ノ事情ニ照シテ直シマスナラバ、ソコニ直チニ

ニ於テハ、極メテ簡單ニ修正ヲシ得ル、斯ウ云フ點ニ於キマシテ私ハ彈力性ガアルトスウ云フモニテ居ルノデアリマスガ、私ハ此ノ儘デ行ケル、斯様ニ考ヘテ居ル譯デアリマス○櫻内國務大臣 中島君ノ御質問ハ、一ツハ彈力性アル稅制ト言フガ、其ノ意味ハドウ云フモノデアルカト云フコトト、第二點ハココ數年増稅ヲセスト言フガ、ドウ云フ建前ニ於テ増稅ヲセズニ濟ムノカ、斯ウ云フ御話ノヤウデアリマスガ、私ハ此ノ性アリト云ヒマスコトハ、他ノ機會ニ於テモ御說明ヲ申上ゲテ居リマスシ、政府委員カラモ御說明申上ゲテ居ルト思ヒマスガ、二箇ノ觀點カラ私ハ彈力性アリト認ヌテ居ルノデアリマス、即チ今御話ノ通り、財界ガ發展致シマスレバ、其ノ發展ニ伴ツテ同ジ稅率デアツチモ收入ガ增加シテ來ル、即チ經濟界ガ發展ヲ致シマシテ、國民各方面ノ所得ガ殖エレバ、殖エルニ從ツテ、收入ガ増加シテ來ル、是ガ一方面デアリマス、他ノ一方面ハ、必要ニ應ジテ増稅ヲ致サウト考ヘマス時ニ、其ノ稅率ヲ其ノ當時ノ事情ニ照シテ直シマスナラバ、ソコニ直チニ

ニ於テハ、極メテ簡單ニ修正ヲシ得ル、斯ウ云フ點ニ於キマシテ私ハ彈力性ガアルトスウ云フモニテ居ルノデアリマスガ、私ハ此ノ儘デ行ケル、斯様ニ考ヘテ居ル譯デアリマス○櫻内國務大臣 中島君ノ御質問ハ、一ツハ彈力性アル稅制ト言フガ、其ノ意味ハドウ云フモノデアルカト云フコトト、第二點ハココ數年増稅ヲセスト言フガ、ドウ云フ建前ニ於テ増稅ヲセズニ濟ムノカ、斯ウ云フ御話ノヤウデアリマスガ、私ハ此ノ性アリト云ヒマスコトハ、他ノ機會ニ於テモ御說明ヲ申上ゲテ居リマスシ、政府委員カラモ御說明申上ゲテ居ルト思ヒマスガ、二箇ノ觀點カラ私ハ彈力性アリト認ヌテ居ルノデアリマス、即チ今御話ノ通り、財界ガ發展致シマスレバ、其ノ發展ニ伴ツテ同ジ稅率デアツチモ收入ガ增加シテ來ル、即チ經濟界ガ發展ヲ致シマシテ、國民各方面ノ所得ガ殖エレバ、殖エルニ從ツテ、收入ガ増加シテ來ル、是ガ一方面デアリマス、他ノ方面

バ、綜合所得稅ト云フモノハ一切其ノ儘ニ置イテ、サウシテ分類所得稅ト云フモノヲ必要ニ應ジテ引上ゲテ行クト云フコトニ依ツテ、稅制ノ大目的ヲ發揮サセ、收入ヲ得テ行ツテ、國防充實ノ必要ガアリ、歲出ノ必要ガアレバ、ソレニ對シテ歲入ヲ得テ行クト云フ所ニ趣旨ガアルノデハナカト思フ、兩方共ニヤルナラバ、又稅制ノ根本的改正ヲ致サナケレバナラヌノデアリマシテ、其ノ分類所得稅ト、綜合所得稅ヲ一緒ニイデツテ行クナラバ、地租其ノ他營業收益稅等有ユルモノニ及ボシテ行カナケレバナラヌコトニナルノデ、茲ニ私ノ間ヒタイノハ、今度ノ所得稅改正ノ本當ノ目的ハ何處ニアルカト言ヘバ、綜合所得稅ハ何年カ其ノ儘ニ置イテ、必要ニ應ジテ——毎年トハ言ハスガ、必ズ來年ナリ再來年ナリニハ増稅シナケレバカヌヤウニナツテ來ルグラウト思ヒマス、其ノ時ニハ此ノ分類所得稅ヲ上ゲテ行クト云フ、アノ英吉利ノヤリ方ヲ今度ノ稅制ニ取入レタコトガ、此ノ稅制改正ノ根本趣旨デハナイカ、是ガ即チ彈力性ガアルコトデアル、是ガ即チ簡易ニシテ經濟界ノ狀況ニ應ジ、國際情勢ニ直チニ適應シテヤラレルト云フ御趣旨デハナイデセウカ、其ノ點ガハツキリシマスト、分類所得稅ト云フモノヲ特ニ設ケタ所以ハ、二十萬圓ヤ三十萬圓ノ金持バカリカラハ取レナイ、ヤハリ少イ所得者ニ至ルマデ、大眾課稅ヲシテ、誰ニモ國稅ヲ負擔サセテ、戰費ヲ分擔サセテ行クト云フ此ノ精神ノ徹底ノ上カラ分類所得稅ヲ設ケタノデアルカラ、其ノ點ガハ別ニ置イテ、サウシテ綜合所得稅ハ其ノ儘ニシテ置イテ、餘リイデラヌ、分類所

得稅ハ稅率ヲドン／＼上ゲテ行クト云フノガ此ノ趣旨デハナイデセウカ、今度ノ根本的改革ニ於テ彈力性ヲ帶ビサセタ、所謂簡易ニシテ複雜化ヲ防ギ、サウシテ經濟界ノ狀況ニ應ジテ、國際情勢ニ應ジテ直チニヤツテ行ケルト云フコトニシタノハ、即チソコニアルノデハナイカ、モウ一應明確ナル御答辯ヲ戴キタイト思ヒマス

○櫻内國務大臣 私ノ考ハ先刻申上ゲマシタ通り、ココ當分ノ間ハ增稅スルノ必要ガナイト考ヘテ居リマスガ、萬一今ノ國際情勢其ノ他種々ナル關係ノ上カラ申シマシテ、增稅ヲシナケレバナラヌト云フ場合ニ於キマシテ、英國其ノ他ノ例ニ依ツテ分類所得稅ヲ簡單ニ上げテ行ク、斯ウ云フコトガ行ハレルヤウニナルノデハナカラウカ、斯ウ云フ御話デアリマスガ、サウ云フコトガ起り、分類所得稅ヲ上げマスコトハ極メテ簡單デアリマスノデ、無論ソレモ考慮致サレルデアリマセウ、同時ニ綜合所得稅ノ方モ考ヘラレナイコトハナイノデアリマシテ、此ノ點ニ付キマシテモ亦其ノ場合ニ於テハドレヲ先ニヤルカ——主トシテ此ノ分類所得稅ニ著眼致スコトハ固ヨリデアリマスケレタノデアリマスカ、又ハ超過所得稅ノ性質カラ考ヘテ見マシタナラバ、戰時利得稅レドモ、是ト同時ニ綜合所得稅ニ對シテ、一定ノ期所得稅ヲ同時ニ上げテ行ク御考デアリマセウカ

○櫻内國務大臣 私ハ只今ノ所ココ數年間其ノ必要ガナイト認メテ居リマスノデ、今ドレヲ先ニヤルカ——主トシテ此ノ分類所得稅ニ著眼致スコトハ固ヨリデアリマスケレタノデアリマスカ、又ハ超過所得稅ノ性質カラ考ヘテ見マシタナラバ、戰時利得稅ノ沿革カラ言ヘバ、戰時利得稅ガ止ツテ、一部ガ超過所得稅ニ入ツテ來マシタ、其ノ前ト大體逆デスガ、第一ニ其ノ理由如何シタ、ソレカラ超過所得稅ト云フモノハ、固ヨリは超過所得稅ニ付テモ考ヲ致スベキ筈デアルト考テヘ居リマスガ、今度臨時利得稅ノ中ニ大體ニ於テ分類所得稅ニ眼ヲ著ケマスケレテ、一方ハ其ノ儘ニシテ置クト云フ風行ク、併シ數年ハヤラヌ、其ノ數年ト云フ

ノモ、國際情勢若クハ經濟上ノ狀況ガ違ツテ來タラヤル、斯ウ解釋シテ宜シウゴザイシテハ、分ラヌコトハ澤山アリマスガ、時間ノ都合モアリマスカラ止スマシテ、大キナ點テ行ケルト云フコトニシタノハ、即チソコニアルノデハナイカ、モウ一應明確ナル謂變ツタ事態ガ起ルトカ、經濟界ニ非常ナツテ行ケルト云フコトニシタノハ、即チソコニアルノデハナイカ、モウ一應明確ナル御答辯ヲ戴キタイト思ヒマス

○櫻内國務大臣 國際情勢ノ變化、或ハ所テ居ルノデアリマス

○中島委員 經濟上ノ狀況ノ變化トカ、國際情勢ノ違ヒト云フコトモ、非常ニ急ニ來ルコトモアルシ、相當緩漫ニ來ル時モアル、割合緩漫ニ來テ、財政上ノ必要ガアルト云フ時ニハ、分類所得稅ヲ先ニヤツテ、綜合所得稅ヲ後カラヤツテ行クノデアリマセウカ、或ハ其ノ時モヤハリ綜合所得稅ト分類所得稅ヲ同時ニ上げテ行ク御考デアリマセウカ

得稅法ノ中ニ殘ツテ來タノデアリマス、今度ハ逆ニ法人稅ノ中カラ超過所得稅ト云フモノヲ抜イテシマツテ、サウシテ臨時利得稅ノ中ニ入レタヤウニ解釋セラレルノデアリマスガ、サウシテ甲種ノ臨時利得稅ヲ廢サレタ、サウスルト大體此ノ臨時利得稅ト云フモノハ所謂戰時利得稅ト同ジモノニアリマシテ、臨時ノ利得デアツテ、一定ノ期間ナラ一定ノ期間ノ間ニ利益ノアツタ者ニ對シテ課ケルト云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、此ノ超過所得稅ト云フモノハ今度ドウ云フ理由デ臨時利得稅ノ中ニ移サレタノデアリマスカ、又ハ超過所得稅ノ性質カラ考ヘテ見マシタナラバ、戰時利得稅ノ沿革カラ言ヘバ、戰時利得稅ガ止ツテ、此ノ超過所得稅ト云フモノガ入ツテ來タ、一部ガ超過所得稅ニ入ツテ來マシタ、其ノソレカラ超過所得稅ト云フモノハ、固ヨリモ異常ナ所得デアルコトハ確カデアリマス、併シ戰時或ハ事變ト云フヤウナ、一つノ變動的ナ異常ナ景氣ニ依ツテノミ所得ガ起ツテ來ルノデハナクシテ、無論ソレモ幾ラカ手傳ツテ居リマセウ、或ハ二分ノ一以

上モ手傳ツテ居ルカ知レマセヌガ、個人ノ過所得ノ原因トナツテ、普通ノ所得ヨリモ超過所得ヲ生ム場合モアリマス、サウ云フ場合モアルデアリマセウ、サウナツテ來ルト、臨時利得税ノ中ヘ之ヲ入レテシマフト云フ理由ガ、幾分カ減殺サレテ來ハセヌカル考ヘラレルノデアリマスガ、此ノ點ニ對シマシテハドウ云フヤウニ御考ニナツテ居ルノデセウカ、單ニ所得其ノモノヲ押ヘテ、ソレガ何割カ超過シテ居ルカラ、超過所得稅ヲ課ケル、一定ノ九、十、十一年度ト云フヤウナモノト現在ト比較シテ、其ノ間ニフヤウナモノト現在ト比較シテ、其ノ間ニノデアリマセウカ、此ノ點ヲ御伺致シマス臨時利得税、此ノ二ツノ種類ノ違ツタモノヲ一緒ニ取扱フト云フ理由ハ、何處ニアルシタコトハ、是ハ今御話ノ如ク少シク性質ガ違フヤウデアリマスケレドモ、實際臨時利得税モヤハリ一定ノ利潤ヨリ超過シタモノデアリマシテ、是ガ兩方ニ存續致シテ居マリスコトハ、重複競合スルヤウナ疑ガアリマスノデ、即チ兩方ヲ一本ニ致シタノデアリマスガ、サウ致シマシタ結果トシテ、從來ノ甲種乙種ト云フモノヲ、甲種ハ之ヲ止メテ、サウシテ昭和九、十、十一年ヲ基準年度ト致シテ、臨時利得税ヲ決メタヤウナ譯ニナツテ居リマス、併シ是ハ將來若シ臨時利得税ヲ廢止スルヤウナ場合ニ於キマシテハ、此ノ稅金ハ自ラ其ノ時ニ考慮スベキ問題デアリマシテ、超過所得稅ト臨時利得税トハ少シ性質ガ違ツテ居リマスノデ、サウ云フ場合ガアリマスレバ是ハ考慮致ス

ノ税種ヲ一つニ合せテ置クト云フコトハ、ソレマデハ此ノ二ツ
寧ロ單純化シテ適當デハナカラウカ、斯ウ
思フノデアリマス、兎ニ角何レモ資本ニ對
スル利廻ヲ見テ、之ニ課稅スルモノニアリ
マスガ故ニ、兩者ヲ竝ベテ置クト云フコト
ヨリモ、之ヲ調整シテ一つノモノニスルト
云フコトガ便利デアル、斯ウ云フ建前カラ
之ヲ臨時利得稅ノ中ニ入レタヤウナ譯デア
リマス

○中島委員 其ノ點ニ付テ主稅局長ハ御意
見ハアリマセヌカ、性質ノ違ノモノヲ一縦
ニシテ行クト云フ點ニ付キマシテ、大臣ノ
答辯ニ補足的ニ答辯ヲ願ツタ方ガ、審議上
結構ダト思ヒマス

○大矢政府委員 超過所得ニ對スル稅ト、
臨時利得ニ對スル稅トガ性質ノ違フコトバ、
正ニ御指摘ノ通りデゴザイマス、然ルニ之
ヲ此ノ度兩方ヲ統合致シマシテ、一つノ臨
時利得稅ノ中ニ織り込ンダノデゴザイマス
ガ、之ニ付キマシテ御疑念ヲ持タルノハ
全ク御尤モト存ズルノデアリマス、唯大臣
カラ御答シテアリマス通り、此ノ兩者ハ何
レモ資本ニ對スル利廻ヲ見テ、或ル利廻以
上ノモノニ對シテ課稅スル、斯ウ云フ建前
ヲ執ツテ居ル關係上、若シモ兩方ヲ併存シ
テ置キマズルト、或ル場合ニ於テハ稅ノ負
擔ハ過重ニナル場合モアリマスルノデ、兩
者ヲ調整スル規定ヲ必要トスルノデゴザイ
マス、寧ロ斯ウ云フ風ニ致シマスレバ、稅
法ガ非常ニ複雜化シテ來マスカラ、暫定ノ
措置ト致シマシテ、臨時利得稅ハ臨時ノ稅
デアリマスカラ、臨時利得稅ヲ存置シテ置
ク必要ノアル時ハ、此ノ超過所得稅モ便宜
臨時利得稅ノ方ニ織り込ミマシテ、併セテ

兩者ノ調整ヲ期スルト云フ風ニシタ方ガ、
リ負擔ノ程度ガ分ルト云フ點デ、便利カト
思ツテ此ノヤウニシタノデアリマス、將來
モノデアリマスカラ、其ノ廢止ノ際ニ更
ニ考慮致シタイ、斯ウ存ジテ居リマス、ソ
レデ實際問題ト致シマシテ昭和十二年ノ臨
時租稅增徵法ノ時ヲ見マシテモ、實ハ普通
所得ニ對スル稅ハ相當大幅ニ增徵シテ居リ
マス、從來百分ノ五デアリマシタモノヲ百
分ノ十二致シマシタ、倍ニシテ居リマシタ
ケレドモ、超過所得ニ對スル稅ハ何等増稅
シテ居ナイ、一方ニ於テ臨時利得稅ノ增徵
ヲシテ居ル、其ノ後モ大體サウ云フ傾向ヲ
執ツテ居リマスルガ、理論的ニ言ヒマスレ
バ、超過所得ニ對スル稅モ、臨時增徵法以
來相當程度、或ハ普通所得ニ對スル稅率ヨ
リモ、モット高ク增徵シテ然ルベキデハナ
カツタカト思フノデアリマスガ、ドウモ臨
時利得稅ノ方デ性質ノ相似タヤウナモノガナ
一方ニアル、ソレヲ增徵シテ行キマスカラ、
其ノ兩者トモ增徵スルト、或ル場合ニハ稅
率ガ極端ニ高クナル、斯ウ云フ風ニナルノ
デアリマシテ、現在ニ於キマシテモ新設法
人等ニ於キマシテ、資本ニスル利廻八年二
割トカ四割以上利益ヲ擧ガタ場合ニハ、モ
ナルノデアリマス、併シ一方ニ於キマシテ
乙種利得ノ基準年度ニ取ツテ居リマス昭和
九年、十、十一年ト云フノハ、必ズシモ是ハ
事變前ノ平和時代ノモノトハ言ヒ兼ネル、

滿洲事變以來日本ノ經濟界ハ漸次軍需工業等が盛ニナツテ來マシテ、所謂準戰時ノ時代カト存ズルノデアリマス、隨ヒマシテ此ノ時ヲ事變前ト言ツテ、事變後ト截然ト區分致シマシテ、サウシテ乙種利得ノ基準年度ノ利益率以上ソモノニ對シテハ臨時利得稅ヲ全然課稅シナイ、斯ウ云フコトニ致シマスト、乙種利得ノ基準年度ニ付テ相當高利廻ニナツテ居ル法人ノ負擔ハ著シク輕減セラレマシテ、負擔ノ均衡ヲ得ナイト云フ點ガアルノデアリマス、然ラバ甲種利得ニ對スル利得稅ヲ其ノ儘存置シテ置クト致シマスト、是ハ昭和四年、五年、六年ヲ基準年度ト致シマシテ、今ヨリモ十數年前ノコトニナルノデアリマスカラ、之ヲ存置スルト云フノモ臨時利得稅ノ性質カラ言ツテドウカト、斯ウ云フヤウニ考ヘラレルノデアリマス、又一面ニ於テ昭和四年、五年、六年ノ三年ハ我國ニ於キマシテ經濟界不況ノ時代ニアリマスカラ、アノ當時資本ニ對シテ年七分以上ノ利益ヲ擧ゲテ居ルト云フ法人ハ極メテ少イ、大法人ハ殆ド七分以下デアリマス、能ク鐘紡ガドウスウト言ハレマスガ、鐘紡モ七分ノ利益ハ見テ居ナカツタノデアリマシテ、アノ當時年七分以上ノ利益ヲ擧ゲテ居ルノハ極ク少數デ而モ小法人デゴザイマシタ、是等ノ小法人ニ付キマシテハ今回モ他ノ大法人ト區別シマシテ、稅率ヲ相當輕減シテ居ルノデゴザイマスガ、一般ノ中以上ノ法人ニ付キマシテ甲種利得ニ對スル臨時利得稅ヲ廢止スルト云フト、ドウシテモ乙種利得ノ基準年度ノ昭和九、十、十一年ヲ事變前ノ年度時利得稅ヲ課稅スルト云フノハ適當デナイ、先程申島サンノ仰セニナリマシタ通り、抑、

超過利得ニ對スル所得稅ハ、大正七年ニ創設セラレタ戰時利得稅ガ、大正九年ニ至リマシテ廢止セラレマシテ、其ノ時ノ性質ガ現在モ幾分後ヲ引イテ居ルト云フヤウナ點ニ對スル稅トハ、性質ハ幾分違ヒマスケレドモ、又相當共通スル點ガアルノデアリマス、隨ヒマシテ以上色々タヽ申上ゲタ嫌ヒガアリマスケレドモ、ソレ等ノ點ヲ考慮致シマシテ、稅制ノ簡易化ヲ圖リ、併セテ負擔ノ均衡ヲ期シタイ、斯ウ云フ趣旨ヲ以チマシテ今度一本建ニシタ譯デアリマスガ、將來臨時利得稅廢止ノ場合ニ於キマシテハ、超過所得ニ對スル稅ト云フノハ恐ラク存置セラレルコトニナルノデハナカラウカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス
○中島委員 サウシマスト將來ニ於キマシテ臨時利得稅ヲ廢止スル時ニハ、超過所得稅ト云フモノハ元ヘ戻ス、斯ウ解釋シテ宜シイノデアリマスカ

○大矢政府委員 將來臨時利得稅ヲ廢止スル場合ノコトヲ、豫メ今ハツキリトハ申上ゲ兼ネマスケレドモ、稅ノ性質カラ致シマシテ、又大正九年以降今日マデ施行セラレタコトカラ考へマシテモ、臨時利得稅ノ廢止ノ場合ニ、直チニ超過所得ニ對スル稅モ同時ニ廢止スルト云フ譯ニハ行カナイコトニナルノデハナカラウカト一應考ヘテ居リマス

○中島委員 大體其ノ點ハソレントシテ置キマシテ、私共違ツタ性質ノモノヲ一緒ニスルト云フコトハドウモ宜クナイト思ヒマス、甲種ヲ廢止シタト云フ關係カラヤツタト云フ御説明デアリマシタカラ、廢止セラレル場合ニハヤハリ元ニ戻シテ、超過所得稅ノ

是ハ私ノ意見トシテ申上ゲマス
ソレカラ綜合課稅ノ脫稅ヲ防グ場合ニ於
キマシテ、ドウ云フ方法ヲ講ジテ居ラレマ
セウカ、是ダケデハ分ラヌカモ知レマセヌ
ガ、例ヘバ今一番綜合課稅ノ脫稅ヲシテ居
ルノハ、株式ノ賣實ニ於テ脱稅ヲセラレテ
居ル、昨日モ大臣仰シヤイマンタ通リニ、
配當月ノ年末ナラ年未ノ配當期前ニ之ヲ賣
ツテ、配當ガ落チタナラバ直グニ買フ、サ
ウシテ賣ツタ人カラ買ツタ人ニ對シテ其ノ
稅金ヲ拂ツテヤル、サウスルトソレダケ又
買戻シヲヤルノデアリマスカラ、綜合課稅
ガ免レル、詰リ株式ノ讓渡利益課稅ト云フ
モノガマダ日本ニハナイ、外國ニハアリマ
ス、外國デハ六箇月以内ニ株式ノ讓渡ヲシ
タモノハ、讓渡利益ニ對シテ讓渡利益稅ト
云フモノヲ課ケルト云フコトニナツテ居
ル、是ハ詰リ謂ハバ個人ノ臨時利得稅ノヤ
ウナモノデス、斯ウ云フ方法ヲ執ラナケレ
バ、株式賣買ニ依ル綜合課稅ノ脫稅ト云フ
コトハ防ゲナイ、滔々トシテ此ノ世ノ中ニ
脱稅ヲ行ツテ居リマス、吾々ノ知ツテ居ル
幾多ノ人がソレヲ實行シテ居ル、此ノ點ハ
ヤハリ株式讓渡利益ニモ稅ヲ課ケルヤウニ
シナケレバナラナイ、日本デハ船舶ト礦業
合課稅ニ對スル脫稅ガ行ハレテ居ル、其ノ
式ノ讓渡利益ニモ課稅シナイカ、是ハドウ
云フ譯デアリマスカ、此ノ點ニハ非常ニ綜
合課稅ニ對スル脱稅ガ行ハレテ居ル、其ノ
防止策トシテハ是レ以外ニハナイヤウニ考
ヘマスガ、ドウ云フ御考デアリマスカ
○大矢政府委員 総合課稅ニ於テ或ル程度
マデ脱稅行爲ガ行ハレテ居ルト云フコト
ハ、私共モ否定スル譯ニハ行カナイカト存

ジマス、ソレデ此ノ脱税行爲ヲ全ク防止スルニハ、税法ノ建前デハ比例税ガ一番宜イシテモ各人ノ總テノ所得ヲ綜合シテ超過累進税率ヲ課税シテ行カナケレバナラヌト云フ建前ヲ執ツテ居ルノデアリマス、是ハ相當ノ困難ガアルコトハ仰セノ通リデアリマスケレドモ、困難ガアルカラト言ツテ、是ハ手ヲ緩メル譯ニハ行カナイカト存ジマス、今御話ノ配當期ニ於テ、配當ノ直前ニ自分ノ持ツテ居ル株ヲ賣ツテ、配當落ニナツテカラ買フ、サウシテ配當ノ綜合課税ヲ免レルコトガ滔々トシテ行ハレテ居ルト云フ御話デアリマスガ、或ル一部ノ方面ニハサウ云フモノガアルヤウデアリマス、同族會社等ヲ利用シテ斯ウ云フ行爲ヲ致シテ居ル場合ニハ、租税逋脱ノ目的アリトシテ、其ノ行爲ヲ否認致シマシテ、本人ニ對シテ綜合課税ヲシテ居リマス、ソレカラ證券ノ賣買ヲ業トシテ居ル會社ヲ利用致シマシテ、配當直前ニ株式ヲ當該會社ニ賣ツテ配當落デ買フ、サウシテ會社ノ方ニ僅力ナ手數料位ヲ支拂ツテ、實際ハ本人ノ方ニ配當ガ來タト云フノト更ニ變フナイ方法ニ依ツテ、脱税シテ居ル向キモアルヤウデアリマスケレドモ、是モ調査ノ結果判明致シマスレバ、配當期ニ唯名義ノミヲ假裝的ニシテ居ルモノト云フ譯デアリマス、其ノ實例ハ相當多クアルノデアリマス、隨會社ニ移シタト云フコトニ認定シテ、本人ニ綜合課税シテ居ルト云フ譯デアリマス、

万、五十万、百万ト云フヤウナ所得ノ内
ヲ見マス、其ノ株式配當ハ連年繼續シテ
居ルヤウデアリマシテ、是等ニ付テハ多ク
脱税ハ行ハレテ居ナイノデハナカラウカト
思ツテ居リマス、殊ニ今回ハ所得五千圓以
上ノ人ニ付テノミ綜合課税スルノデアツ
テ、全國ニ於キマシテモ大體綜合所得税ノ
納稅人員ハ二十六七万ト云フ風ニ考ヘラレ
ルノデアリマシテ、納稅者ノ數モ少イシ、
多額ノ所得者デアルカラ、之ニ對シテハ稅
務署ノ調査能力モ相當發揮シ得ルカト存ジ
マスノデ、從來ノヤウニ千圓以上總テ綜合
課税シテ居ル場合ト餘程趣ガ異ツテ來ルノ
デハナイカト存ジマス

次ニ讓渡利得ニ對シテハ課税シテ居ル
ガ、株式ノ賣買ニ依ル一時所得ニ對シテ課
稅シナイノハドウ云フ譯カト云フコトデア
リマス、私共今回ノ改正ニ當ツテ其ノ點モ
十分研究シテ見タノデアリマスケレドモ、
獨リ株式賣買ニ限ラズ、不動産等ニ付テモ
同ジヤウナ問題ガアルノデアリマシテ、外
國ニ於テハ此ノ點ニ付テハ株式ノミナラズ
其ノ他ノモノニ付テモ相當課稅ガ行ハレテ
居ルノデアリマス、是ハ今回ノ改正ニ於テ
ハソコマデ改正ガ及ビ兼ネタノデアリマス、
一方負債利子全額免除ト云フコトモ主張セ
ラレテ居リマスガ、ソレ等ト相關聯シテ、
今後ノ稅法上十分検討ヲ要スル問題トシテ
考究シテ見タイト存ジテ居リマス

○中島委員 一時の株式ノ賣買ニ依ル讓
渡利得ニ對スル課稅ト云フモノハ、御研究
ニナツテ考慮ハセラレタガ、ソコマデ手ガ
及バナカツタ言ハレルガ、之ヲヤレバ一
番綜合課稅ノ脱税ノ防止ニナルガ、ソレヲ
オヤリニナルニハ、株式業者ニ就イテ調査

ヲシタリ内容ヲ取ツタリ、或ハ之ヲ源泉デ
徵收スルコトハ困難デアルカラト云フノデ
出来ナイノデアルカ、出来ルコトデハアル
ガ、今度ハヤラナカツタガ、調査シテヤル
ト云フノデスカ、銀行預金其ノ他ニ付テハ
銀行デ源泉ニ於テチヤント課稅スルコトニ
今度ハナツテ居リマスガ、サウ云フヤウナ
場合ニ於テモ源泉デ課稅シテヤツテ行クコ
トハ困難デアルカ、又源泉デヤラナクテモ、
調査ヲヤルコトガ非常ニ難カシイト云フヤ
ウナ、徵稅ノ手數ト困難ト云フコトカラ
ガ見合サレテ居ルノデアルカ、船舶や礦業
權ノ如キモノガ所謂臨時利得稅ニ引掛ツテ
臨時利得ヲ加ヘテ課稅セラレルソニ、株式
ニ付テハ課稅セラレヌト云フコトハ、ソコ
ニ何カ別ニ理由ガアルノデアリマセウカ
○大矢政府委員 其ノ點ハ私共斯ウ云フヤ
ウニ考ヘテ居リマス、配當期直前ニ株式ヲ
賣リ、其ノ後更ニソレヲ買戻シテ脱稅ヲ圖
ルノト、株式ノ譲渡ニ依ル利得ニ課稅スル
ノトハ、問題ガ多少違フノデハナイカト思
ヒマス、前ノ配當期直前ニ株式ヲ一時賣ツ
テ、又後ニ買戻スト云フノハ、別ニ株式譲
渡ニ依ル利益ニ對スル課稅ヲ避ケル爲メデ
ハナク、唯配當課稅ヲ免レルダケノコトト
存ジマス、然ルニ今年ノ一月五十圓拂込ノ
株式ヲ五十圓デ買ツタ、所ガ其ノ後株式ガ
暴騰シテ十八圓ニ賣レタト云フ場合ニ於テ
ハ、現實ニ一株ニ付テ三十圓ノ利益ヲ得テ
居ルガ、之ニ課稅シナイ、是方所謂株式賣
買ニ依ル一時利得デ、之ニ對シテ課稅シナ
イノハ負擔均衡上カラ言ツテ不都合デハナ
イカト云フコトガ問題ノアル所カト考ヘテ
居リマス、其ノ點ハ色々研究シテ見マシタ
ガ、一面ニ於テソレニ課稅致シマスト、資

産家等ガ優良會社ノ株式ヲ持ツテ居ツテ、
新株ノ割當等ヲ受ケタ——外部ニ賣出ス
ト、澤山ノ「プレミアム」ガ附イテ賣出サレ
ルモノヲ、從來ノ株主ダカラト云フノデ
「プレミアム」ナシデ引受ケテ永ク持ツテ居
ルト云フノハ、之ヲ賣レバ莫大ナル一時利
得ガ入ルノデアリマスガ、其ノ儘持ツテ
居ル爲ニ現金トシテハ入ツテ來ナイ、斯ウ
云フモノニ對シテモ課稅シナイト均衡ガ取
レルカドウカト云フ問題ガ起ツテ來ルノデ
アリマス、現實ニ株ヲ賣ツタ場合ニハ課稅
出來ルトシテ、多クノ資產家ガ優良株ヲ額
面デ引受ケタ場合モ、ソレトノ均衡上課稅ス
ルコトシテモ、何時ノ時價ヲ取ルカト云
フコトガ問題デ、株式ヲ引受ケタ時ノ時價
ニ依ルカ、或ハ半年後ノ時價ニ依ルカ、一
年後ノ時價ニ依ルカト云フ困難ガ茲ニ
アルノデアリマシテ、其ノ間ニ株式ノ
値段ハ始終動イテ行クノデアリマスカラ、
此ノ課稅ハ中々難カシイノデアリマス、又
不動産ニ付テモ同ジヤウナコトガ言ハレ
ノデアリマシテ、結局一時利得ニ課稅スル
ナラバ、株式或ハ又其ノ他ノ不動産ニ付テ
ノ物件ヲ持ツテ居レバ定額ノ稅ヲ納メナケ
レバナラヌト云フノデアリマスカラ、是ハ
必要經費ニ見ルベキモノト存ジマス、所得
ニ對スル稅、利得ニ對スル稅ハ、所得アリ利
得アル場合ニ其ノ所得、利得ノ多寡ニ應ジ
テ納ムベキモノデ、所得ナク利益ナキ場合
ニハ課稅ヲ致シマセヌ、隨ヒマシテ所得稅、
利得稅ノ如キハ所得、利得ノ中ヨリ支拂フ
ベキモノデ、經費ニ見ルベキモノデハナイ
ト考ヘテ居リマス

○中島委員 外國ノ立法例デハ、六箇月以
内ニ賣買シテ利得ガアツタモノト云フコト
ク將來ノ研究ニ俟タウト考ヘタ次第デアリ
マス

○大矢政府委員 實ハ其ノ點私モ度々御答
シテ居ルノデアリマスガ、租稅ニ於キマシ
テモ稅込計算ニスルカ稅引計算ニスルカト
云フ見地カラ考ヘマスルト、二種ニ區分シ
ナケレバナラヌト思フノデアリマス、地租、
家屋稅ノ如キハ所得ノ有無ニ拘ラズ、一定
ノ物件ヲ持ツテ居レバ定額ノ稅ヲ納メナケ
レバナラヌト云フノデアリマスカラ、是ハ
ト云フノハドウ云フコトヲ意味シテ居ルノ
デスカ、ソレニ付テ御説明ヲ願ヒタイ
○大矢政府委員 是ハ「災害、失業其ノ他ノ
事由」ト致シマシテ、別ニ事由ヲ特ニ限定シ
タ譯デハアリマセヌ、災害、失業ハ一例デ
アリマシテ「其ノ他ノ事由」ト云フノハ別ニ
シテヤルト云フコトハ私ハ頗ル個人ニ氣ノ
カ、サウ云フコトニシナケレバナラヌ理由
ガアルノデアリマスカ、其ノ理由ト根據ヲ
説明シテ戴キタイ

○中島委員 法人ニヤレバヤハリ個人ニモ
シテヤルト云フコトハ私ハ頗ル個人ニ氣ノ
タラヤレスコトハナイト思フシ、綜合課稅
ノ一部ニ於ケル脫稅ノ防止ニモナルト思ヒ
マスガ、之ニ引掛ツテ居ツテモ仕方ガナイ
カラ次ニ移リマス

○大矢政府委員 理論上カラ申上ゲマスル
ハ、先刻ノ超過所得稅ヲ臨時利得稅ニ移シ
タルト、稅込所得ヲ課稅所得ニ加ヘタ點デ
アルガ、是ハ從來ト餘程變ツテ居ルヤウデ
アリマスガ、此ノ點ニ付テハ從來ノ如クニ
引イテヤルト云フコトハ出來ナイモノデス
カ、サウ云フコトニシナケレバナラヌ理由
ガアルノデアリマスカ、其ノ理由ト根據ヲ
説明シテ戴キタイ

○中島委員 法人ニヤレバヤハリ個人ニモ
シテヤルト云フコトハ私ハ頗ル個人ニ氣ノ
タラヤレスコトハナイト思フシ、綜合課稅
ト思フノデアリマスガ、是ハ法人ダケノ取
扱デ個人ハサウ取扱ハヌノデスカ、是モ簡
單ニ要領ヲ得タ御答辯ヲ願ヒマス

○大矢政府委員 理論上カラ申上ゲマスル
ス、併シナガラ從來現實ノ問題トシテ法人
ニ付テ屢々問題ニセラレタコトデアリマスカ
ラ、先づ法人ニ付テ之ヲ實行シヨウト考へ
タ次第デアリマス

○中島委員 法人ニヤレバヤハリ個人ニモ
シテヤルト云フコトハ私ハ頗ル個人ニ氣ノ
タラヤレスコトハナイト思フシ、綜合課稅
モ今回ノ改正ノ缺陷デアルト思ツテ居リマ
ス、ソレカラ第七十五條ノ「其ノ他ノ事由」
シテヤルト云フコトヲ意味シテ居ルノ
シテヤルト云フコトハ私ハ頗ル個人ニ氣ノ
毒デヤナイカ、不都合デヤナイカ、此ノ點
シテ居ルノデアリマスガ、租稅ニ於キマシ
テモ稅込計算ニスルカ稅引計算ニスルカト
云フ見地カラ考ヘマスルト、二種ニ區分シ
ナケレバナラヌト思フノデアリマス、地租、
家屋稅ノ如キハ所得ノ有無ニ拘ラズ、一定
ノ物件ヲ持ツテ居レバ定額ノ稅ヲ納メナケ
レバナラヌト云フノデアリマスカラ、是ハ
ト云フノハドウ云フコトヲ意味シテ居ルノ
デスカ、ソレニ付テ御説明ヲ願ヒタイ
○大矢政府委員 是ハ「災害、失業其ノ他ノ
事由」ト致シマシテ、別ニ事由ヲ特ニ限定シ
タ譯デハアリマセヌ、災害、失業ハ一例デ
アリマシテ「其ノ他ノ事由」ト云フノハ別ニ
シテヤルト云フコトハ私ハ頗ル個人ニ氣ノ
タラヤレスコトハナイト思フシ、綜合課稅
ト思フノデアリマスガ、是ハ法人ダケノ取
扱デ個人ハサウ取扱ハヌノデスカ、是モ簡
單ニ要領ヲ得タ御答辯ヲ願ヒマス

○中島委員 是ハ度々聽イタト云フノデ
アリマスルシ、何レ修正ノ時ニ意見ヲ
申上ゲマス、ソレカラ法人ノ毎期ノ課稅ニ
關シマシテ、前期ノ損ノミヲ今度ハ見ルコ
トニナツテ居ル、是ハ法人稅ノ第四條三項
デアリマスガ、個人ニ付テハドウデスカ、
入ルノデスカ、或ハ先ニ厚生大臣ト屢々質

問應等ガアリマシタヤウニ、青少年雇傭制限令ノ規定ニ依リマシテ労働者ガ得ラレナクテ立チ行カナクナツタ云フヤウナ場合ニ缺損ガ起ツテ來ル、コンナ場合モ其ノ他ノ事由ノ中ニ入レテヤルノデアリマスカ、斯ウ云フ解釋ハ此ノ議會ニ於テハツキリサシテ置イタ方ガ宜イト思フノデス、今私ガ例示トシテ舉ゲタノハ其ノ他ノ事由ノ中ニ入ルノデアリマセウカ、アナタノ仰シヤツタヤウニ其ノ他ノ事由ハ其ノ他ノ事由デアルト云フダケデハ理由ニナラナイ

○大矢政府委員 是ハ其ノ後ニ「著シク資力ヲ喪失シ納稅困難ト認ムルトキ」ト云フ

非常ニ廣ノデアリマシテ、場合ヲ限定シテ居ルモノハアリマセヌ、資力ヲ喪失シ納稅困難ト認ムルカドウカト云フコトニ掛カルノデアリマシテ、資力ヲ喪失シ納稅困難ト認ムルト云フ場合ニハ、其ノ原因ハ必ズシモ納稅義務者ノ災害、失業等ニ限ヌ、其ノ他ノ事由ト致シマシテ是ハ廣ク致シテ居ル次第デアリマス

○中島委員 納稅困難ト認ムルト云フ認定デセウ、官廳ノ認定ダカラ、大體其ノ他ノ事由ト云フ。モノハ議會ニ於テ斯ウ云フコトヲ意味スル、アア云フコトヲ意味スルト云フ定義ヲ與ヘテ置カナケレバ官廳ノ認定ニ依ツテ是ハ税が免ゼラレルカ免ゼラレスカト云フコトニナツテ來ルノデスカラ、認定ダケデハ國民ガ困ルノデス、ソコデ其ノ他ノ事由ト云フノハ勿論「納稅困難云々」ニ掛カルコトハ此ノ第七十五條デハ明カデアリマスガ、其ノ點ニ付キマシテハツキリサンテ置イタラドウデスカ

○大矢政府委員 是ハ災害、失業ト云フノハ唯代表的ナモノヲ例示シタニ止マリマシテ、「其ノ他ノ事由」ト云フノハ別ニ場合ヲ限定シテ居ル譯デハナイデアリマス

云フヤウナ漠然タルモノヲ置キマスルト、頗ル解釋ニ困難ナ場合ガ起ツテ來マスカラ、斯ウ云フ解釋ハ此ノ議會ニ於テハツキリサシテ置イタ方ガ宜イト思フノデス、今私ガ例示トシテ舉ゲタノハ其ノ他ノ事由ノ中ニ入ルノデアリマセウカ、アナタノ仰シヤツタヤウニ其ノ他ノ事由ハ其ノ他ノ事由デアルト云フダケデハ理由ニナラナイ

○大矢政府委員 「其ノ他ノ事由」ト云フノハ非常ニ廣ノデアリマシテ、場合ヲ限定シテ居ルモノハアリマセヌ、資力ヲ喪失シ納稅困難ト認ムルカドウカト云フコトニ掛カルノデアリマシテ、資力ヲ喪失シ納稅困難ト認ムルト云フ場合ニハ、其ノ原因ハ必ズシモ納稅義務者ノ災害、失業等ニ限ヌ、其ノ他ノ事由ト致シマシテ是ハ廣ク致シテ居ル次第デアリマス

○中島委員 ドウモ分ラナイ、認定デアリマスカラ、是ハ命令等ニ依ツテハツキリシテ置イタラドウデスカ、災害トカ失業トカ

示的ノ場合ハ顯著ナル場合デ、其ノ他ノ事由ニ因ル所ノ納稅困難カドウカハ認定ニ依ルコトデアル、認定如何ニ依ツテ決ヌラレルノデアルカラ頗ル不安デアリマス、デアリマスカラ是ハ命令等ニ依ツテ決メテ置イタラドウデスカ

○伊藤委員 分リマシタ

○中島委員 私ハ分ラナイ、何ガ分ラナイカト言フト、認定ダカラ役人ハ狹クシテシマフ、ソレヲ私ハ憂ヘテ居ルノデス、先刻私ガ例示シタヤウナ場合ヲ廣ク全部入レテ

吳レルノデスカ

○大矢政府委員 入リマス

○中島委員 ソレカラ所得稅法ノ第二十二

條デスガ、「第一條ノ規定ニ該當セザル個人

子ニナルノデアリマシテ、此處ニ規定致シ

ニナルト漠然トシテ、ドウ云フモハガ之ニ

入ルカト云フコトニナツテ來テ、非常ニ是

ハ紛争ヲ惹起スルコトニナル、是ハハツ

キリシタ標準ヲ決メテ置カナケレバ、非常

ニ解釋ニ苦シムモノデハナイカト思フ、或

ハ是ハ「其ノ他正當ノ事由ニ因リ」ト云フ意

味デハナイカトモ思ヒマスガ、先刻申サレタ

ヤウニ一切ノコトガ皆入ル譯デスカ、命令

デ定メルト云フナラ、私ハ命令ノ大體ノコ

トヲ承リタイ

○大矢政府委員 此ノ規定ヲ設ケマシタノハ、此ノ度ハ所得ノ課稅ヲ總テ前年ノ實績ニ依ツテ課稅スルコトニ致シマシタ結果、

前年相當ノ所得ガアルニ拘ラズ、本年ニナ

ツテ災害トカ失業トカ其ノ他色々ノ場合ガ

アルダラウト思フノデアリマス、其ノ場合ニ於キマシテハ之ヲ輕減シ免除スル、斯ウ

云フ風ニ致シマシテ其ノ原因如何ヲ問ハナ

イ、廣ク認メヨウ、斯ウ云フ趣旨デアリマ

シテ、寧ロ之ヲ命令デ限定スルト窮屈ニナ

ルヂヤナイカト思ヒマス

○大矢政府委員 入リマス

○大矢政府委員 御答致シマス、滿洲國ノ

法人ヨリ受クル利益ノ配當ハ乙種ノ配當利

體制ニ應ジタ稅率ノ改正トシテハ是ハ不穩

當デハナイカト私ハ思フ

○大矢政府委員 御答致シマス、滿洲國ノ

又ハ本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有

セザル法人ノ甲種ノ配當利子所得ニ對スル

分類所得稅ハ前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ稅率

ニ依リ之ヲ賦課ストナツテ居ツテ、國債ノ

利子ガ百分ノ九、國債以外ノ公債ノ利子ガ

百分ノ十四、前條第二項ニ規定スル預金ノ

利子及剩餘金ノ分配が百分ノ十、其ノ他ニ

付テ百分ノ十五ト云フヤウナ工合ニ稅率ガ

上ツテ居ルデスガ、是ハドウ云フ理由デスカ、此ノ稅率ヲ上げルト云フ理由ハ何處ニ

アリマス、是ハ綜合課稅ガ出來ナイカラ、綜合課稅ノ補充ノ爲ニ稅率ヲ上げタノデスカ

○大矢政府委員 左様デゴザイマス

○中島委員 ソレナラバ能ク分リマスケレドモ、併シソレガ一步斯ウ云フ點ヲ害シハ

シマセヌカ、稅率ヲ大體五分程度上げテ居

アル、サウシマスト滿支ノ法人カラ貰フ所ノ

配當デアルトカ、此ノ内容ハ事務所ガ内地ニナイ人ノ問題デセウ、サウスルト、日滿

支經濟「ブロック」ニ於ケル所ノ取扱ヲ異ニ

スルコトデアツテ、是ハ綜合ガ出來ヌカラ

其ノ補充ヲスルト云フコトニ私共ハ之ヲ解

釋シテ居ルガ、一方ニ於テハ滿支、殊ニ滿

洲關係ニ於ケル滿支ノ法人カラ貰フ所ノ配

當、即チ滿洲ヘ對スル投資ヲ是ハ妨げテ來

ハシマセヌカ、サウシテ日滿支一體ノ經濟

「ブロック」ニ、斯ウ云フヤウナ稅率ノ綜合

ガ出來ナイト云フヤウナ、是デ破壊スルト

云フ結果ニナリマセヌカ、ドウデス、簡単ニ御答ヲ願ヒマス、稅率ヲ上げタ理由ハ能

ク分ツテ居ルガ、其ノ半面ニ於テ此ノ國策

テ居リマスノハ甲種ノ配當利子、即チ外國ニ出テ行ク配當デス、反對ノ場合ノ規定デ

ゴザイマス

○中島委員 外國ヘ出テ行ク配當ダト、滿洲ノ人ガ日本ヘ投資ヲシ、日本ノ人ガ滿洲ヘ

投資ヲスル、斯ウ云フヤウナコトヲ日滿經濟一體ト云フヤウナ意味カラ見テ自由ニシ

テヤルニハ、外國ヘ出テ行ク配當デアツテモ、外國カラ入ツテ來ル配當デアツテモ――

是ハ滿洲ノコトヲ言ツテ居ルノデスガ、外ハ殆ド問題ニスルニ足リナイ、斯ウ云フ場合ニハ税率ヲ單ニ綜合課稅ガ出來ナイ爲ニ、所謂是ハ賦課課稅デアツテ源泉課稅ガ出來マセヌ、斯ウ云フ場合モ同一ニシテヤツタ方ガ便利デヤナイカ、斯ウ云フノデス、經濟交通ノ理由ヨリ、物資資金管理ノ大キナ眼カラ見テデス

○大矢政府委員 中島サンノ御說モ一應御尤モデゴザイマスレドモ、日本ト滿洲トニ於テハ稅制ノ體系モ違フノデゴザイマシテ、隨ヒマシテ其ノ調整ノ方法ト云フコトニ付キマシテハ、將來滿洲國ノ稅制ガ相當整備シタ場合ニ改メテ考究シナケレバナラヌコト存ジマス、内地ト外地トノ調整規定ハ置イテアリマスケレドモ、滿洲國ノ稅制ノ現狀カラ致シマシテ、日滿兩國間ノ調整規定ハ現在置イテナイノデアリマスケレドモ、是ハ將來ノ問題ト致シマシテ、滿洲國ノ稅制ガ漸次整備スルニ連レマシテ考究シナケレバナラヌ問題ト存ジテ居リマス

○中島委員 國債ニ對スル利子ガ百分ノ四カラ百分ノ九ニナツテ居ル、五分違ツテ居ル、是ハ非常ニ高率ノ稅率ニナツテ居ルヤウニ思フノダガ、五分ヅツ上ツテ來テ、是ハ賦課稅デアツテ、御承知ノ通り是デハ源

泉が出來ナイ、サウシテ綜合ガ出來ナイ爲ノ補充ノ爲ニ斯ウスルト云フノナラバ、餘り上

ゲ過ギハセヌカト云フノデス、日滿ニ於ケル稅制ノ調整ヲスルト云フ所ノ調整規定ト云フ意味デヤナインデ、サウ云フ風ニ大キナ眼カラ見テ資金投資ノ流通ヲヤツテ行クト云フコトニスル稅制ノ建前ガ、即チ日滿支經濟全體ト云フ所ノ其ノ線ニ沿ウテ行クヂヤナカ、之ニ對シテ百分ノ五モ違ツタ上げ方ハ、其ノコトノ關聯シタ今ノ國策ノ線ニ沿ウテ行カナイヂヤナイカ、斯ウ云フ點デス、引上ゲタ理由ハ能ク分ツテ居リマス、綜合ガ出來ナイカラ、斯ウ云フノグラウト思ヒマスカラ……

○大矢政府委員 是ハ綜合課稅ニ代ルモノト致シマスト、百分ノ五ノ稅率ダケ高クスルノハ未ダ低キ感ガアリマスケレドモ、中島サンノ仰セニナルヤウナ事情ハ現時ノ我國トシテハアリマス、外國ニ出テ行クモノノ中滿洲國方面ニ出テ行クノガ相當ノ部分アノルノデアリマスカラ、其ノ點モ考慮致シマシテ此ノ程度ニ止メタ次第アリマス、前ニ申上ゲマシタ通り將來滿洲國ノ稅制ガ相當整備シタ場合ニ於キマシテハ、日滿兩國間ノ稅制ノ調整ト云フコトハ十分考究シナケレバナラヌ問題カト存ジテ居リマス

○中島委員 大體其ノ程度ニ此ノ點ハ止メテ置キマス、ソレカラ私ノ間違カモ知レナイデスガ、私ガ見テミマスト、外貨債特別稅法ノ第四條ニ「左ニ掲タル利子ニハ外貨特別稅ヲ課セズ」トナツテ居リマシテ、現行法

デハ第二號ニ「證券ガ本邦内ニ在ラザル外貨債ノ利子」トナツテ居リマズガ、此ノ改正案ニ於キマシテハ、證券ガ本邦内ニ在ラザ

ノデアリマス、是ハ私ガ讀ミ損ヒカモ知レマセヌガ、對照シテ見マスト載ツテ居ナイ

原因ハ何處ニアルノデセウカ、サウシテ私ノ推論スル所ニ依リマスト、此ノ問題ガ非

常ニ重大ナル問題デアルヤウナ工合ニ私ニハ解釋サレマスノデ、此ノ第二項ヲ除ケマシタノハ、是ハ即チ外國爲替銀行、殊ニ正金銀行ニ於キマシテ、外國デ持ツテ居ル外債ハ今マデハ現行法デハ免稅デアリマシタガ、是ガ此ノ度ノ課稅ヲスルコトニナルノデアリマス、サウ云フヤウニナル結果ハ、正金ノ負擔ガ非常ニ増加シテ來ルト私ハ考

ヘル、此ノ負擔ガドレダケ正金銀行ニ増加セラレルノデアリマセウカ、ソレカラ又其ノ他ノ爲替銀行ニ於キマシテ是ガドレダケ負擔ガ增加セラレルノデアリマセウカ、是ハ非常ニ重大ナ點ノヤウニ私ハ感じマスガ、

爲替局長ハドウ御考ニナルノデアリマセウカ、大藏大臣ハドウ御考ニナルノデアリマセウカ、主税局長ハドウ御考ニナリマセウカ、國稅課長ハドウ云フ風ニ御考ニナリマスカ、證券ガ本邦内ニ在ラザル外債ノ利子ヘモ課ケルコトニナリマスト、正金銀行

ガ外國ニ於テ持ツテ居ル外貨債ノ利子ナドモ是ハ課カルト云フコトニナツテ來ハシマセヌカ、サウナツテ來ルト、是ハ爲替政策テ参リマセスデセウカ、「コスト」ガ高クナ

上ノ一大問題ニナツテ來ハセヌデセウカ、サウスルト正金銀行ノ「コスト」ガ高クナツテ參リマセスデセウカ、「コスト」ガ高クナ

ツテ參リマスト、爲替銀行ノ「コスト」ガ高クナリ、爲替ノ割引ノ「レート」ニ影響シテ

私共トシマシテハ「コスト」ニ影響スルカシナイカ分リマセヌ、是ハ爲替政策貿易政策

上ノ重大ナル點ニ影響シテ來ルモノヲナゼ除ケタノデアルカ、是ハ除ケル必要ハナシ、第二號ヲ現行法カラ削除シタ理由ハ何處ニアルカ、「コスト」ニ影響スルコトガナシ、サウスルト上ガル稅金ハドレ位位、稅收入ハドレ位デアリマセウカ、併シ此ノ根本ノ

銀行以外ノモノニモ是ガアルトスルナラバドレ位ノ金額デアツテ、ドレ位ノ影響ヲ來シテ居ルカ、是ハ爲替局長ト致シマシテハドウ云フヤウニ御覽ニナツテ居ルノデアリマセウカ、爲替政策上、爲替資金上ニモ相

當ニ影響スルヤウニ考ヘルノデアリマスガ、如何ナル狀態デアリマセウカ

○中村政府委員 御尋ハ洵ニ御尤モナ御尋デゴザイマシテ、此ノ點ニ付キマシテハ豫メ私共トシマシテモ能ク検討シタ次第デタ影響ハナイ、其ノ結果ニ依リマスルト、サン

テ影響ハナイ、其ノ爲ニ正金銀行若クハ其ノ他ノ爲替銀行ノ爲替資金ノ「コスト」ニ大シタ影響ヲ及ボスト云フヤウナコトニハナラ

ナイト云フ結論ニナリマシタノデ、本改正案ニ賛成シタ次第デゴザイマス、此ノ數字ハドウ云フ風ニナツテ居ルカト云フ御尋デ

テゴザイマシテ、此ノ點ニ付キマシテハ豫メ私共トシマシテモ能ク検討シタ次第デ

ノデアリマスカ――改正案ニ於テ之ヲ省イタヤウニ見マス、サウスルト、爲替局長ハ居

ドウ云フヤウニ御覽ニナツテ居ルノデアリマセウカ、爲替政策上、爲替資金上ニモ相

當ニ影響スルヤウニ考ヘルノデアリマスガ、

ドレ位持ツテ居ルカ、爲替銀行ハドレ位持
ツテ居ルカ、之ヲ發表シテ戴カナケレバ此
ノ第一號ヲ除ケタ理由ハ分リマセヌ、ソレ
是レ對照シテ行キマスルト此ノ第二號ハ拔
ケテ居ル、是ハ重大ナ問題ト思フノデアリ
マスガ、此ノ外貨債ノドレ位正金銀行ガ持
ツテ居ルカト云フコトヲ隱シテ置イテ、「コ
スト」ニ影響ガナイ、斯ウ言ハレルガ、何ガ
アルカ、ソレハ發表出來ヌ、斯ウナツテ居
ル、ソレデハ困ルノデス、必ズヤソレヲ除
ケタニ付テハ是ダケノ外貨債ヲ持テ居ル、
是ダケノ收益ガ舉ツテ居ル、利子ハ何ボ持
ツテ居ル、之ヲ仰シヤツテ吳レナケレバ
「コスト」ニ影響スルカセヌカノ判斷ガ付カ
ナイ

ノ取上ゲルト云フコトノ理由ハ何處ニアル
ノデス、是ハ爲替ノ「コスト」ナリ、銀行ノ「コ
スト」ガ五百万圓取上ゲラレテ、「コスト」
ガ高クナラヌト云フ理由ハナイノデス、五
百万圓取上ゲルナラバ、「コスト」ハ高クナ
ル、ソレナラバ爲替政策上ニ於キマシテ非
常ナル影響ヲシテ來ルコトト私共考ヘル、
正金ガ勉強シナクナル、是ダケノ稅金ヲ埋
メルニ付キマシテ、爲替ノ「レート」ニモ影響
シテ來マスシ、ソレカラ又其ノ他ノ營業政
策ニモ影響シテ來マスシ、割引ニモ影響シ
テ來マスシ、延イテハ貿易ニモ亦影響シテ
來ルノデアリマスガ、大藏大臣ハ如何ニ考
ヘラレルデアリマセウカ、是ハ正金ダケカ
ラ五百万圓取上ゲラレルト思フノデス、而
シテソレデ正金ノ「コスト」ニ影響シテイト
云フコトハ考ヘラレナイコトデアルト思ヒ
マスガ、此ノ五百万圓ト云フ金額ハ相當大
キナ金額デアリマシテ、此ノ金額ヲ一方カ
テ取ルト云フコトニ付キマシテハ、爲替資
金ノ上カラ見マシテモ、ソレカラ正金ノ營
業ノ上カラ、又是カラ先ノコトニ付キマシ
テモ、十分ニ是ハ考慮シテ貰ハナケレバナ
ラヌ、況シヤ爲替問題ハ重大デアツテ、サ
ウシテ一志二片ヲ維持スルカセヌカ、今ノ
二十三弗十六分ノ七ヲ維持スルカセヌカト
云フ問題ニ付キマシテモ、非常ニ是ハ影響
シテ來ルト思フノデアリマスガ、斯ウ云フ
點マデモ漁ラナケレバイカヌノデアリマセ
ウカ、是ハ私共此ノ點ハ十分ニ一ツ考ヘテ
戴カナケレバナラヌ重大問題ガ、ソコニ潜
ンデ居ルト考ヘマス

ノ課税ヲ受ケルモノニテハナカラウカト云フ
御話ニアリマスガ、左様デハゴザイマセヌ
○櫻内國務大臣 今ノ御話ノ問題ハ爲替資
金ノ方ニハ關係ガナイ、斯ウ心得テ居リマス
ス、唯之ヲ所有シテ居リマス所ノ銀行ガ今
ノヤウナ負擔ヲスルコトニナリマスケレド
モ、是ハ色々他ニ「カバー」スル關係等モア
リマシテ、緩和ノ途ハアルノデアリマシテ、
サウ大シタ影響ガアルトハ心得テ居リマセ
ヌ

他ニ「カバーヌ」スル云々ト云フ問題ニ付キマシテハ、利子拂ノ關係カラ、或ハ今日爲替ガ下落シテ居ルコトニ依ル所ノ色々ナ操作上ノ利益等ガアリマスノデ、サウ御心配ナルヤウナ大ナル影響ハナイト考ヘテ居リマス

○中島委員 併シ課ケラレル側ハコンナニマデヤラナクテモ宜イデハナイカト言ツテ、實際囂々タル不平ヲ言ツテ居ル、一體爲替ノ「スペキュレーション」ノ範圍ハ、爲替管理法ニ依リ利益ノ範圍ガ非常ニ狭メラレテ居ル、爲替管理法及ビソレニ伴フ勅令ノ作用デ爲替ノ「スペキュレーション」ノ範圍ヲ狭メテシマツタ、ソレカラ又之ヲ取上ゲルト云フコトニナルカラ、餘程は取上ゲラレル人ニ於テハ重大ナ問題デアル、而モソレガ我國ノ國策上ニ於テ殆ド「キーポイント」ニナル爲替ヲ握ツテ居ル業務者デアリマスカラ、是カラ取ルコトハ御止シニナツテ、現行法通りヤツタ方々誰ガ考ヘテモ宜イト思フ、現下ノ爲替銀行ノ營業状態、前ノヤウナ拂賣弗賣ヲヤツテ非常ニ収益ガ多クテ景氣ガ好イトカ、或ハ「スペキュレーション」ノ「マージン」ガ多イトカ云フヤウナ場合トハ違フ、是ハ殆ド大藏省ノ指揮命令ノ下ニ勤イテ居ル、或ル意味ニ於ケル爲替手數料銀行ノヤウニナツテ居ル、ソレガ商業ノ範圍ハ縮小サレ、而シテ政府ノレ、無爲替ニシロ、貿易管理、殆ド統制ノ政策ニ向ツテハ一步モ出ルコトガ出來ナ、極點ニ於テ縛ラレテ居ル、サウ云フ所ヘ持ツテ行ツテ、五百万圓取上ゲラレルト云フコトハ、是ハ銀行ノ營業ニ對シテモ重大ナ

ル影響ガアルト思ヒマス、サウ云フ點ニ付

テ私ノ議論ハ確カデアルト考ヘルノデアリ
マスガ、能ク御考慮ヲ願ヒタイ

○櫻内國務大臣 是ハ爲替政策ノ上ニハ大

シタ關係ハナイケレドモ、要ハ負擔力ノ問
題デアリマス、併シ色々ナ觀點カラ致シマ

シテ、此ノ程度ノ負擔ハ銀行ニ於テ致シマ

シテモ、銀行ノ營業狀態ニ非常ナ惡影響ヲ

及ボスト云フヤウナコトハナイト考ヘテ斯

様ニ致シタ譯デアリマス

○中島委員 實ハ負擔力ノ點ニ付テ困ツテ

居ルノデス、ソレデアルカラ、私ハ申上ゲ

ル、ソレハ延イテ爲替政策ニモ影響シ、銀

行ノ營業振リニモ影響シマス、併シ是レ以

上ハ論ジマセヌ、能ク此ノ點ハ傍聽ノ皆サ

ンニ依リマシテ、私ノ議論ノ正シイト云フ

コトハ御了解シテ戴イタコト思ヒマスカラ、是レ以上ハ論ジマセヌ

最後ニ一點、私逐條的ニ一日位輿ヘテ戴

イテ聽カウト思ヒマシタケレドモ、皆サン

ノ妨ゲニナリマスカラ、唯皆サンノ聽イテ

居ラレナ伊點ダケヲ聽クニ止メマシテ、是

ダケ調べテ來マシタケレドモ割愛シテ止メ

マス、已ムヲ得マセヌ

唯最後ニ稅源ノ涵養ト云フコトニ付キマ

シテ、今度ノ公債ノ消化、公債價格ノ維持

ト云フヤウナ觀點カラ、日本ノ國ハ國有財

產ト云フモノガ非常ニ多ク、十三年度ノ決

算報告ヲ見マスト、驚ク勿レ百二十六億ニ

達シテ居リマス、百二十六億ノ國有財產ヲ

持ツテ居ル、エライ大キナ國有財產ガ決算

書ヲ見レバアリマス、十三年度ノ決算デ

是ガカラ、十四年度ノ決算ニナリ、十五年

度ノ決算ニナレバ、物價騰貴率ヲ見テ掛ケ

テ行ケバ、恐ラク倍ニナルデハナイカト考

ヘル、其ノ内デ土地ガ十七億、建物ガ二十

億、工作物ガ二十億アル、是等ノモノハ主

ナルモノデアリマスガ、此ノ國有財產ガ今

マデノヤウナ此ノ整理ノ仕方デハ、私ハ國

策ニ副ウテ居ナイト思フ、大臣ハ財界ニハ

非常ニ御精通ノ御方デアリマスカラ、財界人

ニナツテ考ヘテ戴キタイ、百尺竿頭一步ヲ

進メラレマシテ、此ノ國有財產ヲ運用シテ行

ツテ賣ルモノハ賣ツテ宜イ、サウシテ一方ニ

於テハ通貨ノ吸收ヲヤリ、資本ノ吸收ヲヤ

ル、他方ニ於キマシテハ、隨テ是ガ稅源ノ

涵養ヲヤル、斯ウ云フヤウナ新シイ方針ニ

出デラレタラドウデアリマセウカ、現在ノ

狀況ヲ見テ見マスト、十三年度ノ決算カラ

モノガ十九億デアリマシテ、増加シタルモ

ノガ二十五億デアリマス、其ノ差額ガ六億

九千万ト云フモノガ年々增加シテ來テ居

ル、國有財產ノ增加率ガ一年ニ十三年度ダ

ケヲ見マシテモ六億九千万、大體七億万ノ

國有財產ガ增加シテ來マス、其ノ增加ノ原

因ヲ調べテ見マスト、一番ノ原因ガ陸海軍

其ノ他ノ建物ヤラ工作物ヤラ色々ナモノガ

殖エテ行ツテ居ルノガ一ツノ原因デアリマ

セウ、ソレカラモウ一ツハ、國策ノ線ニ沿

增加ガ顯著ナモノガアリマス、何カト言ヘ

バ直グ其ノ株券ガ政府ノ所有ニナツタト云

ウタト稱スル國策會社ノ濫立デアル、ソレ

ニ政府ガ投資ヲシテ株ヲ持ツ、其ノ株券ノ

増加ガ顯著ナモノガアリマス、何カト言ヘ

ニ澤山持ツテ居ル、斯ウ云フヤウナ土地モ

此ノ際ニ早ク賣ル方針ヲ立テル、サウスレ

バ通貨ノ吸收ニナリマス、斯ウ云フ時デアル

モ賣リ得ル財產デアリマスカラ、賣却ノ方

針ヲ立テル、ソレカラ持ツテ居ル株式ヲ手

放シテ民間ニ賣ル、全部デハアリマセヌガ、

是ハ行政上ノ監督ガ出來ル範圍内ノモノハ

賣ル、監督ガ出來ナイモノハ賣ラナイト云

方針ヲ茲ニ立テラレマシテ、株式ヲ市場

ニ放出サレル方針ヲ執ラレタナラバドウ

デアルカト私ハ考ヘル、一方ニ財產ガ增加

シテ行ケバ、他方デ財產ヲ賣ルト云フコト

ヲ考フベキダト私ハ思フ、一年ニ七億圓近

イ財產ガ殖エル、是ハナゼカト云ツタラ豫

算ノ支出ニ依ツテ財產ガ殖エテ行クノデア

リマスカラ、殖エル度毎ニ一定ノ比率ヲ設

ケマシテ、例ヘバ官有財產ヲ株式ニシテ、

賣リ得ベキモノハ成ベク之ヲ賣ツテ行クト

云フヤウナ方針ヲ講ゼラレタラドウカ、大

體決算書ニ依ツテ私ノ調査シタ所ニ於キマ

シテモ、株券ノ中ニモ、臺灣銀行ハ帝國人

絹、其ノ他ノ株ヲ澤山持ツテ居ルガ、臺灣

東拓ダトカ、或ハ日鐵ダトカ、滿鐵等ノ株

券ノ中ニ、賣ツテモ宜イモノガアル、是等

ニ對シテ賣ル方法ヲ考ヘタラドウデアラウ

カト私ハ考ヘル、唯富鐵ヲ發行シテ見タラ

トカ、或ハ消費節約ヲ獎勵シテ見タラトカ

ト云フヤウナコトヤ、其ノ他公債消化ノ爲

ノ小刀細工ヲセラレマスヨリモ、斯ウ云フ

府ノ方ガ四分何厘カノ配當デ我慢シ、民間

ガ八分ノ配當ニナツテ居ルカラ、八分配當

ガ出來ルカ出來スカニ依ツテ決セラレマセ

ウ、是ナドハ拂下ゲテ良イカ悪イカ、非

常ニ研究問題デスガ、斯ウ云フヤウニ舉

ガ出来ルカ出來スカニ依ツテ決セラレマセ

ニヤツテ貴ヒタイ、ソレカラ營林財產、是

モ賣リ得ル財產デアリマスカラ、又御承知ノ通

リ五億デアリマシタカ、六億デアリマシタ

カ、モウ大分減ツテ居ルト思ヒマスガ、特

融ニ依ツテ色々ナモノヲ擔保トシテ日本銀

行ガ持ツテ居ル、アレモ捨テ置ケバ終ヒ

ニハ國民ノ負擔ニ掛ツテ來ルノデアル、斯

ウ云フヤウナ國有ノ擔保デアルトカ、震災

手形ノ時ノ擔保ニ掛ツテ來ルノデアル、ソレ

一切合財日本銀行ニ入ツテ居リマス、ソレ

ガ結局議會ニ於テ問題ニナリマシテ、御承

知ノ通り政府ガ補償シテヤラケレバイトカ、

スコトニナツテ居ル、此ノ臺灣銀行ダトカ、

東拓ダトカ、或ハ日鐵ダトカ、滿鐵等ノ株

券ノ中ニ、賣ツテモ宜イモノガアル、是等

ニ對シテ賣ル方法ヲ考ヘタラドウデアラウ

カト私ハ考ヘル、唯富鐵ヲ發行シテ見タラ

トカ、或ハ消費節約ヲ獎勵シテ見タラトカ

ト云フヤウナコトヤ、其ノ他公債消化ノ爲

ノ小刀細工ヲセラレマスヨリモ、斯ウ云フ

ヤウナ國有財產ノ拂下方法ニ付テ——一時

的ニドウト云フ譯ニハ行カヌデセウケレドモ、一定ノ方針ヲ立テ行ケバ、是方通貨

ヲ引上ガルコトニナラウシ、公債ノ消化ニモナラウシ、或ハ稅源ノ涵養ニナツテ來

マス、又一方カラ申シマスト、鐵道トカ、

專賣局、印刷局、造幣局、千佳製紙所或ハ

電話、通信事業ト云フヤウナモノモ株券化シマシテ、之ヲ民間ニ拂下ゲレバ、民間

カラ通貨ヲ引上ガレルト云フヤウナコト

第六類第一號 所得稅法改正法律案外三十件委員會議錄 第十五回 昭和十五年三月四日

ニナツテ來ルノデアリマスガ、斯ウ云フ
眼點カラ致シマシテ、太藏大臣ハ此ノ稅源
ノ涵養、國債ノ消化、通貨ノ引上——或ハ
終ヒニハサウ云フヤウナコトヲヤラナケ
レバナラヌヤウニナツテ來ルト私ハ思
フ、年ニ公債ガ五十億殖エテ行ツテ、廳テ
五百億ノ公債ヲ出サナケレバナラヌコトニ
ナツテ來ル、是デモ大臣ハ行ケルト仰セラ
レマシタケレドモ、或ル意味ニ於テ一方ニ
於テハ斯ウ云フヤウナ、國ガ持ツテ居ルモ
ノヲ民間ニ渡シ、民間ノ持ツテ居ル金ヲ國
ガ取ルト云フヤウナ、大キナ見地カラ對策
ヲシテ行ク必要ガアルト思フ、殊ニ稅源ヲ
涵養スルニハ是ガ一番良イト考ヘマスガ、
サウ云フ大所高所カラ、大キナ考デヤツテ
戴キタイノデス、今ハサウデハナクテ逆デ
アリマス、軍備ガ擴張シテ國有財產ガドン
ドン殖エテ行ツテ居ル、一方ニ於テハ國策
會社ヲ持ヘテ株ヲドンヽ持ツテ行ク、サ
ウシデソレヲ持ツタ切りデアル、是デハ國
家全體ノ物ト金トノ調和ヲ圖ル點ニ於キマ
シテノ十分ナ對策ガ立ツテ行ケナイト考ヘ
マス、幸ニシマシテ我黨ノ先輩デアリ、吾
吾ガ尊敬シテ居ル藏相ハ、今後私共ハ益々大
藏大臣トシテ尊重致シタイト考ヘテ居ルノ
デアリマスカラ、斯ウ云フ點ニ著眼セラレ
マシテ、一刀兩斷快刀亂臚ヲ斷ツガ如ク、
明快透徹ナル頭ヲ利用セラレマシテ、新機
軸ヲ出サレルコトニ依ツテ民間ニ向ツテ大
イニ呼掛ケラレテ、サウシテ戰時體制ニ副
フベキ一ツノ國有財產整理ノ方策ヲ立テラ
レルト云フコトガ、目下ノ戰時體制上最モ
私ハ必要デアルト考ヘル次第デアリマスル
ガ、此ノ點ニ對シマシテ大臣ハ如何ニ御考

合セニナリマスレバソレヲ發表シテ戴キタ
イ、ナイナラナイデ、將來ドウ云フヤウニ
御考ニナルカ、是ハ非常ニ御考ニナツテ置
カナケレバナラヌコトデアルト私ハ考ヘマ
ス、ソレガ第一點アリマス

第二點ハ、國債モ段々ニ増加シテ、年ニ
五十億ヲ増シ、五百億ニモナツテ行キマス
レバ、終ヒニハ國民ハドウシテモ國債ニ食
傷シテ來マス、日本銀行ノ國債ノ手持ヲ調
べテ見マスト、戰前ノ昭和十二年ノ六月末
ニ於キマシテハ五億シカナカツタ、今ハ手
持ガ二十億ヲ下ツタコトガナイ、二十二三
億ヲ上下シテ居ル、ソレダケ通貨ハ日本銀
行ヲ離レテ來テ居ル狀況デアル、來年ノ今
月今日ニ至リマスルト、必ズヤ三十億、四
十億ニナリマセウ、サウスルトソレダケ通
貨ガ日本銀行ノ手ヲ離レテ來ルコトニナル、
結局ハ公債ノ増加ニ依ツテ公債ノ暴落ヲ來
ス、英吉利ノ如キモ戦爭ノ終ヒニ於キマシ
テハ、御承知ノ通り公債ガ暴落スルコトニ
ナツテ來マシタ、ソレヲ防グガ爲ニ所謂利
息ノ高イ公債ヲ發行シタ、前ノ公債ガ暴落
シテモ構ハヌデ、後ノ公債ヲ發行シナケレ
バヤリ切レナイカラ、高イ利息ヲ拂ツタト
云フヤウナ、歐羅巴戰爭ニ於ケル經驗ガアル
ノデアリマス、英吉利ト亞米利加トノ戰時
財政經濟ニ對スル根本政策ヲ見テミマスル
ニ、戰費ノ三割ト云フモノハ稅收入ヲ以テ
ヤリ、アトノ七割ハ公債デヤツテ居ル、獨
逸ハ一割以下デヤツタ、是ガ獨逸ノ敗因デ
アリマシテ、英國ガ第一次歐羅巴戰爭ニ勝
百億ニナツテモ行ケルト言ハレマシタコト

ニ對シテ、私共ハ樂觀ヲシテハ居ラレナ
ト、結局終ヒニハ鐵道トカ、專賣局トカ、
印刷局トカ、或ハ造幣局トカ、千住製紙所
トカ云フヤウナ、政府ノ企業態ヲ擔保シ
置キマシテ公債ヲモ發行シナケレバナラヌ
ヤウナ時ガ來ハセヌカト考ヘル、其ノ點ニ
見透シニ付キマシテモ、電話一カ、通信事業
ト云フモノハ、ドレトハ申シマセヌガ、金
ニナルモノデアリ、民間ノ經營シ得ルモノ
ハ擔保トシテ、擔保附ノ公債ヲ發行シナケ
レバナラヌヤウナ時ガ廳テ近キ將來ニ出テ
來ルノデハナイカト思ヒマス、ソレ等ニ對
スル所ノ對策ハ如何デアリマスカ、此ノ二
點デアリマス

ガ戰時中ニ於テ、歐米ニ於キマシテハ三割
ハ國民負擔ニ於テ之ヲ支出致シテ、七割ヲ
公債支辨ニ依ツテヤツテ居ル、斯ウ云フ、御
話デアリマスガ、是ハ出來得ル限り事變費
ヤ其ノ他總テ三割モ四割モ、成ベク多
ク國民ノ負擔ニ於テ支辨シテ行クコドガ、
將來財政計畫ヲ確立スル上ニ於テモ最モ望
マシイ事デアリマス、併シ今日ノヤウナ時
代デアリマシテ、容易ニ左様ナ事ガ出來ナ
イノデアリマス、已ムヲ得ズ御承知ノヤウ
ニ事變費ハ殆ド大部部分公債支辨ニ俟チ、又
一般會計ニ於テモ少カラザル赤字公債ヲ出
シテ居ルヤウナ譯デアリマス、併シ御承知
ノ通リ歐羅巴大戰爭ニ於キマシテモ、是ハ
色々計算ノ仕方ガアリマシテ、計算ノ見方
ニ依ツテハ違ヒマスケレドモ、英吉利ガア
レダケノ富力ヲ持ツテ居リナガラ、結局ハ
僅ニ稅負擔ニ於テハ總テノ一割八分ヨリ負
擔シナイト私ハ記憶致シテ居リマス、亞米
利加ハ後ニ參戰シタニ拘ラズ、僅カ二十一
デアリマシタガ稅ニ於テ負擔シ、アトハ
公債支辨ニ依ツテ居ルト思ヒマス、獨逸ガ
スト、現在増稅其ノ他ノ收入ニ依ツテ支辨
シテ居ルノハ、約一割見當ニ當ツテ居ルト
思ヒマス、出來得ルナラバ之ヲモツト增加
シタイノデアリマスケレドモ、已ムヲ得ズ
今日ハ其ノ程度ニ止ツテ居ルノデアリマス、
今回ノ增稅モ實ハ出來ル限リ一般負擔ニ於
テ是等ノ費用ヲ支辨致シタイト云フ趣旨力
ラ致シタノデアリマスケレドモ、是ハ國民
諸君モ御諒解下サルコトト信ズルノデアリ
マス、斯様ナ際ニ於テ國有財產ノ處分ヲ致

シテ、ソレニ依ツテ得タル金ニ依ツテ、公債ノ償還及ビ總テノ經濟のノ政策ヲ行フト云フ事柄ハ、是ハ私十分考慮スベキ問題デアルト存ジマスケレドモ、何分色々ナ關係ガアリマスノデ、今之ニ付キマシテ直チニ中島君ノ御意見ニ對シテ御同意ヲ申上ゲルコトノ出來ナイコトハ、甚ダ遺憾デアリマスケレドモ、此ノ問題ニ付キマシテハ十分研究致シタイト思ヒマス

○中島委員 明瞭ナ御答辯ヲ得マシテ感謝ニ堪ヘマセヌガ、國有財産ニ付キマシテ、

今私ノ申シマシタ觀點ハ、正シイ觀點カラ其ノ整理ヲスルノデ、雜種財產ヲ一億圓位

賣ツテ、一般會計へ繰入レテ行クト云フヤウ

ナ點デナクシテ、國有財產カラ、何カラ全部

ヲ洗出シ、引張リ出シテヤル、一つノ委員會ノ

ヤウナモノヲ作リマシテ、其ノ委員會ニ依ツ

テ一定ノ方針ヲ作ル、官民合同ノ委員會ヲ作

ツテ、一體ドウ云フコトニシテ行クカト云フ

コトヲ決メル、從來ノ委員會ハアリマセウ

ケレドモ、サウ云フ方針ノ違ツタ大キナ委員會ヲ一ツ作ラレテハドウカト思ヒマス、

是ハ非常ニ重大ナコトデアラウト思ヒマス、

公債政策、租稅政策モ行詰ツテ來レバ、國

有財產ヲ賣ル方法ヲ考ヘナケレバナラヌ、

從來ノ委員會モアリマセウケレドモ、サウ

云フ委員會デナクシテ、國策ノ線ニ沿ウテ

新タナル觀點カラ立テタモノヲ作ラレンコトヲ希望致シマスルガ、サウ云フ御考ハナ

イノデアリマスカ

○櫻内國務大臣 最初ノ中島サンノ斯ウ云

フ問題ニ對スル御意見ハ、私深ク尊重致シマスガ、マダ日本ハソレ程ノコトヲシテ行ク

程困ツテハ居リマセヌ、今ノコトハ私同意致シ兼ネマスガ、此ノ問題ニ對シテ十分ナ

ル考慮研究ヲ拂フト云フコトニ付キマシテハ、同感ノ意ヲ表シタイト思ヒマス、併シ

今日國有財產整理委員ト云フモノガアルノデアリマシテ、之ヲ改メテ大キナ組織ヲ拡

ヘテドウスル、斯ウスルト云フコトニ付キマシテハ、是ハ政府ニ於キマシテ此ノ國有

財產ヲドウスルトカ、斯ウスルトカ云フ風

ナ凡ソ意見ガ定マリマスレバ、或ハ御意見ノヤウナコトモ出サナケレバナラヌカモ知

レマセヌケレドモ、マダ更ニ研究致シテ居

リマセヌノミナラズ、只今ノ所直グニサウ

云フコトヲ致スト云フコトハ、御返答申上

ゲ兼ネル次第アリマス

○中島委員 大體私ハ是デ質問ヲ打切リマ

ス、大藏大臣ニ於キマシテモ、其ノ點ヲ十

分御研究サレシコトヲ希望致シマス、細カ

イ委員會ハ止メテシマツテ、大キナ對策ニ

基イテヤラレンコトヲ望ミマス

○堀切委員長 ソレデハ本日ハ此ノ程度ニ

致シマシテ、明日午前十時ヨリ開會致シマ

ス

午後六時散會

頁	段	誤
二一九	四一六	間政府委員 挾間政府委員

昭和十五年三月五日印刷

昭和十五年三月六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局